

とあり、他の五基も凡て慶長九年の寄進に係るもので、銘文の明かなものもある。天保頃になつた甲子夜話續編には、當時豊國廟に寄進した石燈籠を請負つた石工の舊家にあつた帳簿を書寫したと云ふものを掲げて居る。参考の爲に左に記しておかう。

豊國大明神石燈籠の覺寫

貳つ寺澤志摩守殿、貳つ羽柴肥前守殿、壹つあいは殿、壹つ宮内殿、貳つ羽柴左衛門督殿、貳つ生駒讚岐守殿、壹つ青木民部殿、壹つ伊藤石見守殿、貳つ京極修理殿、壹つ藤堂佐渡守殿、壹つ青木右京殿、貳つ堀監物殿、貳つ片桐主膳殿、壹つ二位殿、壹つ伊藤丹後守殿、壹つ三位殿、壹つ堀田圖書殿、壹つ速見甲斐殿、壹つ右京大夫殿、壹つ吉田豊後殿、壹つ大角與左衛門殿、貳つ木下法印、壹つ杉原喜左衛門殿、壹つ木下右衛門大夫殿、壹つ桑山法印、壹つ祐泉、壹つ太田和泉殿、貳つ若狹宰相殿、壹つ大野修理殿、壹つ大藏卿殿、壹つ佐竹殿、壹つ羽柴美作殿、壹つ加賀およめ、貳つ田中筑後守殿、貳つ堀尾帶刀殿、奥院壹つ片桐市正殿、奥院壹つ槻大炊殿、壹つ眞野藏人殿、壹つ羽柴藏人殿、壹つ大進殿、壹つ安藤宰相殿、内殿壹つ片桐市正殿、内殿壹つ同主膳殿、貳つ淺野紀伊守殿、以上五十六

石燈籠別紙に

政所様壹つ、康藏主壹つ、淺野彈正殿貳つ、瑞龍寺殿壹つ、安藝中納言殿壹つ、毛利伊勢守殿貳つ、金森兵部卿法印壹つ、石川千菊殿壹つ。

而して是等多くの燈籠の燈油を山城大山崎の油座のものに命じたとの傳説を、城州大山崎油由來記に記してゐる。即ち

(上略)

秀吉公薨じたまひて後、秀頼公の豊國の祠を京師の東山阿みだが峰に祭り給ふ時、國の司々の大名がた、石燈籠を奉獻し給ふ、其かす五十六基也、則山崎の油座に命じたまひ是をてんぜしめ給ふ、この故に大佛殿の傍に地を賜はりて、山崎の士をその處に寓居ならしめ、今に燈油院とて残り、元和年中、豊國の祠たゆるにつき、石燈籠も僅かに三十基のこるを大佛殿に附られ、點ぜしめ給ふ、是につき京師の所司代なる板倉伊賀守殿公方家の臺命にて御書を下し給ひ神庫に納む(下略)。

とある。山崎の油商人が豊國廟燈明の事に與かつたのは、梵舜日記等にも見られる所で、同書元和四年七月三日の條には、

山崎惣中へ宮寺社服忌令一卷、豊國之油屋淨宗方へ持遣也、

十二月一日の條には、

豊國社參詣備神供、次於神宮寺山崎之油屋淨春朝食振舞也、午刻過令歸院、とあるのを見ても明かであらう。



今太閤坦廟務所の南方に花崗岩で作られてゐる高さ二尺六寸三分、巾四尺、長六尺五分の巨大な長方形の手洗水鉢がある。傳ふる所によると、もと豊國廟にあつたもので、近時妙法院から移されたものであると云はれてゐる。北側面に銘文がある様で、かすかに「寄進」「石船」「年正月」等の

文字が讀まれる。思ふに梵舜日記慶長五年正月二十四日の條に、北野社のものを模して作つたと云つてゐるのはこれであるらしく、極めて興味深い遺品である。梵舜日記には左の如く録してゐる。

清少納言へ豊國石船事令談合、予參北野社、船の書付見越

事先例之依筋目豊國社如此申越了、

奉施入

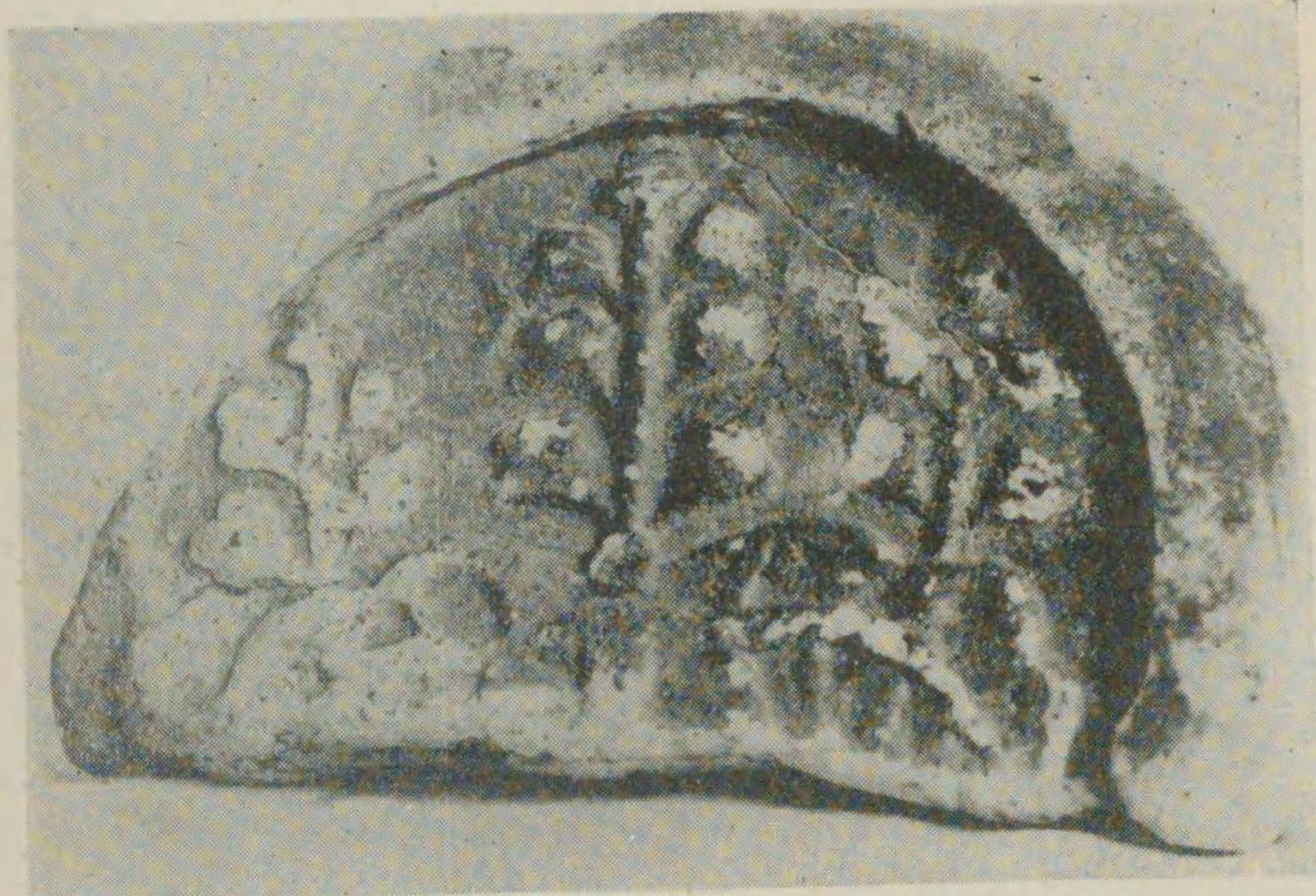
北野社石船

明德四年癸十一月二十五日

願主 貫有白敬

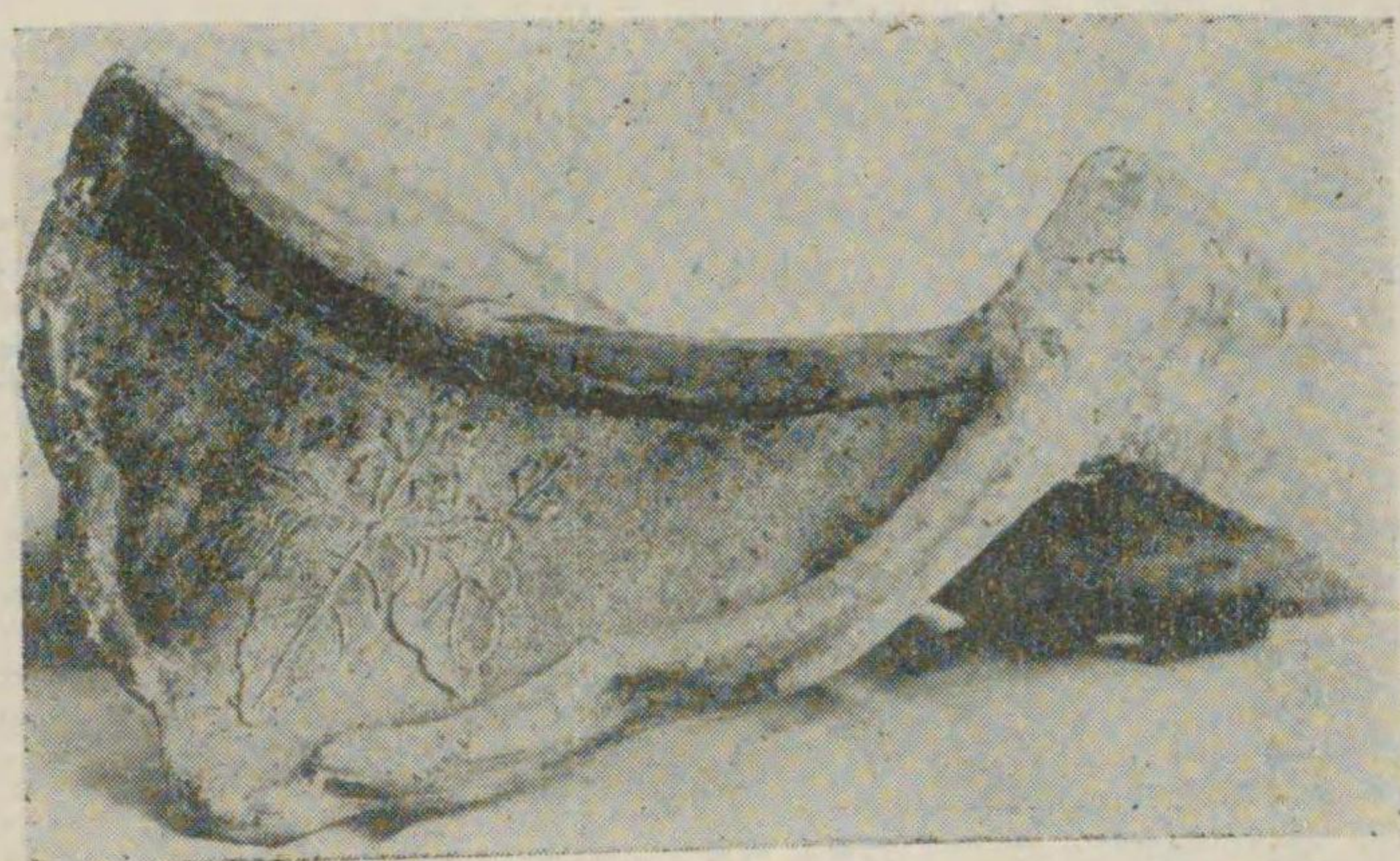
大工 行次

右如銘北野社有之、予注之、



豊國社古瓦 豊國神社所藏

今太閤坦廟務所の南方に花崗岩で作られてゐる高さ二尺六寸三分、巾四尺、長六尺五分の巨大な長方形の手洗水鉢がある。傳ふる所によると、もと豊國廟にあつたもので、近時妙法院から移されたものであると云はれてゐる。北側面に銘文がある様で、かすかに「寄進」「石船」「年正月」等の文字が讀まれる。思ふに梵舜日記慶長五年正月二十四日の條に、北野社のものを模して作つたと云つてゐるのはこれであるらしく、極めて興味深い遺品である。梵舜日記には左の如く録してゐる。清少納言へ豊國石船事令談合、予參北野社、船の書付見越事先例之依筋目豊國社如此申越了、奉施入北野社石船明德四年癸十一月二十五日願主 貫有白敬大工 行次右如銘北野社有之、予注之、



豊國社古瓦 豊國神社所藏

奉寄進

豊國社石船

慶長五年庚子正月十八日

長谷川右兵衛尉守直

右如此豊國石船銘也

又今神社の所藏にかゝる豊國廟社の古瓦が三個ある。其の内鬼瓦は明治三十年八月十五日豊國山上の五輪の巨石を運搬する工事中に發掘したもので、他の二個は明治三十年三月十二日所謂太閤坦の廟務所の井戸掘立の際、六尺餘の土中から發掘したものである。而して鬼瓦は甚しく破損し、周圍に小圓環の並列してゐるのが見られる丈で参考とするに足らないが、他の巴瓦一個は瓦



## 一四、氏神と祖神との關係

## 一 香取、鹿島兩神宮と中臣氏

わが國の神社祭祀の根本觀念が、凡て祖先崇拜から來てゐるといふ捉はれた考へ方から、多くの神社がその氏族の祖先を奉祀するものゝ如く見做し、その誤つた見方から祭神の研究を試みられたものが多い。然しわが古代に於ける神社の大多數は、事實その氏族の祖先を崇敬し、それを奉祀する神社でなく、その一族の守護神とでも稱すべきもので、必ずしもその氏の祖神でない。氏神と稱するものがその氏の祖神である場合も勿論存するのであるが、然らざる場合が却つて頗る多いことを注意しなければならぬ。然しその氏神實は守護神である神々が、それを奉祀する一族の崇敬を受け、所謂氏人と稱して、その神威の下に共同一致して事に従ひ、その保護を願ふと共に、報恩感謝の誠衷を表はしたものと考へられる。

古代民族がその住居を定めて、團體生活をなし、遂に村落を形作る様になつた場合、同一血族の團體のみからそれが出來たとは考へられない。血族關係の異なるものが共に多く居住したことゝ思はれる。殊にある民族が他の民族を征服、服従せしめた場合などには、その聚落には必ずや

被征服者と征服者とが混合して居住したことを思はせる。その時征服者はその氏の祖神を祀る様な場合もあるが、又一方では征服者が被征服者の祖神を崇敬し祀るといふことも思想の單純な時代に於てはあり得べきことゝ思ふ。又移住した場合の如きは、從來その地方で靈威が顯著であるとして一般に祀られたものを守護神として祀り、別に新に一社を建てることをしない場合が多いであらう。

今事實の上に就いて、些か管見を記して見たい。第一に私の頭に浮ぶのは常陸、下總に鎮座する香取、鹿島の兩神宮についてである。鹿島香取兩神宮は云ふまでもなく、武甕槌命、經津主命が奉祀してある。兩神共に天孫降臨の時、五部神以上に功猷のあつた神々で、その傳説には區々の説をなしてゐるが、普通鹿島に武甕槌命、香取に經津主命を祀られてゐるとの事になつてゐる。武甕槌命は天孫の命によつて經津主命（經津主は劍の名で、後に大和石上神寶に藏まつた石上布都の大神で、即ち武甕槌命に經津の劍を授けて遣はされたのであるといふ解釋をなした人もある（久米博士、大日本時代史）と共に、使者として出雲に降り、大國主命と強硬な談判を試み、遂に所謂大國主命の避國となつて、出雲國を天孫に譲られたが、大國主命の御子建御名方命がこれに反對したので、武甕槌命は信濃まで追かけて、遂にこれを殺したと云ふので、諏訪明神は即ち建御名方命をお祀りしたとの傳説である。



かく武甕槌命は出雲へ使者として降られたといふ所傳であるに拘はらず、當時蝦夷の巢窟であつたと思はれる常陸に鎮りますは如何なる事情によるものであらうか。この鹿島香取兩神宮の研究は、古代史を闡明する上から見ても極めて重要なのである。三代實錄貞觀八年正月二十日の記事によると、此の時鹿島神宮司の言に、鹿島大神の苗裔神が陸奥國に三十八社あることを述べて、次の如く掲げてゐる。

- |     |   |     |    |     |   |     |   |     |   |
|-----|---|-----|----|-----|---|-----|---|-----|---|
| 菊多郡 | 一 | 磐城郡 | 十一 | 標葉郡 | 二 | 行方郡 | 一 | 宇多郡 | 七 |
| 伊具郡 | 一 | 亙理郡 | 二  | 宮城郡 | 三 | 黒川郡 | 一 | 色麻郡 | 三 |
| 志太郡 | 一 | 小田郡 | 四  | 牡鹿郡 | 一 |     |   |     |   |

而して是等の苗裔神には延暦年間以來鹿島大神の封物を割いて奉幣した例であることも併せ記してある。當時かく東北邊境の地方にまで末社の分布してゐた事は、その最初鎮座の事情と照合すれば、やゝ解釋に苦しむ所で、更に延喜式を見ると、

- |            |        |
|------------|--------|
| 鹿島天足別神社小   | 陸奥國黒川郡 |
| 鹿島伊都乃比氣神社小 | 同 亙理郡  |
| 鹿島緒名太神社小   | 同 亙理郡  |
| 鹿島天足和氣神社小  | 同 亙理郡  |

- |            |       |
|------------|-------|
| 鹿島神社小      | 同 信夫郡 |
| 鹿島神社小      | 同 磐城郡 |
| 香取伊豆乃御子神社小 | 同 牡鹿郡 |
| 鹿島御兒神社小    | 同 牡鹿郡 |
| 鹿島御子神社小    | 同 行方郡 |
| 香取御兒神社小    | 同 栗原郡 |

とあつて、香取は二社のみであるが鹿島神社は八社に及んでゐる。宮地博士の既に述べられた様に(神祇史の研究参照)、日本海岸に沿ふて、磐城から陸前に及んでゐて、更に山を越えて信夫郡に入つてゐる。かく東北地方に御子神と稱するものゝ多いことは、神威が盛んであつたからと簡単に解釋することは出来ないし、又歴代の天皇が東北經營をせられたに伴ふて兩神がかく多く分布せられたのであるとしては、合理的な説明を加へたものと考へられない。またこれは東北拓植がなるに従ふて出来たものでなく、その以前から早く存してゐたと見る方が、より妥當なる見方とせねばならない。然らば此の地方にあまり交渉關係があると思はれぬ二神がこの地方にかく多く奉祀せられるのは何の故であらう。強ひて想像を許すならば、この二神は天孫系と全く別箇の系統に屬する傳説の氏族で、蝦夷地方に早くより繁衍してゐた氏族の祖神であるか



も知れない。

而して更にこゝに疑問となるのは、この鹿島香取兩神に奉祀する神官が中臣氏であることである。中臣氏は云ふまでもなく、五部神の一つなる天兒屋根命の子孫で、傳説の上では香取鹿島の祭神とは何等の交渉關係は見えない。然らば何故中臣氏が此の兩神を祖神として奉祀したのであらう。

中臣氏と鹿島香取兩神との關係が結ばれたのは餘程古い時代からであつた。常陸風土記には神託によつて中臣の祖大中臣神聞勝命の言に従つて、太刀以下の物を神宮に奉つた事や、景行天皇の時鹿島大神が中臣、臣狭山命に神託を下されたと云ふ記事を初めとして、かなりその傳ふるところは古い。而して此の兩社附近には中臣及び中臣部の人々が多く移住して優勢な地位をもつてゐたらしく、大鏡や伊呂波字類抄などでは、藤原鎌足が常陸で生れたと傳へてゐる位である。中臣氏は齋部氏と共に神祇に最も關係深い家柄で、祭祀のことを掌つてゐたことは云ふまでもないことである。しかしそれが伊勢神宮に奉仕するのは當然のことゝするも、かゝる邊境の地方に赴き、而も鹿島神を祀つたのは何等かそこに理由がなければならぬ。而も古語拾遺の傳ふところによれば、齋部氏はまた安房上總下總地方に廣がり、かく兩部族が利根川を中心として勢力を扶植してゐたことは、恐らく鹿島香取神宮の關係から出たものと考へられ、鹿島香

取が如何に重大視せられたかを想像せしめるものである。

元來藤原氏の祖神である天兒屋根命は、河内枚岡社に祀られ、都に近い古社として相當に厚い崇敬を拂はれてゐた。さり乍ら中臣氏即ち後の藤原氏は、己が祖神を祀つた枚岡の社よりも、鹿島香取の兩神宮に對しては舉族より以上の崇敬を集め、中臣氏またこれを中心として、その一族の勢力を發展せしめたのである。續日本紀寶龜八年七月の條によると、内大臣藤原良繼の病によつて、鹿島神に正三位香取神に正四位上の位階を授けられてゐるが、その時續紀には明かに「其氏神鹿島社」と記されてゐることから見ると、藤原氏は香取鹿島を氏神と稱してゐたのであつた。然し事實に於ては氏神ではない。即ち中臣氏は何時の頃よりかは明かでないが、早くより常陸に移住し、鹿島香取兩神を其の氏神と崇め、中央政府に於てその威勢の失墜した時にも、東北地方の大族となつて發展したので、藤原氏は鹿島を氏神とし、而も後中央に勢力を得るや、奈良春日山の下に春日神社を創立し、鹿島神の影祀たる性質の下に鹿島神を主體として祀り、次で香取枚岡の二座をも併祀することになつた（此の事情は宮地博士「春日神社の成立」參照）。されば藤原氏一門が春日神社を崇敬したのは第一に鹿島神を祀つてゐたからである。而も鹿島神は中臣氏に採つては祖神でない。且つ東北地方に於ける鹿島香取の苗裔神の多きことは、源氏が八幡神を各地方に勧請した如く、中臣氏の勢力が東北地方に發展するに伴つて祀られたものと考へること



は出来ない様で、寧ろ中臣氏移住以前に此の御子神等はそれらの地方の氏族によつて祀られたと思はれるのであるから、何としても鹿島香取兩神と中臣氏との最初接觸の關係を明かにすることは、餘程の考究を俟たねばならない。特に朝廷より此の兩神に奉仕せしむべく、中臣氏を此の地方に遣はされたとせば、中臣氏が是等の神々を祀り奉仕したのは一種の政治上の高等政策と考へられないでもない。而も中臣氏がその地方に定住するにつれて、遂にこれを祖神の如く看做し、その守護の下に共同の生活を營んだものと思はれる。

## 二 出雲大社と出雲臣

是等と同様の關係は他の諸社に於ても見られる。出雲杵築の大社を初めとして、出雲には大國主命系統の神々を祀つた神社は頗る多い。それは出雲風土記乃至延喜式神名帳を見れば氣付くところである。而も出雲大社をはじめとして、それらの神々の社に奉仕してこれを祀る人々は、却つて大國主命の後裔と傳へられる氏族のものではない。大國主命の系統だと云はれるかの三輪氏の如きは出雲にゐないで、却つて大和に多く居住してゐることは、古い記録の示すところである。勿論それは何れかの時に移住したのであらう、しかしその中心たるべき出雲大社に奉仕してゐるものは、傳説によれば天照大神の御子と云はれる天穗日命の後裔たる出雲臣で、

今の千家氏もその系統で、世々出雲國造となつてゐて神社に奉仕してゐる。即ち出雲臣にとつては大社は何等祖神でない。然しそれを氏神として代々祀つてゐるのは、恰も中臣氏が鹿島香取に對すると同様である。鹿島の祭神たる武甕槌命の後裔について、歴史上何等傳ふところがないが、大國主命に就いてはその後裔が歴史上明瞭に認められ、相當の豪族であつたに拘はらず、その氏族がその發祥地に於て祖神を祀らないことは變である。而も鹿島香取の兩神宮と云ひ、出雲大社と云ひ、共に朝野の崇敬の厚いことは伊勢神宮に同じである。鹿島香取の如きは神宮と稱せられ、伊勢神宮に準じて二十年毎に造營を改められるのであつた。かくの如き主要の大社が、既にその奉仕せる神官をはじめその氏族の祖神關係でないことは、所謂氏神なるものゝ性質が如何なるものであるかをよく説明するものであらう。

考古學上わが古代民族を二大別して、所謂彌生式土器を使用した民族と、アイヌ式に屬するものにとせられてゐる。しかしこれは文化の系統がかく二大別せられることを意味するので、民族の種別をかく大別した譯でもなからう。民族としては異民族たりとも同一の文化型式の下に生活してゐることはあり得ることであるから、今遽かに舊來の説たる出雲系民族たるものを否定し去ることは出来ない。もし出雲系なるものが天孫系と全く異種のものとして假定するならば、出雲杵築大社は異民族たる祭神を出雲臣が祭つてゐることになる。この想像は香取鹿島に



於ても同様に許されるべきものであらう。

### 三 松尾大神と秦氏

かくの如く考察すれば、我國に於ける神社は單に祖先崇拜の觀念から出たのみと見ることは出来ない。却つて然らざる場合が多いと云ふ結果となるのである。

又是等の事實と逆に、外來の歸化人たること明かなるものが、豊秋津島の神々を氏神として祀つたと云ふ事實も尠からず存する。かの大陸の山東半島から移住した秦氏の氏神の如きそれである。秦氏は勿論一時に我國に移住したものではなからう。少くともわが神代と稱せられる時代にも既に多く移住したことは想像に難くないと思はれる。而してこの氏は平安朝以前既に山城地方に繁延して遽然たる大豪族となつてゐたが、大山咋神を祖神としてこれに奉仕してゐる。

大山咋神は山城葛野郡官幣大社松尾神社の祭神である。大山咋神は傳説によれば、大國主命の御子で、初め大國主命が國土を經營せられる時、これに従つて丹波國に到られたが、この時丹波國は皆湖水で濁浪が漲つてゐる有様であつたので、大山咋命は大國主命と共に水脈地勢を見られ、東方山峽の通すべきを察して、遂に湖水を山城の葛野に通ぜられたから、丹波は家郷開けて漸

次豊饒となつたと云はれてゐる。されば後人がその徳を尊んで、葛野郡に祀つたのが松尾神社であると云ふのである。元來葛野郡松尾社の附近を流るゝ大堰川の沿岸に沿ひ丹波に跨つて、松尾神を祀つた神社の多いことは常に注意を惹くところで、口丹波の南桑田郡には指定神社中十二社を占めてゐる。今これを舉げると左の様である。

村社	桑田神社	篠村
村社	松尾神社	西別院村
村社	屋磨内神社	本梅村
郷社	大井神社	大井村
村社	松尾神社	千代川村
村社	松尾神社	旭村
村社	日吉神社	河原林村
村社	請田神社	保津村
郷社	欽山神社	龜岡町
村社	桎船神社	(境内神社日吉神社)
村社	太神宮	(境内神社松尾神社)
村社	若宮神社	旭村 (境内神社日吉神社)
		河原林村 (境内神社大山咋神社)

氏神と祖神との關係



この郡は大枝坂を隔て、山城葛野郡に接し、保津川に依つて大堰川に連絡する。古代文化の移動發達上より見てこの郡と葛野郡との密接な關係の存することは地勢上明かなことであらう。而も前掲の如く松尾大社とその祭神を同じくする神社の多いのは、其の徵證となるであらう。

蓋し松尾神社は上古秦氏が祖神として祀つた所で、祭神たる大山咋神を己が祖神として奉仕し、秦都理が葛野郡に松尾神社を建たと傳へられ、秦氏を以て世々祠官としてゐた。されば其の祖神と稱する松尾神を祀れる神社の分布は、或は秦氏の勢力圏の一面を考定すべき傍證となる場合であらう。丹波南桑田郡にはかの太秦廣隆寺を創創せる秦河勝よりして、川勝の姓を稱するもの多く、又この郡の郷名に曾我部郷、漢部郷がある。曾我部は秦氏の後裔と稱せられ、漢部は秦氏の部屬にして漢織をよくするものを云つたことが、雄略記に「散遷秦氏使獻調庸又聚漢部定其伴造」とあるので、知られ本郡に秦氏の廣がつてゐたことを察すると共に、松尾神を祀る神社の多いことは偶然ではない。

或はこれは出雲地方より來た大己貴神の系統の諸神が始め此の地方に據り、更に山城に出て嵯峨松尾に鎮座せられたものであらうとも考へることが出來よう。殊に本郡には國幣社出雲神社があるばかりでなく、村社出雲神社が本梅村にあり、其他大己貴神を祭神とするものが三社

ある。又山城北部には加茂に出雲井於神社(移神社)、愛宕郡高野村に出雲高野神社と稱せられるものがあるのを見れば、是等の關係をも考察しないで置く事は出來ないが、秦氏系統の民が山城葛野郡の地方より出で、口丹波に出、其の一族の發展と共に各地方に松尾神を祀つたものではないだらうか、松尾神社祭神が大井川を溯つて丹波に出でたと云ふ、大井神社の傳説の如きこれを示すものであらう。

大井神社は丹波南桑田郡大井村字並河に鎮座し、延喜式内の舊官社で、御井神、月讀命、市杵島姫命の三神を祀る。社傳には和銅三年九月詔によりて社殿を創立し、貞觀八年勅して競馬を許されたが、其の後應仁文明の亂に荒廢し、天正年間明智光秀の爲、遂に兵燹に罹ると云ふ。傳説に従へば御井神は大山咋神で、市杵島姫命と共に山城松尾神社より大井川を鯉の背に乗り、沂らせ給ひ、こゝに鎮座すと云ひ、松尾大神を酒神と稱することより、此の二神を酒美豆男神、酒美豆女神と稱してゐる。「延喜式神名帳頭注」には左の如くに記してゐる。

大井。月讀神命也。建治乙亥四月、神輿依大井川大水而流此地。故國民祭之云々。

また王朝時代以來山城松尾神社の所領中最も主要なるものは、攝津山本莊、越中松永莊及び丹波雀部莊及び桑田莊である。桑田莊は今の南桑田郡のある地域を指したものであらう。本郡に倭名抄桑田郷がある。郵岡良弼著の「大日本地理史料」には今の王子、篠村、保津、馬堀、野條、森村、淨



法寺を其の郷域としてゐる。

此の莊の名稱は單に桑田莊と稱した外に桑田神戸田桑田神戸田惣莊或は小川神戸田と稱せられた様である(松尾神社所藏文書、東房長氏所藏文書)。今南桑田郡には倭名抄小川郷と稱した地域がある。上掲の大日本地理史料には其の疆域馬路、旭國分、千歳毘沙門、川關、屋賀、千原、拜田、北莊、今津、高野林、小林、金岐、湯井の諸村に互つてゐるとしてある。松尾社所領の桑田莊はこれらの地方で、桑田莊の桑田は郡の名稱として冠したものであり、小川神戸田と稱するものがその地名を示したものであらう。今千代川村に小川と稱する字があり、村社松尾神社あつて大山咋神を祀つてゐる。又小川月讀社と稱するもの今馬路村大字馬路にあつて、月讀神を祀り延喜式桑田郡十九座之内で「小川月讀社名神大」とあるものがこれであらう。貞觀五年神階を從五位上に進められてゐる。然るに應仁年間大堰川洪水に際し社地を流失し一時廢絶したと云ひ、大日本史神祇志には此の社はもと小川村にあつたと書かれてゐるのは恐らく事實であつて、山城松尾月讀社と關係があるものであらう。馬路村と千代川村は保津川を隔て、相隣れる村で、かく山城松尾神社と祭神を同じくする神社の存する地方に松尾社領のあるのは當然な事であらう。さて丹波桑田小川神戸田が山城松尾神領となつたのは、壽永三年十一月の事で「聖朝安穩の御願」の爲に寄進せられたのを其の始とすべきことは、東房長氏所藏の文書に依つて知られるのである。而

して始め社領として沙彌證阿がその預所職を知行してゐたが建久八年二月二日神主秦相頼の子秦相久に譲つた。そして今松尾神社所藏の平安朝時代の古文書等を見るに、その祠官は秦氏を稱したので、大山咋神をその祖神とし氏神として居た。此の場合丹波に大山咋神を祀つた神社の多いのは、秦氏が山城より次第に丹波地方に移住した結果勸請したものと思はれるが、遂には大國主命を祭神とせる丹波國幣社出雲神社をも氏神として奉仕する様になつた様である。遙かに後世に屬することであるが、かの徒然草にはこの出雲社の狛犬のことを記した内に、「はだの某とかやのしる所なれば云々と記してゐる。又同じ秦氏で山城伏見の稻荷神社の如きも秦公の氏神と稱せられるものであるが、またその祖神にあらざることは明かである。

#### 四 氏神と産土神

斯の如き例證は他に多くこれを擧げることが出来るので、後世祖先の神にもあらず、またその氏族に何等の由緒のないものをも尊崇して氏神と稱し、終に守護神たる産土神を以て氏神と同じものと思ふ様になつた。例へば平氏は平野神社を氏神としてゐるが、壽永年間には延曆寺の僧徒の勢力に頼らんとして更に叡山鎮守の日吉神社を以て平氏の氏社とした。百鍊抄壽永二年七月八日の條に、



今日平氏公卿十人前内大臣宗盛以下以連署起請送叡山准藤氏興福寺以延曆寺爲平氏氏寺准春日社以日吉社爲氏社

とあつて同じ様なことが源平盛衰記に見えてゐる。また臥雲日件録文安四年八月十三日の條に

早與平仲徒步赴地寶寺齋出門一町有住吉明神祠廟誦咒以獻凡世人以神明主于我所生之地者謂之氏神予生于泉州界南故住吉乃氏神也

とあるから室町時代では既に氏神と産土神との區別も分らなかつたので雍州府志の小倉明神の條にも「氏神或稱生土神」と書いてゐる。

元來氏神とは「神道名目類聚抄」に「氏神とは姓氏の始祖の神を云ふ」と記し、また倭訓栞にも「うちかみ祖先の神と云ふ也」と書いてある様に各氏の祖神を指すこと云ふまでもない。即ち中臣氏がその祖天兒屋根命を祭り、忌部氏がその祖太玉神を祭つて各その氏神としてゐるが如きである。また一般に産土神うぶすなのかみとはその人の本居即ち産地を守護せる神を云ふのであつて、三代實錄貞觀六年十月十五日の條に「備中國從五位下宮原神授從五位上、(中略)讚岐國正六位上高屋神、粟井神、梶州天川字夫志奈神、賀富良津神等並從五位下」とか延喜式神名に尾張國葉栗郡に「宇夫須那神社」とか記されてゐるのを見ても、産土神の名稱が古くからあることが明かである。

要するに氏神は必ずしも祖神でなく、又かゝる場合が殆んど大部分であると云ひたい位である。されば以上述べたことによつて、少くともわが古代に於ては氏神と云ふことには、必ずしも崇祖の觀念のみから出たものでないこと、隨つて氏神と云つてもいろいろ内容が存してゐることを知り得るのである。



附

錄



## 古社寺雜考

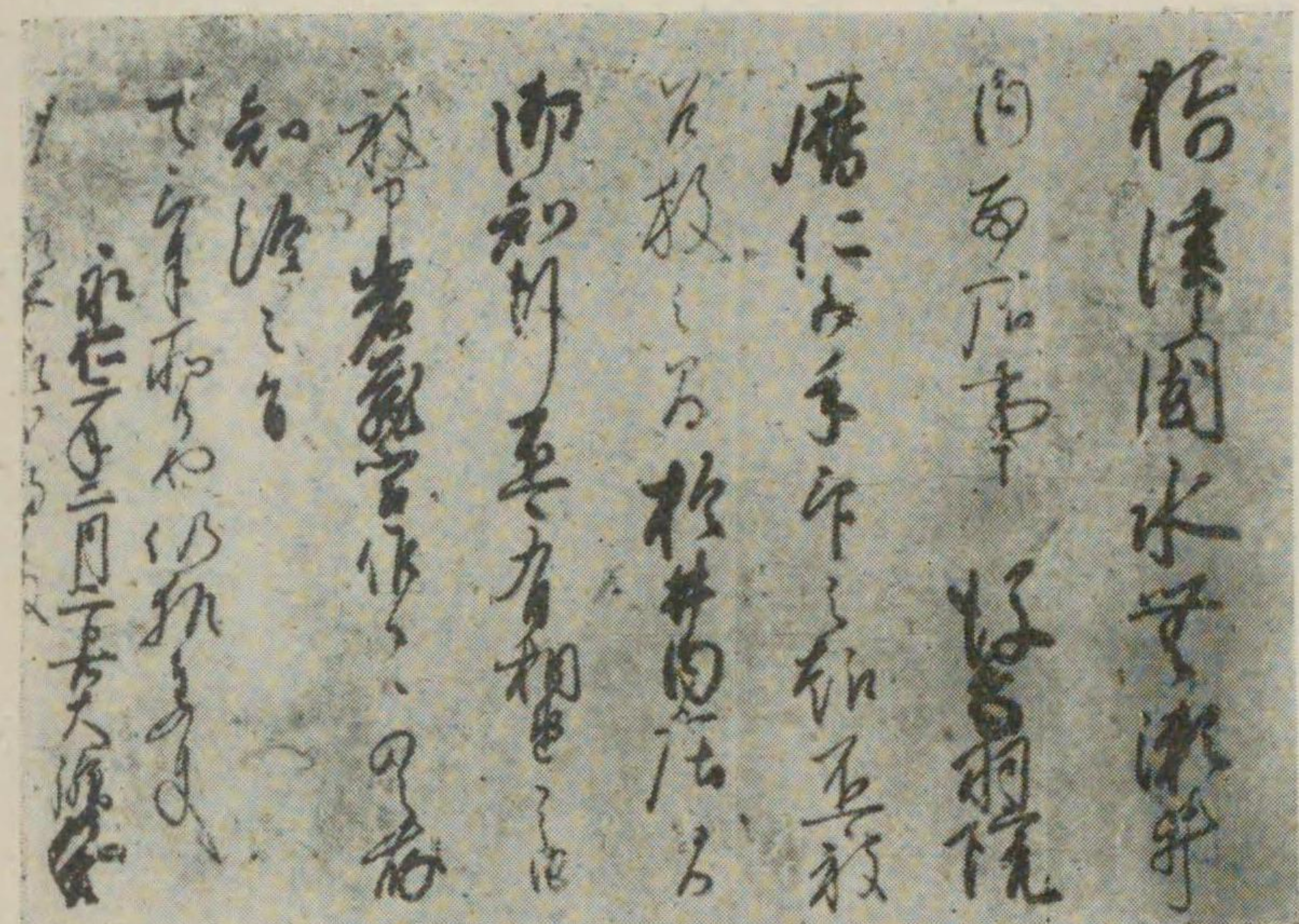
### 一 水無瀬御影堂の信仰

今大阪府三島郡島本村鎮座の官幣中社水無瀬宮は、もと後鳥羽院の御影を奉安した水無瀬御影堂の遺趾であつて、今は後鳥羽、土御門、順徳三天皇の神靈が祀られてゐる。後鳥羽院は承久三年鎌倉幕府征討の御謀事御志と反して、隱岐に遷幸あらせられ遠く孤島に崩御あらせられたが、御治世の頃この水無瀬川のほとりに水無瀬殿を造營せられ、四季折々の御遊びに、屢々こゝに行幸せられ、心ゆくかぎり興ぜられたのであることは増鏡等に見え、よく人の知るところである。崩御に先き立つ十四日隱岐國に於て、特に左右の御手印を捺し給へる御遺書置文を水無瀬親成に賜ひて、親成に攝津水無瀬、井内の兩莊並に蓮華玉院領たる出雲の持田加賀の兩地を所領せしめ、水無瀬家をして永く上皇後世の御菩提を弔はしめられたのである。

上皇は延慶二年二月御憤懣の中に遠き孤島に崩御あらせられたのであるが、北海に憂ひ深き御後半世を過されてゐる間にも、その御憤懣の御心情を洩れ聞いて誰しも御同情申し上げたのであるが、殊に北條氏の人々は、其の原因をなしたのであれば、寢ざめの悪いことであつたに相違



ない。天福年間に後堀河天皇の後漢壁門院の崩御をはじめとし、後堀河天皇の崩御、仲恭天皇の崩御等宮中の御不幸が續いたに就いても、公家の人々は、後鳥羽院の御怨念の致す處と考へた。されば崩御の後に至つて一層一般に院の御怨靈に不安を感じたので、御幽魂が屢々現はれると云ふことが宣傳せられ、種々の流説が行はれて來た。延應



伏見天皇綸旨 津水無瀬宮藏

元年十二月幕府の元勳であり、承久の變の大立物であつた三浦義村の頓死したのも、翌仁治元年正月北條時房の突如として卒したのも、後鳥羽院と結びつけ、その御作爲であると云はれ、關東武士は殊更に神經過敏とならざるを得なかつた。一夜の夢に院が時房を召し取らうとされたと感じたと云ふものが、時房の郎等の中にもあつた。仁治三年幕府の執權泰時の卒去や、又文永八年後嵯峨法皇の崩御など、天下に變事あるごとに院の御祟が連想せられた。保曆間記には四條天皇の崩御後隱岐院御慰靈の爲阿波院の宮即ち後嵯峨天皇をお立てしたのだとさへ書いてある。院の御靈を恐れた朝廷幕府では、盛に天皇の冥福を薦め

て其の禍を祓はうとしたのである。殊に最も恐れた幕府では、將軍頼經が寛元二年に天皇の宸筆を模して法華經の形木を作つて、百部を摺寫して供養の儀をあげたり、北條時頼の時には鎌倉鶴ヶ岡の麓に一社を創立して雪の下新宮と稱へて、院の御靈を祈り奉つた。公卿の方でも同様に怨靈を鎮め奉る手段として、一度顯徳院と追諡したのを後鳥羽院と改めたり、或は大原の御遺骨奉安所に、法華堂を建て、水無瀬離宮の建物を移し、三昧料として料地を寄せられたこともある。

水無瀬御影堂が南北朝時代に入つてから、公家方、武家方兩方から一層厚き崇敬を受けたのは時勢の變轉激しきに伴ふて現はれたので、現に水無瀬宮に所藏せられてゐる主なる綸旨、院宣、御教書等は、大部が南北朝時代に屬するものであるから、少しくこれらによりて當時の状態を記述して見たい。

元弘三年六月後醍醐天皇が御素志を達せられて、隱岐より還幸せらるゝや、愈々新政を始められるに當つて、其の年十一月十二日に前左近衛權少將水無瀬具兼に綸旨を賜はつて、蓮華王院領出雲國加賀莊及び持田村の知行を全ふせしめられ、且つ他妨を停められてゐるが、殊に天皇は後鳥羽院が薨き日を送られ、還幸の御志は深きも遂になしとげらるゝの期を待たずして崩ぜられた同じ隱岐の島より還幸せられた事であり、またその御志が遂に後醍醐天皇に至つて始めて成



就せられたのであり、先づ御影堂所領安堵の論旨を賜はつた天皇の叡慮の程も拜察せらるゝものである。

而も御還幸の後、後醍醐天皇は、後鳥羽院が隠岐より出された御手印遺書を親しく水無瀬家より召されて御覽せられ、後鳥羽院の往時を御追懐になつたことであつた。而も間もなく足利尊氏が叛旗を掲げたので、後醍醐天皇は俄に再び叡山へ行幸せられたが、此の時天皇の御座右に置かれてゐた前の御置文遺書が、その急劇の兵亂の爲に一時紛失したのは、殊に感慨深く思召されし事に相違ない(水無瀬文書)。

然るに一方尊氏は建武三年光明天皇を擁立し、光嚴上皇を迎へ奉ると共に、建武三年十一月十六日院宣は下されて、御影堂領攝津水無瀬、井内兩莊の知行を安堵せしめられ、翌二十五日には兩莊内の殺生禁斷、諸人の狼藉を停められてゐる。その四日前は實に後醍醐天皇の吉野潛幸の日に當つてゐるのである。而も翌建武四年(延文二年)正月八日には光嚴上皇は更に水無瀬具兼に、御影堂御祈料所として但馬牧田郡美濃菅田郡を管領せしめられてゐるが、實は去年十一月十六日には、上皇親しく御影堂に御祈念があつたのであつた。而して翌延元三年に上皇は、更に美濃有里を御影堂に寄進せらるゝのみならず、四年三月二十四日には、足利尊氏の幕府は光嚴院院宣を傳へて、赤松範資に御影堂より兵糧を徵發することを特に停止すべきことを命じて居る。

此の四年八月十六日(曆應二年)には、後醍醐天皇は遂に吉野皇居に崩御せられたので、御影堂には此時後鳥羽院の御靈託があつたと傳へられた。吉野帝の崩御は後鳥羽院の憤懣の中に崩ぜられたと御同様の状態であり、後鳥羽院の御靈をひたすら恐れてゐた幕府は、こゝにまた第二の後鳥羽院がゐられる様な有様となり、尊氏は崩御の報を得て恐懼し、雑訴を停むること七日、専ら謹慎の意を表はしたので、中院一品記によれば凡て崇徳院の例によつて御靈を祀ることとなつたとある。

然るに北朝では此の時廢朝を行はれなかつたので、尊氏が朝廷に奏して崇徳院の例によらるべきを申上げて居る。玉英記抄には、此間武將邊有光物云々などと記されて居て、一般に神經過敏になつた有様が窺はれる。鎌倉時代に崇徳院の御靈を恐れると云ふ考へはよほど甚しかつたので、讃岐院に崇徳院と云ふ名をば宣下せられたり、かやうの事ども怨靈おそれたりけり(愚管抄)などと記されてゐて、保曆間記や源平盛衰記などを見れば、屢々かゝる記事が見出さるゝので、吉野南帝の崩御と共に、幕府は崇徳院の場合と同じ様に非常な畏怖を感じた様であつた。これ又後鳥羽院の御靈に對する奉祀を厚くする所以ともなるので、而も御影堂は吉野朝廷よりも深き崇敬を受け、北朝南朝から戰勝其の他の祈願があつて従つて兩朝から所領の寄進が行はるゝ有様であつた。即ち南朝興國元年八月十九日、後村上天皇は水無瀬御影堂領として攝津豊島仲



村領家職を寄せられ、先帝の御菩提を弔はれ、四海安全を祈られてゐるが、翌々年北朝康永元年二月十九日には、光嚴上皇が美濃國馬瀬郷を寄せられ、二年を経て貞和二年閏九月五日には、御影堂法華轉讀料所として、長講堂領の越前坂北莊内寄地郷を領有せしめられ、貞和四年五月二十九日美濃東田原郷を護摩料に充てられて居る。幕府も亦水無瀬御影堂領の違亂なからんことに不慮の注意を拂つてゐたが、足利義詮は貞和三年四月十七日に御影堂領たる出雲加賀莊雜掌の訴を裁決して、同庄内大加賀村一分地頭尼空仙の年貢抑留を究濟せしむべく命じてゐる。貞和四年九月二日には、光嚴上皇は曩に冷泉頼定が、建武四年に院宣を請ふて加賀白山に寄附した長講堂領越前坂北莊長畝郷内玄陽名の地を召返して、再び御影堂領に復せしめられ、翌五年七月十九日院宣を賜つて美濃田原郷を安堵せしめられてゐるが、越えて三日即ち同七月二十二日賀名生の行在に御座する後村上天皇は、御願文を水無瀬宮に納れて天下の恢復を御祈りになつてゐる。然るに此の頃尊氏直義兄弟は、高師直の事によつて相反目して戦ひ、尊氏軍を率ゐて攝津山崎に陣すると共に、觀應二年正月十日願文を水無瀬御影堂に納めて戦捷を祈り、一村を寄進して堂宇の造營を爲すべきことを述べてゐる。觀應二年日次記によると、同年四月四日に山城醍醐寺清淨光院房玄が賀名生の行在所に赴いて、南朝の元老北畠親房に面して事書を進めてゐる、或は南北朝兩朝合體の事を勧めたのであるかも知れないが、此の時後村上天皇は僧房玄に調を賜は

つて後鳥羽院怨靈祈謝のことを命ぜられて居る。遠く賀名生の行在に御座せられながら、尙後鳥羽院の御事に思ひ致され祈願をこめられたこと、思はれる。此の年京都は尊氏直義一旦和睦したとは云へ、足利氏の内証は事實益々激しくなる有様であつて、京都は動搖してゐた。その爲か同年十月五日の頃には、後鳥羽院御影堂が鳴動したとの事が京都に聞え、太政大臣洞院公賢は日記園太曆に、「如何ニモ有子細事也、尤可怖々々」と意味ありげに記してゐる。御影堂が如何に恐怖を以て見られてゐたか、分る。鳴動と稱せらるゝのは、南北朝の頃には、此の外有名な多武峯の鳴動御破裂や、石清水八幡宮の鳴動もあつた。何事も怪異とあやしむ不安の人心の鋭敏さが働いてゐるからであらう。

此の觀應二年十月には、尊氏義詮等一旦降を南朝に請ひて聽され、北朝崇光天皇は廢せられ、翌正平七年（北朝文和元年）閏二月十九日には、後村上天皇一度石清水八幡まで幸せられたのであつたが、義詮の叛軍に破られ、五月再び賀名生に還幸せられた。然るに翌正平八年足利直冬の歸順と共に一時南朝の形勢好轉し、六月には南軍京師を攻むるまでになつた。此の時後村上天皇は太宰權帥徳大寺公量を水無瀬御影堂に遣はされて、戦勝の告文を納められた様である。かくて十月には天皇綸旨を賜ひて御影堂の諸役を免ぜられたが、義詮再び入京して後光嚴天皇を擁立せんとするに當つて、十二月八日義詮御教書を下して御影堂に大般若經一部を轉讀して災厄を



祈り穰はしめて居り、更に翌文和三年六月一日には、北朝後光嚴院は綸旨を賜つて御影堂の諸役を免ぜられてゐる。此の年十月末日には南朝後村上天皇は河内金剛寺に行幸せられ此の寺を以て行在とせられてゐたが翌十一月二十二日後鳥羽院菩提の爲水無瀬殿趾に社壇を建立する爲加賀南縣莊地頭職並に美作北高田莊地頭職を其の料に充てられた。然るにその前日二十一日に尊氏は御影堂の供僧をして天下の靜謐を祈らしめてゐる。かく殆ど同時に南北兩方から祈願を籠められたので、此の時代には他にかゝる事例はないでもないが、御影堂の崇敬は公家武家との間に競走的事であつたことゝ想像せらるゝのである。

次で文和四年正月足利直冬等が京都に入つて一時南朝の正朔を奉じ、既に尊氏等は後光嚴天皇を奉じて近江に遁れたのであるが、三月尊氏義詮等再び入京するに當り、其の前月には再度御教書を下して御影堂に天下靜謐を祈り、其の文言に特に「崇敬異他也」と述べ、翌延文元年又鳴動の事があるや、三月八日、七月二十八日兩度に祈謝の意を表してゐる。

南北朝時代に於ける水無瀬御影堂の崇敬は以上の如くであつて、南北朝合體後は何等の變化もなく推移したものと思はれる。思ふに社會状態の不安に伴ひ、佛教の説く因果思想と關係して、後鳥羽院の御菩提を弔ひ、且つはその御加護を得んと考へから、かくは此の時代に際立つて、あらゆる社會の崇敬を受け、御影堂領の増大を來したものであるが、殊に足利氏にとつて御

影堂から來る恐怖は、決して容易ならざるものであり、常にその御靈を慰め奉ることに日夜これ頭を悩ましたことと思はれ、南朝に取つてはこれによつて、その御加護を蒙り、後鳥羽院の歎慮を遂げ、且つ其の御靈を慰め奉らんとしたので、南北朝時代の信仰思想に關する觀念の一面を窺ふことが出來ると考察せらるゝのである。殊に貞和三年二月九日足利直義夫人澁川氏が懷妊著帶した時には、青蓮院入道尊圓親王が加持を行はせられたことであつたが、何分直義夫人は此の時四十一歳の高齢で、而も初めての懷妊であつたから、直義の喜びもさこそと思はれるが、又それに伴ふ不安も一通りではなかつたであらう。さればその安産を祇園社や水無瀬御影堂に祈つた。その願文に、

## 起請事

## 水無瀬殿

右有伉儷之女當誕彌之期、產生無恙之術、身體安全之籌、偏仰神道之擁護、專凝心府之精誠、速表維熊之端、得如闔之休者、寄進一所之菜地、須備萬代之神田者也、願書之趣大概如件

貞和三年五月二十五日

左兵衛督源朝臣 直義(花押)

とある。幸に六月八日男子誕生した。晩年の初産とて直義の喜びも一通りではなかつたであらう。御影堂の信仰崇敬も斯くして一般と結びついて來たのであらう。

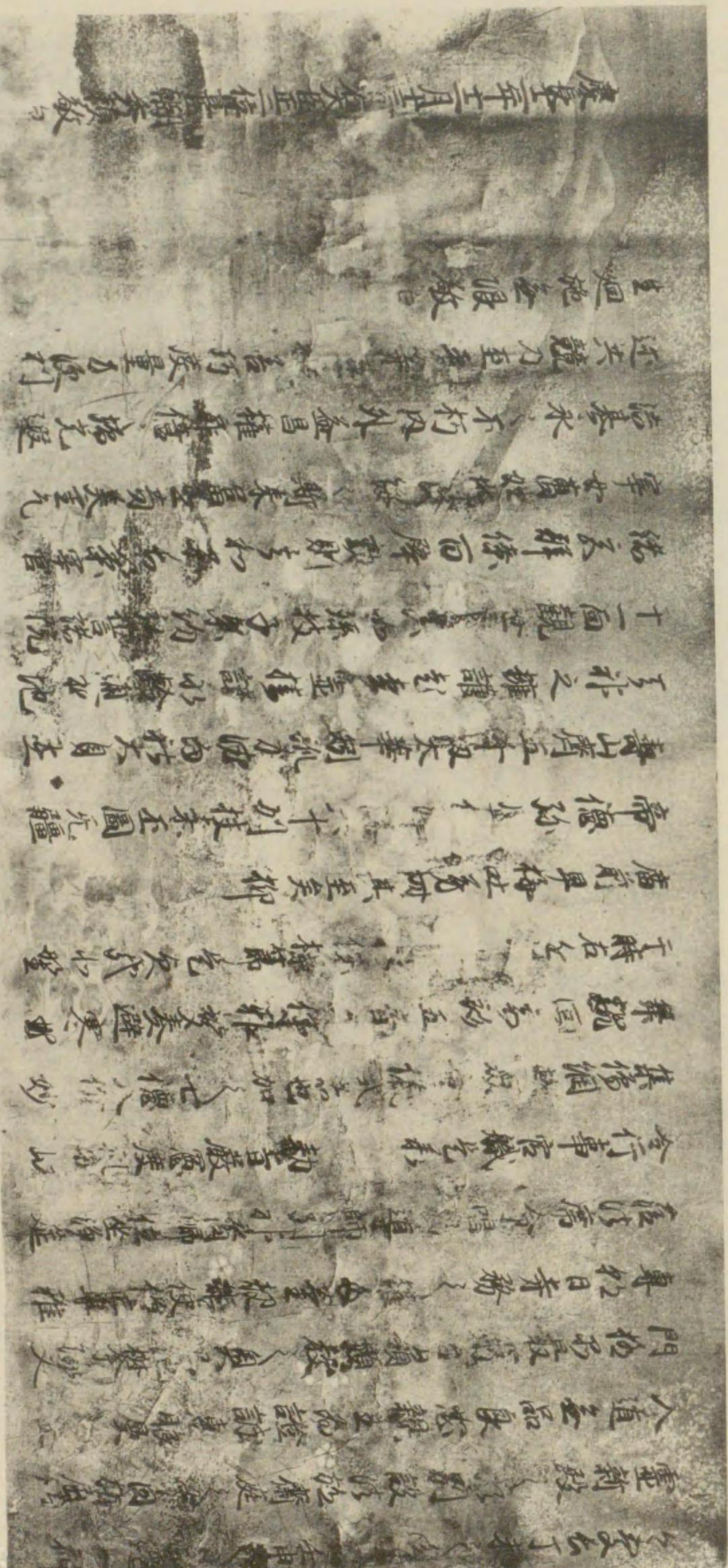


二 曼殊院文書に就いて

一

曼珠院は洛北修學院村字一乗寺に在つて天台宗に屬し、世に竹内門跡と稱せられて、著名な古刹である。寺傳によると、この寺はもと比叡山に在つたので、僧最澄が延暦年中の創立にかゝり、僧慈覺、安惠、最圓、玄昭等が相傳へ、僧是算に至つて、天慶年間に叡山西塔北溪に遷り、東尾坊と稱し、天曆元年京都に北野社の創翹せらるゝと共に、勅して別當職に任ぜられ、其の後天仁年間僧忠尋の時に寺號を曼殊院と改めたと云はれてゐる。

後承久年間僧慈順の時に北野社別當たるの關係で、洛西北山に別院を設けたが、足利義滿が北山山莊を造營するに當つて之を禁闕の側に移した。寺記によると京都中筋西北角石薬師通南側で舊清閑寺、野々宮二氏の邸邊に當つてゐると云ふ。後江戸時代明曆二年に門主良尙入道親王が幽閑清雅の地を選んで、現今の寺地に堂宇を造營して移られたのである。現在の寺域は山を背し前方遠く加茂川の清流を眺め、音羽川を右にして林丘寺と鄰し、左に不動寺道を限つてゐるが、もと其の地は舊月林寺の舊趾であると傳へられてゐる。月林寺は所謂叡山三千坊の一で、中古文人集會勸學會等を行つた所であることが本朝文粹等に見える。



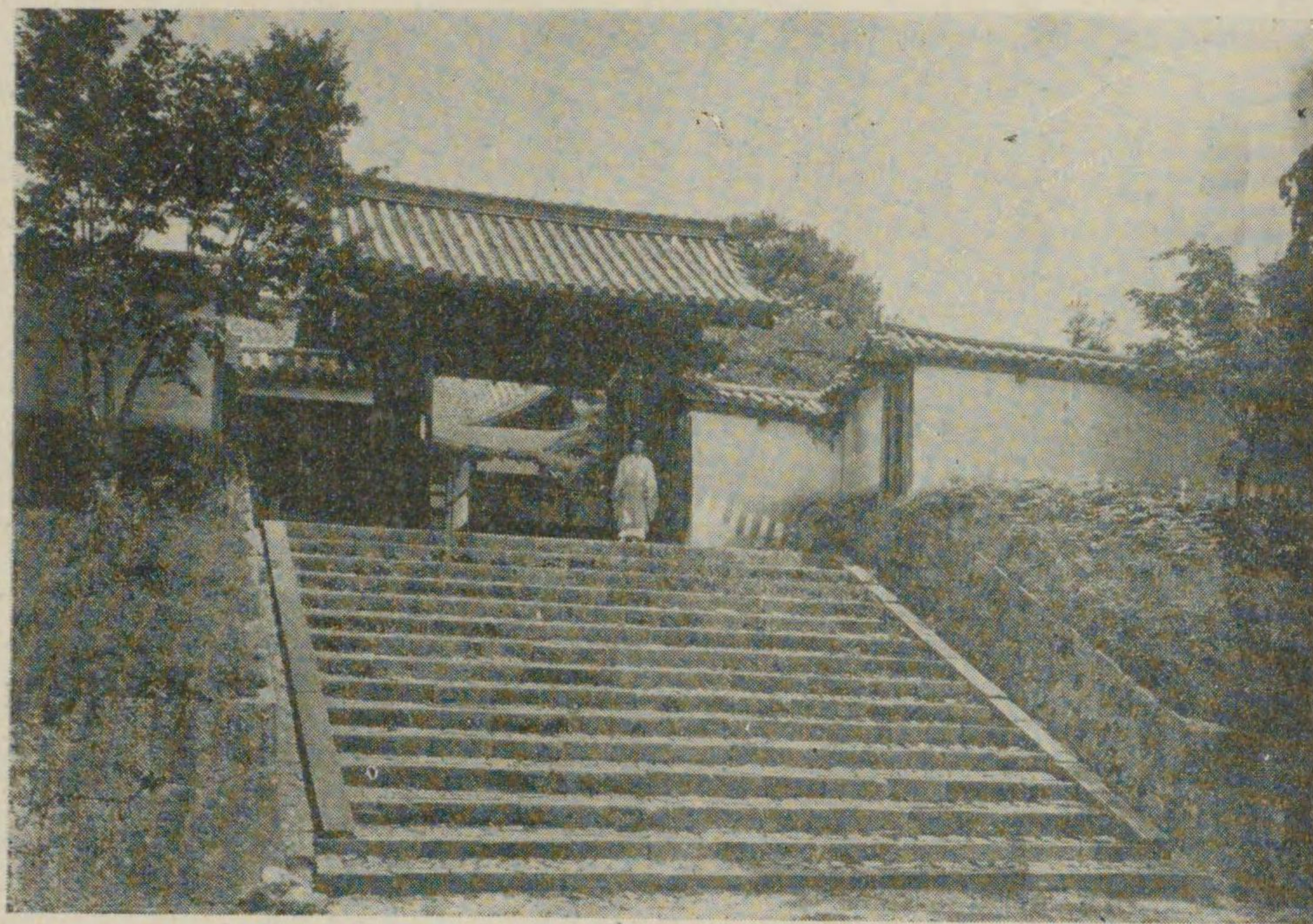
【圖版十五】

藏所院殊曼

文願願秀臣豊



曼殊院文書に就いて



曼 殊 院 山 門

斯く本院の由緒沿革等は史籍に明かな所で、且つ世々法親王の住院であつたが、明暦以前の諸堂宇の有様等は今之を詳にすることが出来ない。現在は大書院、小書院、庫裏、寶藏、經藏、護摩堂等の諸堂宇が明媚なる地形に配して設けられてゐる。上述の如く親王在院の名刹であるのみでなく、この寺の住持で朝廷の厚い崇信を受けた高僧も尠くない。就中慈嚴僧正の如きは特に後醍醐天皇の深い歸依を賜はつたことは名高い事柄である。かゝる名刹であるから本寺所藏の記録、古文書等貴重なるものが頗る多いので、今一々これを枚擧することが出来ない。現に國寶として指定せられたものには、左の如きものがある。

慈圓僧正願文 傳春日表白 貞應三年仲秋とある 一卷  
後醍醐天皇宸翰御消息(七通) 一卷



光嚴天皇宸翰御消息 貞和五年三月十一日とある 一幅

後花園天皇宸翰御消息 外題に寛正四、五、廿三とある 一幅

後土御門天皇御歌卷物 後柏原天皇宸翰、飛鳥井榮雅點 一卷

紺紙金泥般若心經 後奈良天皇宸翰、(安房國宛) 一卷

附御寫經始日次勘文一通、報恩院源雅書狀案一通、平盛舜請文一通、報恩院源雅書狀一通、生

清書狀一通、心經被遣諸國覺一通

後陽成天皇宸翰御消息(廿九通) 一卷

源氏物語(蓬生、薄雲關屋) 各卷に畔雲山人、明魏の奥書あり 三冊

淡彩東北院歌合 一卷

此の外後陽成天皇、後水尾天皇、後光明天皇、後西天皇の各宸翰御懷紙、短冊等が現に多く所藏せられ、多くは本寺に在院せられた良恕入道親王(陽光院第三皇子、天正十五年五月北野別當に補せられ、寛永十六年三月天台座主となる龍華院宮と稱す)及び良尙入道親王(後水尾天皇猶子八條式部卿一品智仁親王の息、正保三年三月天台座主に補し、元祿六年七月薨去、天松院宮と號す)等の拜領せられたものが多し。繪旨、院宣、宣旨等亦江戸時代中期頃に至る迄のもの多く、又見事な立願文、諷誦文等が建長、萬壽、嘉元以來江戸時代に至る迄のもの存し、贋寫に係るものもあるが、また原本も尠くない。其の

宗儀を録した講式類も建久元年五月六日の藥師講略式を始めとして、親王高僧の遺筆が尠くないし、その他本寺の沿革を物語る歴史的古文書等も頗る多く、今一々之を擧げないが、嘗て湯本文彦氏に據つて編せられた京都府寺誌稿曼殊院の部に就いて参照して貰ひたい。もとより曼殊院は現在寺運が隆昌と云ふのではない。而もよく斯くの如き多くの史料を完存し、且つ我が美術史の考察に参考となる貴重な古書畫、器具、佛具等の保存せられたのは稀有のことに屬するもので、今日に於てこれ等の保存の道を講じ置くことが切に必要であると思ふ。

今本寺所藏の古文書の二三に就いて記して見ると、天曆三年の附法狀一卷は、豎八寸六分あつて、首めの數十字が缺けてゐるのは惜しいが、村上天皇の天曆三年五月十七日傳法阿闍梨内供奉十禪師傳法大法師位智淵より豐義への附法狀で、その書風の謹嚴なる、貴重な古文書と云はねばならない。

蘇悉地大法

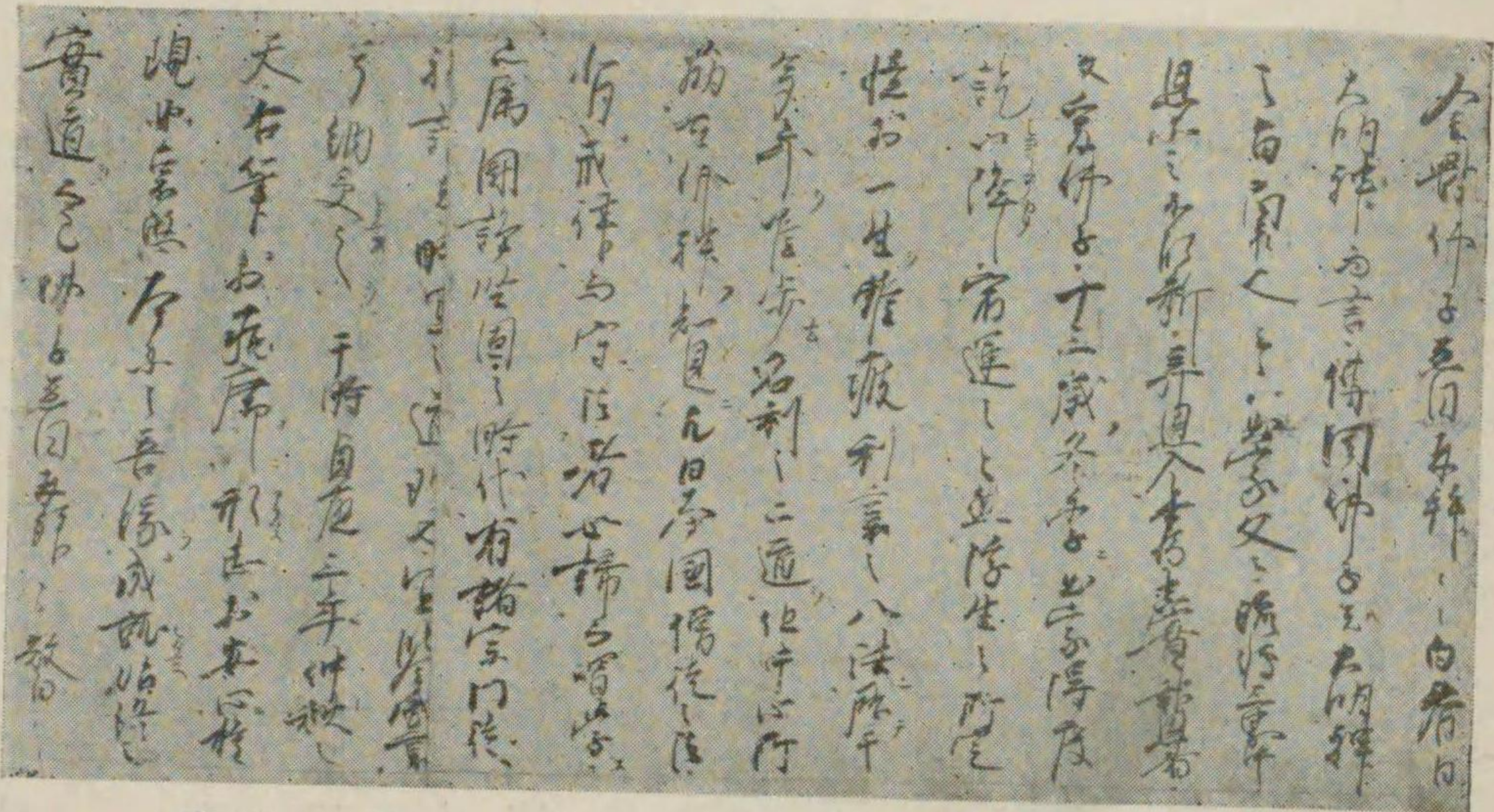
法橋上人位玄昭大

大阿闍梨所習學 剛界悉蘇地三部大法既畢、爰大師律師大阿闍梨和尚以件大瑜伽傳付智淵、又方今智淵爲令不墮師迹、以此大教傳付門弟延命七院禪師傳燈大法師位豐義、已畢、願也固守師迹、莫斷佛種師資、遞傳秘教之、自他共遊極樂之刻、天曆三年歲次五月十五日、傳法阿闍梨内供奉十禪師傳燈大法師位智淵示。



また慈圓僧正の春日社表白文は豎九寸八分鳥の子紙に記されたもので、その書風また雄麗で珍重すべきものであらう。

金剛佛子慈圓再拜々々白春日大明神而言傳聞佛子者大明神之苗裔也云々出家文云流傳三界中恩愛不能斷棄恩入無爲眞實報恩者又爰佛子十三歲冬季出家得度訖以降宿運之令然浮生之所定憶於一生雖疲利衰八法聽于多年唯步名利之二道但中心所萌在佛神知見歟日本國僧徒之法背戒律而守諸著世諦而習學亦屬鬪諍堅固之時代有諸宗門徒之邪執皆昔權者化現之間鑿之以不嫌今學侶我慢之中競之成煩時々果報國之風俗是敢不然哉佛子扶三代執政之萬機護一人寶祈之政道其間所蓄于中心者興隆佛法應作佛事所羨于下愚之政道反素天下中興行住全無所犯之過意朝暮亦有所求之善種因茲一期生亂世而未會災難七旬致祈禱未結遺恨遂使相逢當時之內亂之間得宿病而遁其難聽靈告以有所待都以佛子攝錄之大任后宮之榮幸王子之降誕立坊之受禪王法凌夷鑒見未來轉變之發智惠任大聖之照見皆收己心之覺悟而間近□天下云爲年月心中之苦惱齡滿于七旬待路於旦暮之今依有出家號雖疎遠于大明神之利物爲信一代之教徒之殖於中丹田之善種情願年來之思慮今大明神之知見之前無殘疑於一心底眞實我宗之法門者道一佛乘之悟入神道垂跡之冥道者一代無上士之開示也無自無他不見因緣拾三世無親無疎集果報拾一生出家之悟如此入道之成在之然則苗裔三世之昇沈花臺



僧慈圓春日表白

曼殊院所藏

曼殊院文書に就いて

一朝之來迎至於祖神之冥感入觀音之掌内已受生一族家專修法於七旬之身遂以從法發心如必有其冥助者歟抑天下之攝錄者尊神之約諾也當擇器量兮擁護之心中之祈請者時運之道理宜鑒盛衰兮納受之于時貞應三年仲秋之天右筆於病席形悉志於安心權現哀感本來之善緣成就始終之實道而已佛子慈圓再拜敬白

慈圓僧正に就いては嘗て雜誌史林第六卷第一號に三浦文學博士が愚管抄の研究と題して考覈せられた所で此の研究を讀んで後此の表白文稿を一讀すると一層興味深きを覺えるであらう。同博士の考究によつて愚管抄の著者が此の慈圓僧正であることは明かであつて而してこの文書にも見える様に慈圓は藤原氏の出で法性寺關白藤原忠通の子九條家の祖兼實及び兼房の同母弟であり建久三年天台座主に任ぜられ後鳥羽天皇の護持僧として御信任厚く建久七年兼實失脚後は一旦座主等の諸職を辭したが後



再び還補せられ建仁二年再び座主を辭し、同三年權僧正より大僧正に任ぜられた。建曆二年三たび座主となり、また辭し、同三年四度座主に補せられた。後鳥羽上皇の御爲に常に修法をつゞけ上皇の優賞を蒙つたが嘉祿元年東坂本小島坊で示寂した。時に年七十一で、實に本文書は慈圓示寂の前年即ち齡七十の時、貞應三年に春日明神に奉つたものらしく、其の既に頽齡に赴くに從ひ其の祖神の前に平生の素懷を陳べて、一門の榮達を請うたものであらう。尙本寺には慈圓が建保四年大病に罹り山王社に參籠して祈願した願文が所藏せられ、其の發病より數ヶ月間病癒えるまで祈願したことが見える。

尙慶長十二年の豐臣秀頼願文（竪一尺一寸八分）及び永祿二年の諷誦文（竪一尺三寸五分）等は共に鳥の子紙、金銀泥の色紙に淨寫せられたものである。願文、諷誦は多く御修法の時奉ぜられる所で、至尊、上皇及太后の御祭文等が多い。秀頼の願文は慶長十二年十二月父秀吉の遺命に因つて北野社を造營し、其の遷宮式に當つての願文であつて、門主たる良恕親王は其の時の別當であらせられたので専らこのことを管せられたために此の願文を今に傳へたのであらう。今文字剝落して甚だ讀み難いが大體次の様である。（北野誌首卷天五二頁にも此の願文の全文を納めてある）。

驚里震現奇瑞感曆生編尋神祠權輿也從千萬騎以致臨幸崇以配祖宗祭奠如在澗水靈鑿面學詞託風雅之徒憑蒙作身苦謹

仰歸其

廟堂傾勵興繼絕之微力因環遂除舊布新之營功未社悉改成神

請喜制造梵冊譽者歟方今慶長丁未之年壬申正遷神靈新殿次別設法施齋庭之中

回旋屈請入道無品良恕親王爲澄誠惠眼曼門極品最窮臺嶺題教之奧已絕攀緣又專朝日

寺務之多董規矩使僧尊雅蒞法席命唱導師引神裔卿位坐淨筵令行事官時是承勅旨嚴

憲度禮容集僧綱整茶會議式者也加之七德八脩妙舞翻回雪衿五音律雜聲奏避寒曲于時

右近保操節是貞哉北野廣前早梅吐芳時其至矣抑

帝德彌盛溢六十州扶桑丕圖無疆壽山齊五千仞太華矧孤身依當社大自在天神之擁護老

松靈椿讓永齡通本地十一面觀世之眞如孫枝子葉約弘誓諸院諸宮郡僚百辟動則其和樂長以

榮宰官宰女萬姓兆民綏之斯來富爲苟美重乞洪基永々不朽内外益昌權扉億々增光遐邇共競

乃至平等善巧度量方便利生廻施無限敬白

慶長十二年十二月十三日

右大臣豐臣朝臣秀頼敬白

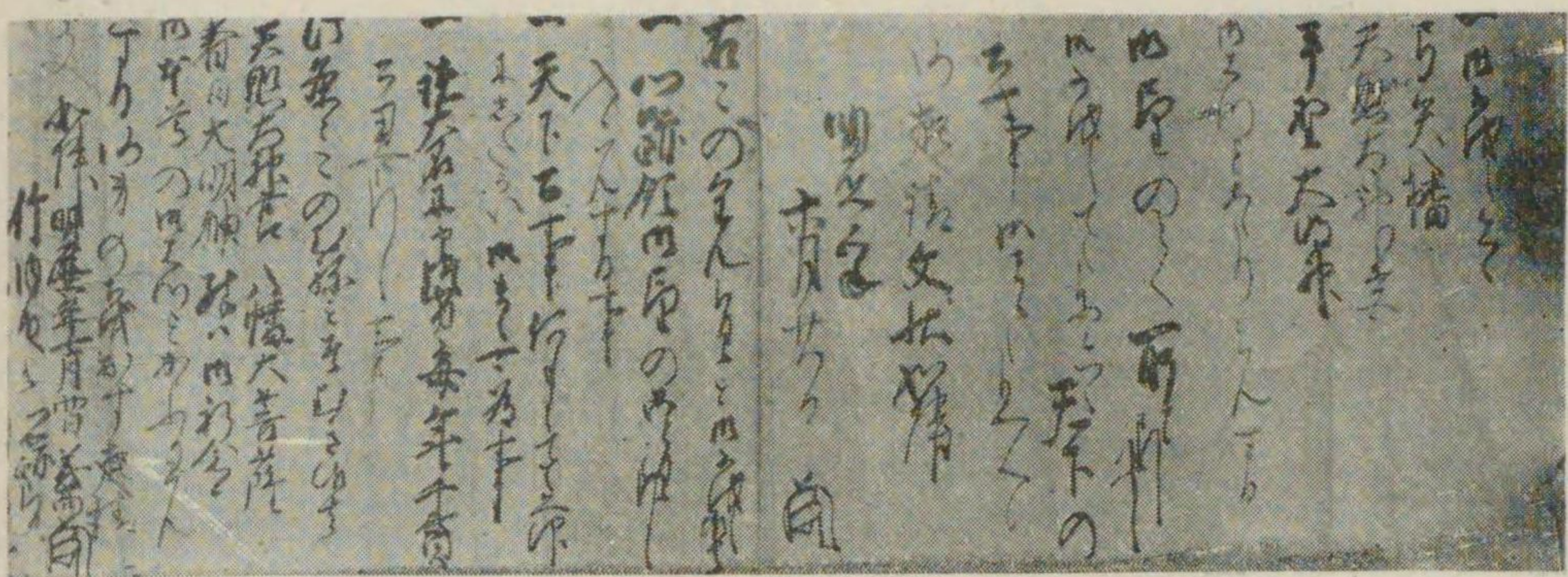
足利尊氏御教書（竪一尺九分）については後に述べる。足利義高起請文は竪一尺六分のもので挿圖に挿入したものの外にも二通ある、其の文は、

右このくわんらくを御なをし候は

一門跡領御望のことく致し入候はんする事

曼殊院文書に就いて





足利義高起請文

曼殊院所藏

一天下公事何事にても候へ仰にしたがひ御まま可爲事  
一諸大名に申つけ毎年千貫公用致候事  
此條々このむねをそむき候はゞ天照大神宮、八幡大菩薩、春日大明神殊には御祈念候御本尊の御ばつをかうぶり候はんする  
仍身のちを<sup>血</sup>出す起請文如件

明應五年七月四日

竹内殿御門跡參

義高(花押)

とあるが、他の二通は同年六月二十八日及八月二十一日付のもので、其の文意はほゞ同じ様である。足利義高は足利十一代將軍義澄のこと、其の生れた時は既に應仁の大亂の一先づ終りを告げた時であつたが、既に足利氏の權威を失つた時に屬してゐる。而して此の願文は義澄十八歳の時のもので、初行に「くわんらく」と書いたのは歡樂で病氣の忌語だから、義高病氣快癒の祈願を本寺に致し、もし全癒すれば門跡領以下云々の誓約をしたものであり、文書の右端に血痕の如きを見るのは、本文と併せ注意すべきものである。

武田信玄書狀(竪六寸)及僥倖軒宗慶書狀(竪三寸八分)各一通は共に細簡で、當門主が信玄、極官の事を斡旋し且つ三緒の袈裟を贈られたのに對し謝狀を呈し、正廣の刀を副へて廳務に執達を請ふたもの、信玄の自筆として珍重するに足る。宗慶の書狀も亦同意のものである、信玄が早く天台宗に歸依し、或は毘沙門堂を建立し、或は護摩灌頂を修め、法性院大僧正と稱したのは顯著な事實であるのみでなく、或は之を以て信玄が好を叡山と通じ、京都に入るの準備であるときへ論ぜられる所で、偶々本院に此の文書の存するのは殊に興味を感ずるものである。而して其の文は次の如し。

慈光坊不圖下向、就之拙僧極官之事、勅許被仰之由、自門主披露御書候、誠冥加之至候、殊三緒袈裟尤被下候、令頂戴候、愚存之旨、以條目申候、宜頂執奏候、隨而御腰物正廣進上候、悉皆御指南可爲本望候、恐々謹言

七月二十六日

信玄(花押)

廳務法眼御房

回報

今度就僧正極官之儀、以御馳走天氣被下候、誠冥加之至、外聞實義忝由候、急度以使者可申上候

曼殊院文書に就いて



處折節出陣之刻候間、不能其儀候、必來春早々御禮等可申上候趣、自我等相心得可令言上旨候、尙慈光院可有演説候、此等之趣可然様御披露肝要候、恐々謹言

拾月三日

宗慶(花押)

廳務法眼御房御同宿中

又本寺には徳川家康自筆書狀三通及び僧天海書狀四通がある。家康書狀の中一通は左の如し。

於禁中御修法被成御執行、今日就結願卷數並十帖一本送給恐悅之至候、猶期後音候、恐々謹言

八月二十八日

家康

曼殊院宮

二

本寺の所領及び北野別當職に關する古文書等は鎌倉末期以後に屬するもの割合に多く現存し、略々往昔の状態を窺ふことが出来るから、以下略述しやう。さて正安三年七月より嘉吉三年十二月迄の院宣等によると、攝津國榎並下東西兩莊は古くから北野社法華三昧料所として相傳したもので、南北朝の頃一時他に押領せられた事があつたらしいことは細川頼之等の書狀で知られ、而も應仁文明大亂以後は遂にこれを失ふに至つたのか、嘉吉以後の文書には此の莊に

關することは見えない。而して左の讓狀に見ゆる本門主慈嚴僧正は是算國師より第十七世に當る門主で、正和三年北野別當職に補し、元徳二年天台座主に補せられ、大僧正に任じ、二品に叙せられ、特に後醍醐天皇の寵眷を蒙つたことであるから、當時に於ける本寺は、其の最も隆昌を極めた時代に相當してゐる。

慈嚴僧正讓狀

附屬

東南院師跡事

曼殊院師跡事

北野社別當職事

委細目錄別紙注之矣

右師跡本尊聖教山洛寺院方々所領並北野社々務職以下眞俗所帶等者、傳持多年之後、委附慈快僧正之處、忽以早世之間、又返賜愚老畢、其後雖有擬子細非器之上、頗及休退歟、仍以權少僧都慈昭所令委附件師跡等也、但傳燈器用兼以難測、若非其器而欲及斷種者、非處分之限、其子細品注置別番也、門弟坊人等固守此旨、不可違犯之狀如件、

觀應元年四月十八日

曼殊院文書に就いて



二品前大僧正花押

別紙目錄寫

曼殊院門跡

一寺院房舍事

曼殊院西塔北谷

禪林高房 在佛間號長壽院  
灌頂堂以下在之

金戒谷 代々墓所也

一聖教事

曼殊藏 目錄在別  
勝範座主自筆本等也尤可崇

一本尊道具事

目錄在別注之

一北野社別當職事

忠尋座主以來師跡相談每度賜官符下者也

社領

筑後國河北莊

同國稻員小松神貢田

肥後上生莊

豐後國高墓莊

丹波木崎莊

同國北河莊

同國桓枝名

同國口人村神田

周防國天神宮

出雲國天滿宮

阿波國富岡莊

丹後國花浪

因幡國今衣社

讚岐國天平島莊

近江國蟹江社

同國桐原莊

備後國有原保

同國吉津莊

能登國荅原莊

加賀國富墓莊

備中國星社

山城國菱河莊

陸奥國日理郡

西京二三條保

紅梅殿敷地

白梅殿敷地

一散在所領事

伯耆國宇多河莊

近邊山地小田以下

以上師跡東陽房和尚以來累代相承既以十代也、就中此門跡以北野社務爲本地、

曼殊院文書に就いて



代々被下官符、宣師跡見彼狀也、子細異于他焉、

この文書に據ると、慈嚴僧正は一度此等所領を次の門主慈快僧正に譲つたが、康永三年慈快僧正の示寂と共に、再び慈嚴僧正に還附せられたのを、慈嚴既に老齡の故を以てこれを慈昭僧正に譲つたものらしい。而して觀應元年八月十六日の慈昭僧正が北野社別當補任の太政官牒は、北野別當職の沿革を説き、慈昭に至つた所以を述べて其の委曲を盡してゐるから左に掲げる。

太政官牒北野天滿天神神宮寺

應補任別當職事

權大僧都法眼和尚位慈昭

今得前大僧正法印大和尚位慈嚴今日日奏狀稱、謹考舊貫當社別當職者、任讓奏聞、依請被下官符者、聖代明時之嘉猷、往古來今之通規也、彼是算法橋在當社草創之始、令錄由緣、定傳領之旨、敎圓座主門葉次第傳持、而讓與入室弟子、而來他人、全無交、所謂敎圓讓長等、長等讓仁暹、仁暹讓頼圓、讓眞尊眞尊、讓忠尋、忠尋讓顯、顯讓圓仙、圓仙讓仙範、仙範讓承信、承信讓承兼、承兼讓公證、公證讓道救、道救讓慈順、讓慈嚴等是也、師資之讓、任數代更無濫、官符之依請、相談正不絕、爰慈嚴在職十五廻久致聖廟之管領、諮詢數十季、頻興和光之靈壇、而間去元德二年、忽鍾座主之重任、劇務將無隕、仍以入室上首慈快僧正舉任當職、令社務執行、訖而件慈快忽驚速世之變、辭社務之職、而以

雖請如元致管領、慈嚴老爛是衰邁、爭堪仍以法印慈守暫經奏聞、社務執行畢、然而件慈守頻有蟄居之望、盡謙讓之詞、忽退師跡、已拋社家、依之今以權大僧都慈昭爲件職、傳持之器用、定眞俗相承之委、附畢、以達天聽、所令社務也、爰情檢舊蹤、當職之例、高祖師忠尋座主以當職、附嫡弟顯尋法眼之日、以末弟圓仙可相承之旨、定次第之傳持、故相承敢無違、官牒正所載也、然則有忠尋座主次第相承之分、附有顯尋圓仙相談、知行之蹤跡、依之慈嚴一命之生中、以所致數業之處分也、望請天恩、因准先例、且任相續之文契、且任解狀之旨、以件慈昭被下官符、被補宮寺別當職者、松孺之月下久、累瑜伽三密之薰修、蓬岫之雲上奉、祈玉躰萬歲之聖運者、正二位行權大納言藤原朝臣隆陰宣奉勅、依請者、宮寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

觀應元年八月十六日修理東大寺長官從四位上行左大史 小槻宿彌判

從四位上行左中辨兼東宮學士 藤原朝臣

而して他の文書等に依れば、天慶五年是算法橋を以て始めて、北野別當職に補せられた様に記してあるが、其の明證を得ることは出来ない、是等の時より北野別當職であつたことは明かであるが、それが何時の年か遽かに定め難い。

斯く慈昭僧正は觀應元年北野社別當職に補せられたが、同三年に至り梶井宮尊胤親王は北野社別當職を曼殊院より奪ひ、遂に戰亂に乗じて、翌文和二年十二月に至り梶井宮を以て本別當職



補任の勅裁を得るに至つた。此の時曼殊院はやゝ混亂の状態にあつたが、一意別當職の返還を請ひ、遂に延文元年十二月に至り、曼殊院に安堵の綸旨を賜り、次で幕府に訴へて之を回復するに至つた(延文二年後七月目安寫はこの時の事情を詳述したもので、今本院に所藏する所であるが、頗る長文であるから煩を避けて掲げない)。これより先建武年間にも既に梶井宮に押領せられたことがあつたのは、其の後の文書を見ても明かである。而も建武五年十二月十七日附足利尊氏が曼殊院に與へた別當職還附の御教書が存してゐる。

竹内僧正房被<sub>レ</sub>申候北野社別當職事、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>返附之由御沙汰已落居云々、而延引之由被<sub>レ</sub>愁仰候念速可有<sub>レ</sub>斗御沙汰候哉

十二月十七日(建武五)

尊氏(花押)

これより曼殊院は常に幕府の庇護に頼り、文和元年十二月十二日及び貞治二年十二月二十五日の足利義詮御教書を初めとし、義満、義持、義晴等歴代將軍の北野別當職安堵の御教書を得た。その本書今一卷として本院に現存してゐる。然るに梶井宮が此の職を押領しやうとしたのは前述の如く、建武及び文和の兩度に止らず、十六年を経た應安二年、更に其の後八十餘年を経過した文安五年及び應仁亂の終局を告げた文明九年にもこのことがあつたこと其の訴狀案に見え、る所で、今此三度の事實を示してゐる目安狀を次第に左に録して置かう。

目安

北野社別當職事

右當職者天慶五年神明垂跡之昔、以是算法橋被<sub>レ</sub>始補以來、相傳二十一代、年歷四百餘歲、師資相承、而補任來之條數代之官符明鏡也、爰故梶井二品親王去建武觀應之比、伺世上念劇之機、嫌構種々計略、雖被<sub>レ</sub>掠賜、每度申披任、相傳被<sub>レ</sub>返附畢、其子細見于官符以下證文等就中故將軍家當職相傳異他之子細具被<sub>レ</sub>聞食之刻、向後更不可<sub>レ</sub>沙汰之旨、重被<sub>レ</sub>裁下御書畢、不易之龜鏡何事如之哉、然近日又欲被<sub>レ</sub>掠申事在之歟、之由粗所傳承也、定不可及、楚忽之御沙汰歟之條、雖不能<sub>レ</sub>左右以前兩度御沙汰之時、不及被<sub>レ</sub>尋下被<sub>レ</sub>裁許畢、然而申披取存不經幾之年月、則被<sub>レ</sub>返付者也、所詮於今度、縱雖有被<sub>レ</sub>掠申之子細、預御尋可<sub>レ</sub>申所存者哉、殊爲被<sub>レ</sub>得御意、粗勒子細目安狀、如件

應安二年正月

竹内門跡雜掌申

北野社別當職事

副進 證文十三通 相傳次第 一紙

右彼職者天慶五年當社垂跡之始補、是算法橋以來門葉二十四代及五百年無相違者也、官符數通在之

曼殊院文書に就いて



相傳之旨 爰故梶井二品親王建武三年天下動亂之刻就被掠申一旦雖被補彼職爲當門跡申披被裁之 子細之間同建武五年十二月十七日依等持寺殿御執奏翌日十八日被成下院宣則同還補畢其後連々梶井門跡雖被掠申每度依申披之任相傳之旨全知行也就中貞治二年寶篋院殿御書永和四年鹿苑院殿御書等被載子細向後雖有掠申輩不可及沙汰之旨分明之上者梶井門跡永可被斷御競望之處此職事去年十二月二十九日彼門跡就被掠申爲先職被執奏申云々此事被相觸社家之時當門跡始令存知者也不及一往御尋上者不及申披理不盡之御成敗言語同斷次第也所詮當門跡相傳子細繪旨院宣並武家代々御書等明鏡之上者任理運早預御執奏如元可被還補者哉且梶井門跡者雖無此職不可有不足之儀當門跡者更無相馮在所之間令得替彼職者忽可及一跡斷絕之條歎而有餘也云理運云計會旁以預御哀憐者可爲御政道之爲一哉仍粗言上如件

寶徳元年十二月 日

雜掌言上狀

竹内門跡雜掌謹言上

右子細者北野別當職之事天慶五年當社垂跡初被任是算法橋於別當以來致當門跡二十六代

五百餘年相傳無相違者也繪旨院宣官符並公方樣代々御書明鏡也爰梶井門跡建武三年天下動亂之刻就被申掠一旦雖被任彼職爲當門跡披子細申間同五年等持院殿樣依御執奏被成下還補院宣其後貞治二年寶篋院殿樣御書永和四年鹿苑院殿樣御書仁雖有望申輩被裁不可及向後沙汰之旨畢然而去文安年中梶井門跡御競望之時雖被不預御尋成付當御所樣被披代々之支證相聞食則以御内書被返付之處今度又被申入禁裏樣々之風聞在爲事實者不便之次第也所詮任代々支證旨嚴重爲預御成敗粗言上如件

文明九年八月 日

尙寺領に關しては其の沿革を辿るべき古文書等が尠くない。觀應二年十月十一日付文和三年十二月七日付及び延文二年八月七日付本院領近江國栗太郡木河莊兵糧米催促停止の足利直義御教書正平十八年九月十七日付北野社常燈料所和泉國蜂田寺兵糧米停止の繪旨を始めとし、所領莊園に關するものまた多い。而して文安四年四月の目安寫は北野社領西京二三條並上下保を押領せられたことに就ての訴狀であるが北野社神事に關する史實を物語るものであるから左に其の一部を記さう。

目安 竹内門跡雜掌謹言上

社頭西京二三條並上下保事

曼殊院文書に就いて



右西京者社務當門跡代々知行之地也、二三條之保は三旬の神供、二季の八講、法華堂の供米並二八月の神事白米諸公事以下社役嚴重の所なり、上下の保は水饗等在之仍上下の保は如先規門跡として沙汰人をさためて社役年貢等執沙汰をいたすべき者也(以下略)

さて織田氏時代にあつては本院は山城西院にて百石を新に領知したこと、天正三年十一月信長朱印に見え、豊臣秀吉又朱印を與へて、西院の替地として花園村に五十二石餘を與へた如く(天正十七年秀吉朱印)、天正十九年九月知行方目録には西院花園に於て合三百二十八石を記し、徳川時代に入つても北野社別當職であることはもとの如く、寛文五年には七百二十七石餘を領し、天保頃に至るまで何等の變化がなかつた。

今本稿を攔筆するに當り、本院が嘗て寛永十九年四月後水尾天皇の御臨幸、享保七年三月靈元天皇の行幸があつたこと、幕末維新の内外紛亂の頃、即ち文久三年四月十三日に毛利長門守、宗對馬守及武田耕雲齋が勤王の事につき、本院にて會合密議したことがあるのを記して置かう。

### 三 八坂法觀寺の塔

八坂法觀寺は京都東山にある名刹であつて、今は禪宗臨濟派に屬し建仁寺末である。「山城州東山法觀寺佛舍利塔記」等に由れば、本寺は推古天皇の御宇聖德太子が難波の地に四天王寺を創建せらるゝに當つて、木材を山城愛宕郡の地に求められた時、此の地が勝地であると一寺を建立し、五層の寶塔を設け、佛舍利三顆を奉安して法觀寺或は八坂寺と稱したのを、其の嚆矢とすると傳へてゐる。先年塔婆の周圍から古瓦が發掘せられたが、其の様式が全く飛鳥時代のものに屬し、本寺の創建が推古時代であることを物語るものゝ様である。

延喜式には七大寺の一に載せてゐるから、往昔は著名な大刹であつたことが察せらるゝ。其の後も村上天皇天曆二年になつて、五層塔婆が傾斜して帝都の變を暗示したとき、僧淨藏が持念して回復したと云はれてゐる(山城州東山佛舍利塔記、元亨釋書卷十、帝王編年記)。高倉天皇治承四年四月十四日雷火に罹り一旦燒失したが、建久三年に至り、寺僧證阿が源賴朝を檀那として再建することになつた。正應四年四月八日清水寺の僧徒が祇園神人と鬭争し八坂附近に戦つた時、兵燹にかゝつて再び烏有に歸したが(帝王編年記、武家年代記)、後宇多天皇が内帑を施入して寶塔を再建せしめ給ひ、北條貞時が般若心經等を書寫して塔下に埋め、其の夫人圓成尼亦之に悉し、延慶



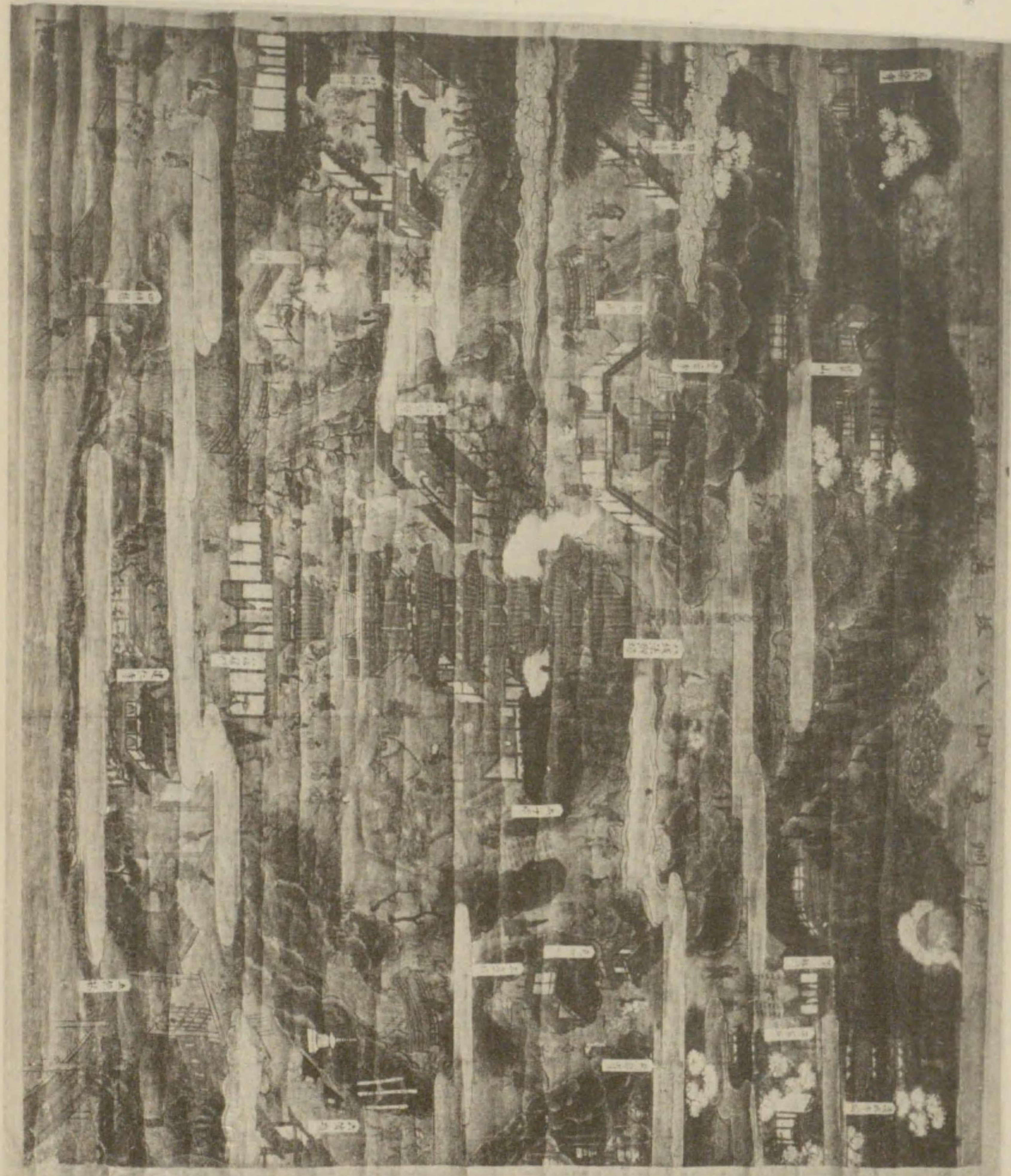
二年に至つて成り、康永元年八月八日足利尊氏は夢窓國師等を請じて塔供養を行つた(中院一品記、如是院年代記、武家年代記、裏書、夢窓國師年譜、續史、愚抄)。夢窓錄によると、康永元年八月五日にその修補が成されたので、尊氏の安國寺利生塔創建の趣旨に従ひ、一國一基の塔婆として供養せられたものゝ様である。然るに永享八年十一月下旬にまた回祿に遭つて焼失したが、永享日録の記す所によると、翌十二月幕府はまた、其の再建の計畫を立て、永享十年十二月十一日八坂塔立塔諷經を行ひ、十一年六月佛檀の彩色等をなし、翌十二年四月十六日になつて、盛大な塔供養の式を行ひ、將軍足利義教は建仁寺よりこれに蒞み、供養導師は常在光寺景南和尚外八名に命じ、こゝに殿堂新に成り面目を一新したのであつた。この時の事情は相國寺の蔭涼軒日録に次の如く記されてゐる。

永享十二年四月十六日法觀寺塔供養、午後御成建仁寺方丈被棄、御車陸座、次諷經、次舞、至昏、還御、御小袖三重扇子、廿本高檀、俗杉原各十帖、自建仁寺獻之、法觀寺又同前、景勳都季爲塔造畢、并供養御禮獻一万匹、

導師 常在光寺景南和尚

禪客 南禪僧琛首座

東福光傳書記



八坂法觀寺古圖

法觀寺藏

【圖版第二十六】



侍者

南禪曇種首座

東福珠潮藏主

八高僧

等持寺周鳳西堂

臨川寺周沆西堂

法觀寺背龍西堂

乾徳院等金西堂

興雲庵宗南西堂

正法庵宗南西堂

定林寺等邁西堂

法住院周浩西堂

惣記録可在中山殿

其の後應仁の兵亂、殊に應仁元年十二月十九日の兵火は、建仁寺塔頭、祇園塔、大門等をも焼失せしめたが、幸に八坂の塔は其の災を脱れた。しかしその後、年と共に大破して、一時法橋紹巴が修造を試みた事があつたが、その頃殆んど頽廢に歸し、江戸時代になつて元和四年に至り、京都所司代板倉勝重が幕府の命を奉じて造營し、諸國から淨財を得て稍々舊形を存することが出来、更に

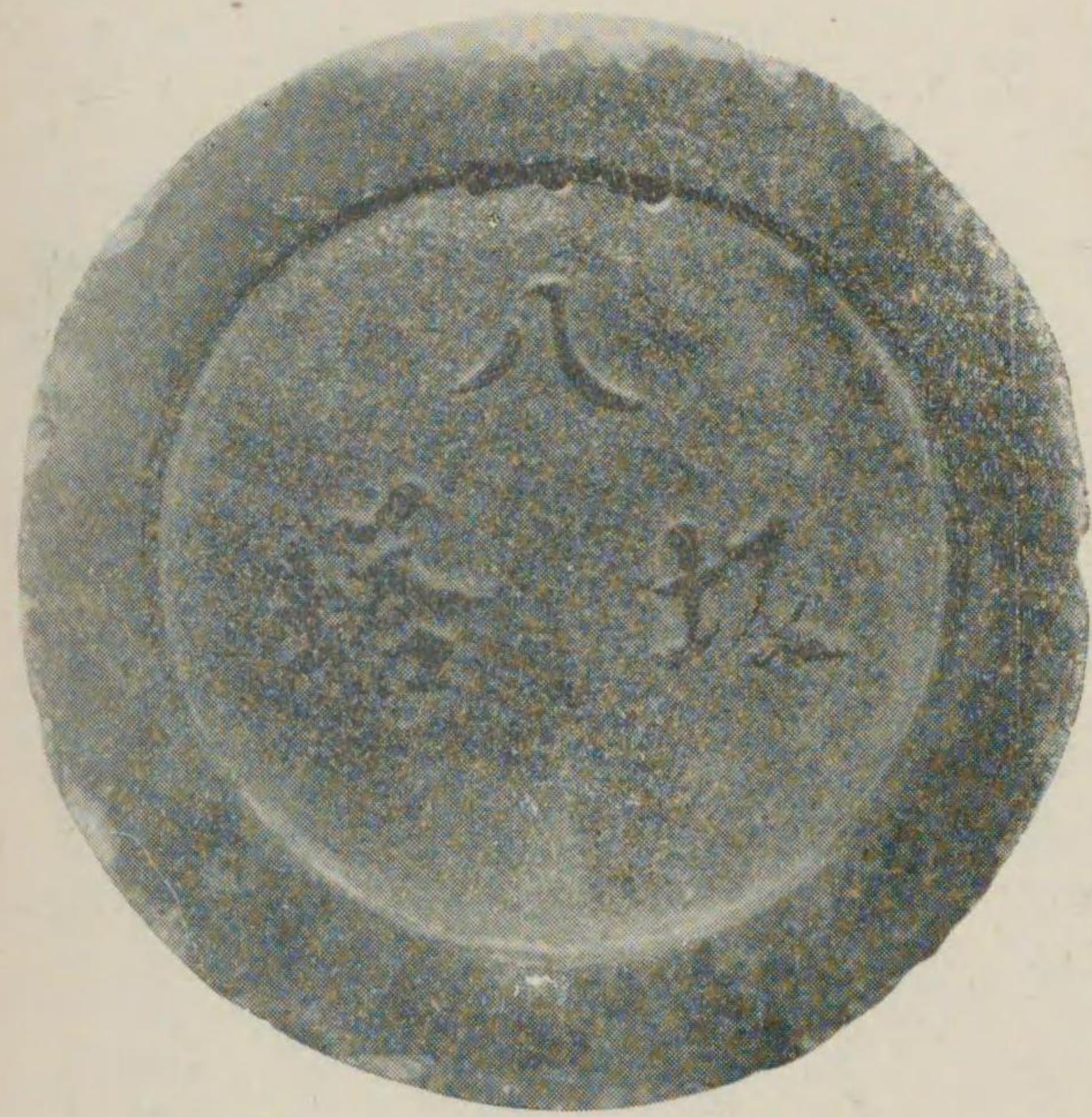
八坂法觀寺の塔



其の後寛文三年又修覆を行つた。現今の塔はこれである。

現在の塔は和様舊派の建築様式に従ひ比較的古代様式に復興せんとしたものらしく、其の細部は興福寺五重塔に類してゐるけれども、その均衡を缺き、内部は極彩色ではあるが後世の修覆に屬し、見るに堪えないものがある。挿圖の古瓦は、恐らくこの時のものであらう。

本寺の寺域は上古のことは全く知ることが出来ない、今本寺所藏に係る、城州東山八坂法觀寺之古圖は、恐らく永享十二年造營當時のものと思はれるものであつて、足利時代法觀寺の規模結構を知る唯一の史料であらう。圖は堅四尺八寸、横五



八坂塔瓦 梶原緋佐子氏藏

尺五寸七分の大幅で、これに據つて見れば五重寶塔を中心として太子堂、八坂鎮守の堂宇あり、西に面して樓門あり、稍々隔て、建仁寺に接し、北は寺域菊溪川を界として八坂社、雙林寺に接し、北東は雲居寺に隣接し、靈山に對し、南は三年坂、鳥部野に接し、遙かに清水寺の塔が眺められる。寺域内の堂宇は多いと云ふ程ではないが、よく當時の規模を知ることが出来るし、而もこの古圖によつて既に廢滅した雲居寺、雙林寺等の有様を

も窺ふことが出来る。

雲居寺はもと八坂東院とも稱せられた様で、續日本後紀、承和四年二月、法觀寺と共に永享八年の災に罹り、同十一年足利義教が再建したものである。應仁の亂に兵燹に遭つて、遂に再建の機運に至らず廢滅したもので、傳へて今の高臺寺方丈の地及び其の東西に亙る地域であると云ふ。又當寺所藏に係る足利義教の畫像は八坂法觀寺之香燈建仁比丘東峻と款したもので、建仁寺兩足院開基僧東峻が法觀寺最後の造營者たる義教像に替したものである。

建仁寺大中院所藏の八坂法觀寺緣起繪傳は、畫風書風より見て永享回祿以前の筆寫にかゝるものと推察せらるゝもので、これによると惣門、中樓門、五重塔、及び諸堂十一ヶ所、寶藏三ヶ所、庫裡二ヶ所、並びに鎮守の杉森、廻廊等が描かれ、又周圍竹林、門前板葺の在家があつたこと等が知られる。

法觀寺はかく千古の舊刹であるが、屢々災厄に遭ひ、記録文書等現に存するもの殆んどなく、たゞ建仁寺塔頭の大中院に所藏せられる法觀雜記と題する古寫本は、同院第十二世續芳慈胤の筆記する所で、徳川末火災前に存した古文書等を抄録したものゝ様である。今少しくこれによつて記さう。

即ち法觀雜記に據ると、元和五年板倉勝重が寄進した寺塔屋敷の四至傍示には次の様に記し

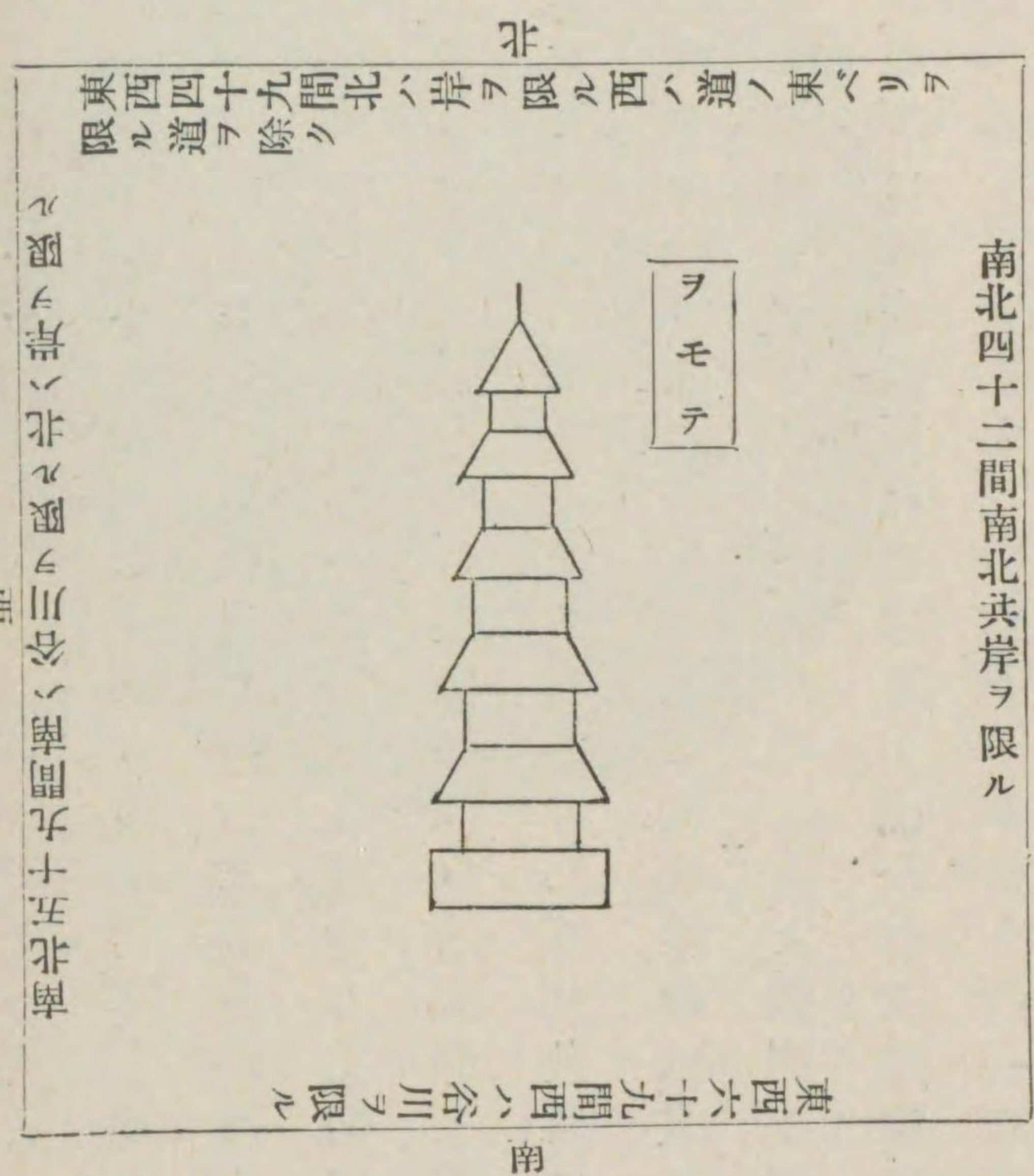


てゐる。

東山八坂法觀寺塔屋敷四至傍示之事、塔之北東西四十九間、塔之南東西六十九間、塔之東南北四十二間、塔之西南北五十九間、任先規御寄附之地也、永代不可有相違、爲後鑒所記置之畫圖如此也。

元和五年九月十一日

前伊賀守源朝臣判在



而して法觀寺僧靈玉の正保三年三月二十四日に記せる方疆には「南にて東西七十九間、北にて東西五十七間半、東にて南北四十四間半、西にて南北五十八間」とあるによつて見れば、其の寺域がやゝ異つてゐる様であるが、大體に於て大差なく徳川時代を經過したものらしく、たゞ明治維新後境内東北の部分は賣却せられ、或は市街に編入せられた部分もあつた。

舊法觀寺の寺領に就ては八坂法觀寺縁起繪傳三卷に寺領寄進狀安堵狀等の文書を載せ、法觀雜記は又之に據り筆寫したものを載録してゐる、又これにより寺領沿革の大體が知られる。

鎌倉時代末永仁四年十月二十七日の寄進狀は、八坂寺地を推定すべき有力な文書であつて、其の文は次の様である。

奉寄 八坂寺地事

一所 城修道房跡

北靈山口東頰南角

東北拾肆丈肆尺  
東西七丈三尺  
三間四面屋一宇

一所 小河左衛門尉跡 寶治改收

祇園百度大路

南北伍丈伍尺  
東西拾玖丈肆尺

一所 山田左衛門入道跡

雲居寺南大門 貳戸主肆拾丈

八坂法觀寺の塔



一所 僧仙愛買得之

高辻室町 高辻面 口伍丈 奥貳拾丈

一所 上總律師長承跡 弘安沒收大塔大政 僧都管領

雙林寺口北頼釘拔脇 奥口東北貳拾壹丈伍尺 奥拾五丈

壹間四面堂壹宇 參間四面屋壹宇 五間侍壹宇

六間雜舍壹宇 貳間車宿壹宇

右寄進如件

永仁四年十月廿七日

これらが幕府の寄進に係るものであることは、幕府の下知状があるので明らかであつて、またこれによつて鎌倉時代末の寺域の状態を考察することや、法觀寺附近の地名、字等をも知る事が出来る。而して三年の後正安元年五月十八日の幕府の下知状によると、祇園百度大路の替地として左の如く寄進してゐる。

綾小路以北東洞院以西 佐原太郎左衛門跡 後家

地二 四條以南 高倉以東 三浦後家 地二戸主

又建武四年には法觀寺塔頭顯孝寺比丘尼正意といふ者が、美濃國仲村庄を寄進し、又左の下知

狀によれば、法觀寺が奈良東大寺の様に一時攝津三關を支配してゐたことがわかる。

八坂法觀寺釋運上人申、攝津國三ヶ所 一州兵庫 渡邊 商船津料事、

右任、去年十二月廿三日關東御教書可致其沙汰之狀如件

德治二年正月七日

彈正弼平業時判

曆應元年九月足利尊氏は又播磨印南莊地頭職を法觀寺に寄進し、康永三年六月には圓忠なるものが近江赤野井村内勘解田を寺領として寄進し、貞和三年尊氏はまた周防國高尾郷及び播磨國英賀散在田及び阪本莊領家職を寄進し、應永八年六月幕府は更に下知して播磨印南莊、英賀散莊、阪本領家職、周防高尾郷、近江志野井、京都散在敷地、同塔頭 普翠庵 雙龍庵 領美濃仲村、攝津赤井、近江弘部郷領家職等を安堵せしめたものゝ様である。

以上の外寺地の寄進せられたものには、永仁七年二月季兼なるものから樂勝寺持堂燈油料田として九條繩手の在所四反を、曆應四年五月院宣によつて冷泉烏丸替地として楊梅高倉地口十二丈、奥十八丈を、康永元年七月十八日には前石見守俊盛が八坂阿彌陀坊良怡法師之跡、東西拾丈八尺、奥南北拾七丈八尺を、貞和二年七月藤原氏女常曉より高辻室町より西北のつらにて口南北五町、奥東西十五町を、觀應元年四月僧圓義は樂勝寺領として梅小路町、七條町地、法性寺地、九條田四段を、應安元年十月には道俊が普翠庵に屋地錦小路、萬里小路を、同七年四月には靈正は高辻室



町以南頼東西三丈三尺南北十丈二尺を、應永五年八月には、丹波河上新莊地頭分壹所及び京都二條大宮地を、明德四年八月には五條坊門油小路坊門西北頼自油小路東口三丈奥十丈を寄進したこと等を知られるので、元和五年徳川幕府より附與せられた年貢地は拾貳石九斗五升餘を有してゐた。

本寺の塔頭寺院は法觀雜記に従へば普翠庵、雙龍庵あり、末寺には京都に圓福寺、樂勝寺、豐後光隆寺、相摸興源寺、洛東如意庵等があつたらしいが、今既に存しない。

#### 四 京都等持寺趾

室町時代に隆昌であつた等持寺は、既に廢滅に歸して、今は其の遺跡すら尋ねるべくもないが、山城葛野郡等持院所藏にかゝる等持寺古圖によつて明かに其の位置を指示することが出来る。圖は裏に文和元年八月十八日と書せる横五尺六寸、竪四尺九寸八分の大幅で、周圍に足利義詮以下八代の花押を自署してある。之れに據つて見れば、北は二條大路を、南は三條坊門を以て、東は萬里小路より東二十丈を、西は高倉より西二十丈を以て、寺域としてゐたらしい。圖示すると次の様である。而して境内の諸堂宇は北押小路を以て界し、境外鎮守としては北に吉備社及び天神社があつた様である。

本寺は足利尊氏が僧印元を請じて創建した所であるが、其の年月日を詳にしない。曆應二年七月六日尊氏の弟直義が丹波國々分寺地頭職を本寺に寄せ、本尊造立の料所に宛てたこと、左の文書により明かである（雨森善四郎氏所藏文書）。

丹波國々分寺地頭職跡鹽屋兵衛入道事

爲當寺本尊造立料所以佛師法印可被致沙汰之狀如件

曆應二年七月六日

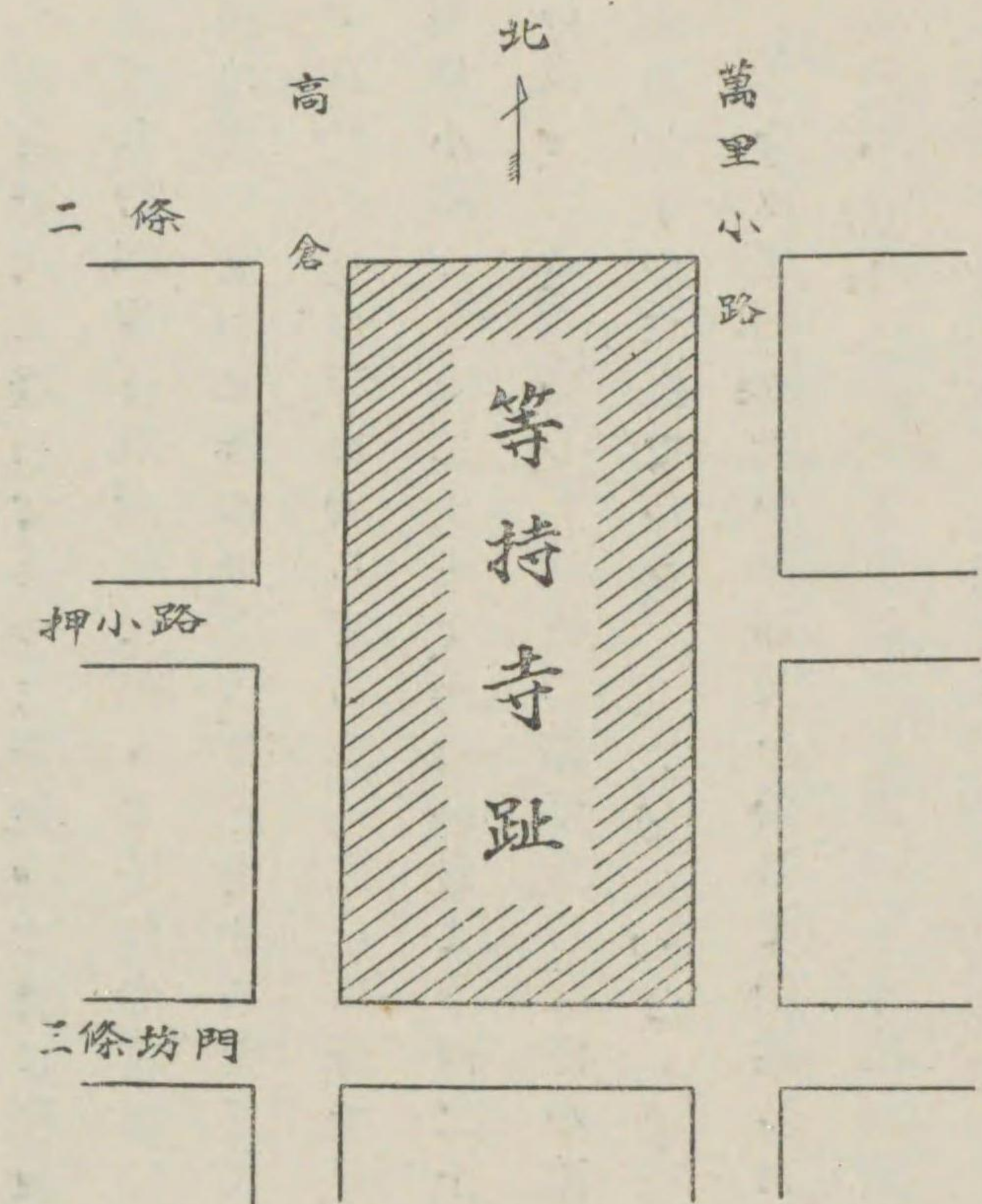
京都等持寺趾

左(直義)兵衛督(花押)



等持院(印元)長老

禪居附録(古先和尚祭文)にある曆應二年八月十七日等持院長老印元祭文には、印元が曆應元年以來等持院に留任したことを記し、又古先和尚行狀には、印元は一時甲斐に赴いたが、再び京師に



等持寺趾位置圖

歸り等持院に住したことを記し、又康永二年十二月二十二日尊氏は等持院に於いて其の母上杉清子(贈二品雪庭禪尼)の爲に地藏菩薩點眼を行ひ(雪村和尚語錄)又地藏菩薩十萬體を造つて等持院に安置したことを傳へてゐる(補庵京華新集)。後愚昧記(永徳元年十二月日の條)には、件寺者當寺禪院也、元來は號淨華院淨土宗也、向阿上人開山也」と記し、等持院の寺地はもと淨華院があつた所であることを述べてゐる。

淨華院は今淨土宗の大本山で、寺町通の北にある。清淨華院所藏文書に、

奉讓渡佛閣事

合壹所 佛殿僧坊土藏本尊聖教在  
三條坊門高倉、號專修院

但四至等在施主寄進本券

右件佛閣專空進退之所也、而沈病床之間、相副施主寄進狀、限永代奉讓渡向阿上人者也、後々代々更不可有他妨、仍讓狀如件

乾元二年三月十五日

沙門專空判

之によつて見れば、僧專空なるものが、三條坊門高倉の專修院を向阿上人に讓與したことが明かだ、向阿が之を受けた後、專修念佛院を淨華院と改稱したものゝ様で、而も知恩院所藏の古版阿彌陀經の裏書文書に、

實久不言上候之間不審之處、今預貴札候條喜悅無極、存候抑蒙仰候御參籠御有増御事、尤所庶幾存候、相構近年之程々可令思食給候者、生前悅何事如之哉、以此旨可然之様可有御披露候、恐

惶謹言

三月六日

樂生

進上三條坊門方丈

御侍者

相當樂生上人一百箇日之忌辰、翻彼遺札摺寫此經、以此因緣入一佛土耳、

京都等持寺趾



とある。されば淨華院の創立は此の地にあつたことは疑ふ事は出来ない。而して曆應二年に尊氏が等持寺を創設するや、淨華院を土御門室町に移したらしく、淨華院は應仁の亂に焼失し、今の寺町通の北に移つたのである。扶桑五山記には康曆二年の制定によつて等持寺を以て十刹の第一位に置き、夢窓國師を以て開山とした趣を記し、山號を鳳凰山と號し、寶雲閣(觀音殿)、宗鏡堂、八講堂等の堂宇があつた様である。今文和元年の繪圖に據れば、周圍に土堀を廻らし、東西南の三面に門があつて、東方に正門を開いてゐる。内に佛殿、觀音殿、僧堂、方丈、庫院等の諸伽藍がある。又鎮守の社壇としては、康富記享徳四年七月七日の條に見える様に、赤山明神、八幡大菩薩、吉備大臣、北野の四所明神が勸請せられてゐた様である。曆應二年九月二日直義は法華八講を等持院に修し、父貞氏の冥福を薦むること五日間に互り(師守記)更に同年十一月二十六日には尊氏後醍醐天皇の御百箇日に當るを以て、曼荼羅供を等持院に修め、大阿闍梨を經嚴に勤仕せしめ、尊氏又願文を捧げた。

醍醐三寶院門跡滿濟准后は當時足利將軍の信心最も厚い所で、其の權勢並ぶものがなかつたが、其の筆録たる滿濟准后日記の記事を見れば、足利義持の應永年間の頃如何に等持寺が幕府の庇護を受けて盛んであつたかを知ることが出来る、而も等持寺長老惠沈西堂は中院攝政の孫で、滿濟准后の血族であつた(滿濟准后日記、永享四年四月七日及び四月九日)。かの法華八講の如きは絶えず當寺講堂に於いて行はれ、其の他諸佛事主としてこの寺に執行せられ、將軍一族の參詣が絶えず、滿濟又屢々等持寺に赴いた様で、或は五山の諸僧を集めて法を談じ、又將軍がこの寺にあつて幕政を裁することさへあつた。永享五年十二月十八日の勝定院殿(足利義持)が當寺に於いて行つた佛事の有様を滿濟准后日記によつて左に摘記しよう。

永享五年十二月(滿濟准后日記第三十九)

十七日晴早旦出京

自今夕將軍御座勝定院、明日御佛事御燒爲云々、御經摺寫一部、御佛事料千疋進之了、寶池院同前云々、今夕參勝定院内々可申入由仰也、

明日曼供道莊嚴、自今夕沙汰之、壇行事報恩院僧都、召具隆增法印圓辨僧都、預承仕以下沙汰之也、

十八日晴早辰末先内々罷向等持寺休所方丈、每事長老沙汰之、車八葉、牛飼七人、力者廿一人、恪勤六人、大童子二人、宗濟僧都同重衣、乘車尻、於長老坊着裝束、香袍、文蓮唐草、納袈裟、皆水精念珠、五古持之、

自長老坊乘手輿、廻南至東門、腰輿兼儲門内、駕輿丁八人、各退紅白袴爲笠持、裝束繩今度モ略

京都等持寺趾



之了、駕輿丁當寺職掌也、自門内乘腰輿、委記在別持幡童愛如意、辰秀、裏頭衆十餘相隨了、布衣侍各一人、雜色各四本召具之了、

扈從宗濟僧都、力者各勤從僧一人、大童子召具之、十弟子四人於門内參會了、午初刻始行、奉行甘露寺右大辨忠長、着座公卿五人、三條大納言、西園寺大納言、洞院大納言、日野中納言、三條宰相中將、

庭綱所奉行誦經物之了、御誦經勅使、度者使在之、度者爲之朝臣、御誦經使持康朝臣、申終事終了、一會無爲歟、例違失少々在之、深雪間還列堂上一行(中略)

自等持寺直參室町殿着重衣、宗濟僧都同前乘車尻、大乘院以下參會御講無爲參賀云々、

斯の如く一時は寺運隆昌で、堂塔伽藍も完備し、永享八年八坂法觀寺燒失の際は法觀寺及び雲居寺造營の参考に資せん爲に、幕府は等持寺所藏の佛具を取寄せ一覽することを命じたことがある(法觀雜記)。しかし其の後次第に荒廢したのであらうか、康富記寶徳二年七月十日の條には、三條坊門等持寺佛殿の再建をなし、其の立柱立棟の式を行ひ、將軍義政及び管領細川勝元より、被引馬ことのことを記してゐる。

而して應仁元年大亂の起るや、同年八月十五日夜遂に兵燹に遭つて他の多くの諸寺と共に恢盡に歸し、亂後足利氏の權勢の振はないのに伴ひ、遂に廢滅に歸し、洛西の等持院に合併せらるゝに至つた。

而して本寺は其の創勦の時等持院と稱せられたが、後多くは等持寺と稱せられ、洛西葛野郡等持院と區別せられたものゝ様で、佛智廣照淨印翊聖國師年譜には左の様に記せるを見れば、其の稱呼を異にしたこと明かである。

明徳二年辛未、是歲七月十六日退等持寺、移住北等持院以公命也

又本寺は初め尊氏が三寺を建立するの念願を抱いて、三箇の寺の字を以て組合せた寺號と定めやうとし、先づ等持寺の名稱を附せられたのであると云ふのは、翰林胡蘆集の説くところであるが、他に信據するものはない。

又三條坊門八幡宮を以て本寺の鎮守とする説の誤謬は、歴史地理第三十五卷第二號に宮地直一氏の説かるゝ通りである。

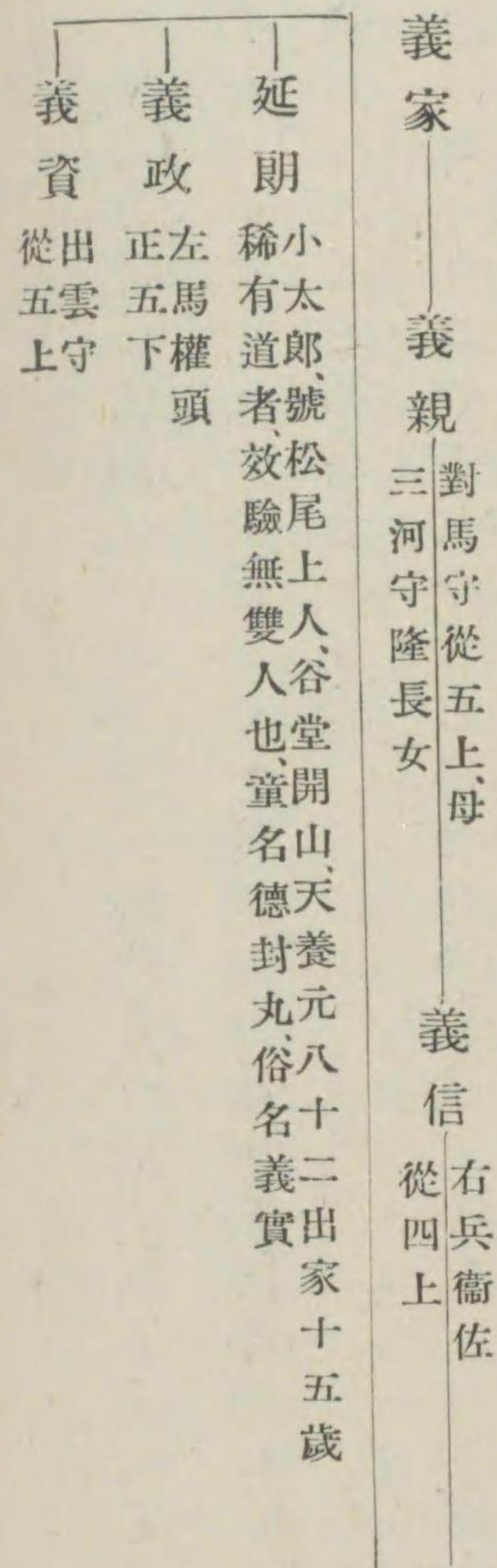


### 五 嵯峨の延朗堂

延朗堂は京都府葛野郡松尾村字松室俗稱延朗寺山の麓にある。方一間單層の小堂宇で名勝嵐山に近い。堂内には僧延朗の木像一軀を安置してあるが、今は同地の浄土宗西山派西光寺の所管に屬してゐる。

僧延朗は但馬養父郡の人、源義家四世の孫で父を義信と云ひ、幼にして同郡比曾寺に佛典を學び、年十四にして園城寺永證につき天台の法文を受け、翌年出家した。後二十九歳の時叡山東塔山王院觀嚴及び養全に従つて密教を研鑽し、安元二年松尾の南、最福寺に移り、大池を穿ち、其の畔に堂宇を建立し、承元二年寂した(元亨釋書本朝高僧傳)。

尊卑分脈(清和源氏)に據ると、其の系圖は次の様である。



延朗の開創にかゝる佛寺はこれを谷の堂と稱せられ、一時は七堂伽藍が完備し壯大な寺院であつたらしいが、正慶元年四月の戦に千種忠顯が敗れて西山を退いた時、これに乗じて京中にあつた六波羅の軍兵が洛西に亂入して淨住寺、二尊院等の堂宇を始め、多くの民家を焼失せしめたが、谷の堂も亦この時兵火に罹つて烏有に歸した様である(太平記卷八)。太平記には堂宇の規模を記して「三間四面の輪藏には轉法輪の相を表して七千餘卷の經論を藏し奉られけり。奇樹怪石の池上には都率の内院を移して、四十九院の樓閣を並ぶ。十二の欄干、珠玉天に撃け、五重の塔婆、金銀月を引、恰も極樂淨土の七寶莊嚴の有様も角やと覺る計なり」と記してゐる。

今松尾村字下山田南面山上丹波に通ずる往還路に當り方二町許の地の土中より瓦石等を發掘したことがあると云ふのは、或は廢滅した谷の堂の遺趾であらう。今峯堂と稱する地名が同じく下山田村にある。延朗の弟子園城寺僧勝月の開基に係る法花山寺の遺趾であると傳へられてゐる。

文治二年三月二十五日源賴朝が、僧延朗に丹波國桑田郡篠村莊を授けたことは吾妻鏡に記されてゐる。

三月廿六日甲辰以紀伊權守有經爲御使被宛申丹波國篠村莊於松尾延朗上人、本是三位中將重衡卿所領也、後爲義經之勸賞地也、而豫州奉寄上人々々雖辭、依不等閑、領納之後、爲令富慰民



戸止乃貢勸百姓令唱彌陀寶號隨其數反出返抄用所濟云々豫州逐電以後可返上由被申之處、本自豫州者傳領之主也爲本主有寄奉志由被仰遣畢云々、

これに由れば源義經が延朗上人を尊崇するの餘り所領として篠村を與へたのを義經没落の後頼朝が亦これを授けたのである。



延朗上人木彫座像

延朗がよく佛典に通じてゐたことは吾妻鏡(同上ノ條)に「出累葉弓馬之家、入一實圓乘之門、凡顯密兼備、内外相應之碩德也」云々と記せるにても明かであるが、又よく民衆を教化し或は病者を勞り、狩獵を止むる等その法行の篤かつたことは、元亨釋書に其の奇蹟的事蹟の多いのに由つても知られ、今に至るも尙正月十二日を其の命日として賽するものが多い。

堂内に安置せる像は木彫座像で高さ二尺五寸六分其の全身黝黒色を呈してゐる。其

の手法より見ると彼の傳平清盛座像(六波羅密寺藏)に類似し、恐らく鎌倉時代を降らない製作であらう。其の相貌頗る特異で、元亨釋書に「生有奇相、頂尖出似肉髻、自有重瞳」と記してあるのに合つてゐる。



## 六 河内天野山金剛寺の沿革

### 一 はしがき

天野の行宮にて讀侍りける歌の中に (新葉集)

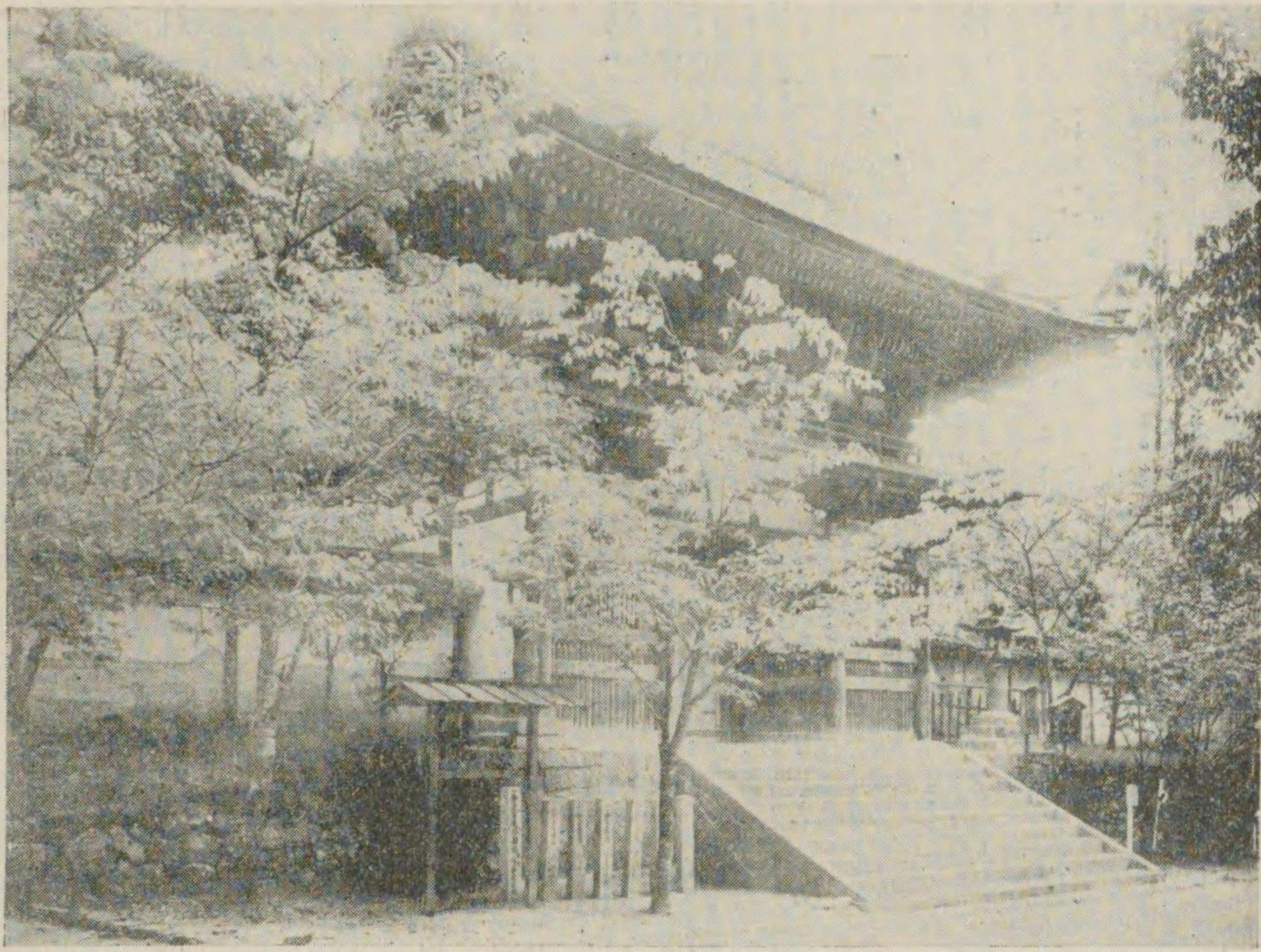
君すめば峯にも尾にも家居して深山ながらの都なりけり

藤原爲忠

わが河南の大刹眞言宗天野山金剛寺の靈域は千古の歴史を有し、或は八條女院の御祈願所であつたことから女人高野と稱せられ、或は吉野朝時代には天野行宮として言ふに忍びない悲史を物語るものがある。緑滴の中に墓を並べる堂塔伽藍は多く鎌倉時代以後の古建造物であるのみでなく、金堂内安置の大日如來の尊像をはじめとして、佛畫、經卷、古文書等の什寶は無盡藏で、何れも國史の貴重なる遺品として、その質に於いても、量に於いても天下に冠たるものがある。今これより本寺沿革の概要を尋ねて遊子懐古の葉としたい。

### 二 開創

寺傳によると本寺は阿育王が鐵塔奉納の勝地で、聖武天皇の勅願に基いて、僧行基が天平年間



河内金剛寺樓門

河内天野山金剛寺の沿革

に草創し、その後弘法大師空海が密教修業の靈跡となつたのであつた。それより四百年の星霜を経るに従つて堂塔坊舎は殆んど廢頽に歸する有様であつたが、二條天皇の永萬元年皇紀一八二五年にも、もと和泉國大鳥郡の住人で、幼にして高野に登つて修業した碩徳阿觀上人が高野明神の御夢想によつて此の地に來り、天野山に登つたが、忽ち建水たみくまり分明神の示現を拜し、佛土をこゝに開いて衆生を利益すべしと御告げを得たので、上人大いに悦び、寺塔再興の念禁じ難くなつて、遂に造營のことを朝廷に奏したので、後白河法皇は承安元年高屋朝臣憲貞に勅して事に當らしめられたが、承安二年三月に至つて高野大師の御影供を初めて行ひ、十二月には高野山より丹生、高野の兩明神を勸請し、鎮守護法



の神と定めた、かくて数年の後には伽藍三十餘宇と七十有餘の坊舎とが悉く出来上つて、法王は院宣を賜ひ本尊佛舍利を奉納せられ、寺號を金剛寺と改めて宸翰の扁額を樓門に掛けさせられた。これはやゝ奇蹟的な物語を含んでゐるが、阿觀上人が承安年間にこの淨境に本寺開創の功を竣へたことは疑ふべくもない。

さて金堂竣工の後二年即ち治承四年八月(皇紀一八四〇年)には、長野武者と稱せられ、この地方の地頭であつたらしい三善右馬允入道源貞弘はその私領河内錦部郡内の山野田畠を寺家に寄進し、更に養和二年二月には金剛寺別院三寶院へ田地を施入すると共に、春秋二季の談義法華最勝二度の講長日供養法、大師御影前に長日理趣三昧を行ふべきことを定めた。この治承四年八月の貞弘寄進狀には、本寺が禪定仙院の御祈願所として不退の御祈禱の爲に相傳の私領を寄せたことを述べてゐるから、この時既に寺が禪定仙院の御祈願所であつたことが知られる。

禪定仙院とは八條女院暲子内親王の御事で、女院は鳥羽法皇の第三皇女、御母儀は美福門院で、後白河法皇とは御同胞の御間柄である。鳥羽法皇は三度高野山に御登嶺せられ、美福門院は同じく高野山に金泥一切經を納められ、荒川經藏を御寄進あらせ給ひしほどの御方であつたから、八條女院が眞言密教に御歸依深かつたことは云ふまでもなからう。

されば御兄君後白河法皇の叡信を得てゐた阿觀上人の草創にかゝる金剛寺を、いたく御歸依になつて、この寺を以て御祈願寺とせられたのであらう。しかしそれが何年の事であつたかは、今詳かにすることが出来ないのは遺憾とせねばならない。後ち女院は嵯峨天皇第二皇子眞如親王の御眞筆なる弘法大師の畫像を御影堂に安置して、毎年御影供を勤修せしめらる様になつて、大衆の威儀作法が悉く高野の風を移したので、世に女人高野と云はるるに至つたと傳へらる。八條女院並に宜秋門院(後鳥羽天皇中宮)の御局に奉仕してゐたものに大貳局と六條局と云ふ姉妹があつたが、二人共に女院の御歸依厚き本寺の本願阿觀上人を崇信し、遂に落飾して姉は淨覺、妹は覺阿と名を改めた。そこで本願阿觀上人は建久八年(皇紀一八五七年)寺務職を比丘尼淨覺に譲つて相承の弟子と定めたので、淨覺は第二代の院主となり、次いで覺阿はその跡を受けて第三代となつたので、當山は二代續いて比丘尼が相承することになつた譯で、いよゝゝ女人結界の地として相應しいものとなつた。

これより先元暦二年三月に源賴朝は下文を出して、寺内の山狩並材木切取のことを禁止し、文治四年正月には石川判官義兼も寺領を安堵し、建久元年四月には寺領田十九町に對し河内國宣を以て諸役を永代免除せられ、次いで同年九月にも源貞弘寄進の四至内の國役臨時雜事が永代免除せられ、建久二年四月には後白河院廳下文を以て金剛寺四至内の諸役を免じ、殺生を禁斷し且つ阿觀上人門跡中より師資相承せしめ、寶壽長久の御願を祈らしめられた。かくて次第に寺



領の確保せらるゝと共に、いよいよ寺運の昌隆を見るに至つたのである。

その後建久六年七月に石川義兼が貞弘寄進の寺領を押領したことがあつたが、八條院廳がその濫妨を止められた。この時代一般の風として所領は常に不安で、他から押妨せらるゝ危険があつたので、それを保護するために本所なるものを定めてゐた。即ち金剛寺領の本所は八條院廳であつた。しかし更に有力なる權勢の力を求める必要を生じたからであらう。後白河法皇御再興の御縁由と、八條女院御祈願寺たるの關係から、法皇第二皇子守覺法親王の總法務たる仁和寺を本所に仰ぐことゝなつて、これより門跡二品守覺法親王廳の支配に屬して、その保護を受けることゝなつたから、この建久九年三月以後は御室北院の末寺とも稱せらるゝ様になつた。また嘉禎三年五月には當寺院主淨阿の寄進狀によつて、當寺を九條家の祈禱所としてゐる。

鎌倉時代の末頃には八條院廳御傳領の和泉國信太莊を金剛寺領として御寄附になつてゐるが、元來八條女院の所領は女院薨去の後幾多の變遷を経た。後嵯峨院崩御の後大覺寺持明院兩皇統の二流に分れた時、此の御領は龜山法皇の御手に歸し、更に後二條天皇、後宇多天皇、昭慶門院、昭訓門院以下に傳へられたので、全く大覺寺皇統の傳領せらるゝ所となつた。金剛寺が後醍醐天皇元弘の御舉以來殊に大覺寺皇統の御爲に盡すところの多かつたことや、楠木和田氏一族等の忠臣が金剛寺と深い關係のあるのは、そこに何等かの因縁があるのではなからうか。

(南朝と金剛寺に就いては中村直勝氏著「南朝の研究」所載論文「南朝と金剛寺」に詳説されてゐる。参照せられたい)。

### 三 吉野朝時代

山城醍醐の報恩院文觀僧正もんくわんは後醍醐天皇の厚い御歸依を蒙つて、天皇が元弘の御快舉にも文觀が眞言宗を中心として寺院の勢力を纏めたと思はるゝ程であつた。然るに金剛寺はこの文觀僧正と深い關係を持つてゐて、吉野朝時代に於ける金剛寺の學頭職がんとく禪惠法印は文觀僧正の高弟中の隨一であつた。その關係からであらうが、文觀僧正の示寂に關する事柄は禪惠法印の書かれた經疏類の奥書の中に最も多く記され、且つ後村上天皇正平十二年十月九日に文觀僧正は當寺の大門往生院に於いて入滅したが、禪惠法印が歳七十四の時の事であつた。

かく文觀僧正と親密な關係のあつたことは、當寺が後醍醐天皇の深い御信仰を受けるに至る一つの筋道を物語るものと考へられる。殊に八條女院以來大覺寺皇統の御歸依とその御保護を受けてゐたことであるから、天皇が當寺を御崇信になるのは一朝一夕の御關係からでないこと明かである。

されば建武二年(皇紀一九九五年)十二月十五日には後醍醐天皇は綸旨を當寺に賜はつて、當寺



本尊として佛舍利五粒を賜ひ、天下靜謐海内安全を祈らしめられ、同月二十五日には禪惠法印の師匠である時の東寺法務僧正文觀が天皇の綸旨に副へて佛舍利施入狀を送つてゐる。翌々年の延元二年四月二日に天皇は南朝官軍の當寺内に亂入するを禁ぜられ、同時に和泉國大鳥莊領家職を御祈禱料所として當寺に知行せしめ給うた。

かゝることから考へても、當寺が天皇の御爲に盡すべき因縁は出來てゐる。されば天皇の皇子で、元弘建武の交に最も偉大なる御勳功を立てられた大塔宮護良親王は、既に當寺に戰勝の祈禱を依囑せられたのであつたが、當寺からは元弘二年十二月その祈禱を重ねた報告を大塔宮並に楠木正成の許に送り届けた。そのため正成は金剛寺宛に返書を認めて祈禱卷數を大塔宮に進覽すべき由を挨拶し、正成またその祈禱の勞を謝してゐる。大塔宮の御活動と正成の存在とは、此の頃鎌倉幕府の最大の脅威であつたのであるが、かく宮と正成とは互に策應せられて、當寺に御依頼せらるゝことがあつた。かくて元弘三年五月には宮よりして播磨國西河井莊を寄進せられてゐる。

而して翌元弘三年楠木正成が河内和泉方面の賊軍を追つて、攝津天王寺に京都兩六波羅の軍を攻めた時、北條氏の阿蘇治時以下の諸將は之を逆撃せんとして、二月當寺に亂入し城郭を構へんとする噂さへ立つた。正成はこれを聞いて自ら筆を取つて金剛寺衆徒を激勵して防禦の準備をなさしめ、且つ大塔宮の令旨に随つて御祈禱をなすべきことを依囑したのであつた。

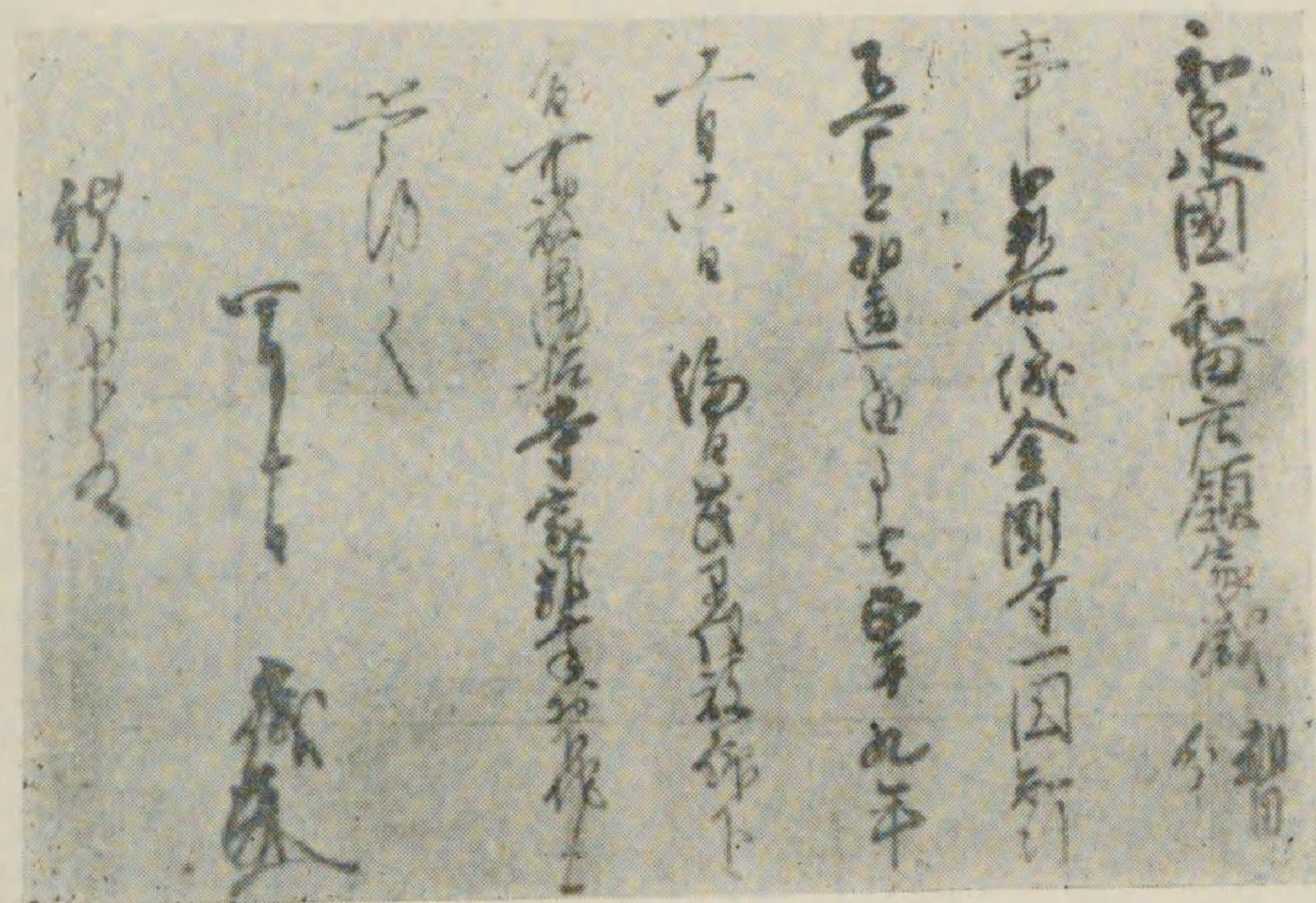
和泉國大鳥郡和田莊の住人であつた和田氏はもと鎌倉幕府の御家人であつた。元弘建武の頃和田助家、その子助康は大塔宮の令旨を蒙つて御味方申上げ、後醍醐天皇が隱岐より還幸後は楠木正成の下にあつて南朝の爲に盡したのであつたが、天皇は延元三年七月當寺の爲に和田莊領家職の知行を安堵し給うた。これは和田氏の先祖助綱が建保二年に先祖相傳の私領和田莊を金剛寺に寄せたことによられたので、和田氏が忠節の背後には金剛寺の存してゐたこと、恰も楠木氏と同様の關係であつたと思はれる。

後醍醐天皇南山に崩御せられ、新帝後村上天皇即位せられてよりは、當寺の歴史はまた南朝に取りて言ふに忍びざる涙ぐましいものであつた。楠木正成の子正行や正儀は主として河内にあつて南朝官軍の爲に屢々萬丈の氣焔を擧げたことであつたが、その活躍には常に當寺が介在してゐた。

その後足利氏の内訌は遂に南北兩朝の御和談を導いた。その結果正平七年二月後村上天皇は京都還幸のため紀伊賀名生の行宮を發し河内東條を経て、攝津住吉行宮に暫く御滞在せられ、やがて閏二月山城男山八幡まで行幸になり、京都恢復の御計畫は一時成就せられたか見え、北朝の光嚴、光明、崇光の三上皇を八幡に迎へ奉り、やがて六月には賀生名の皇居に御遷し申上げた。



然るに近江にあつた尊氏の子義詮は再び味方を集めて京都に逆撃し、こゝに八幡山の戦となつたが、官軍ついに破れ、天皇男山を脱出せられて再び賀名生に還幸せらるゝに至つたので、南朝の京都恢復の舉は一場の御夢となつてしまつた。



楠正儀繪旨添狀

河内金剛寺藏

御英邁におはす後村上天皇は御身親ら千軍萬馬の間に往來し給はんとの御志があつたので、賀名生の行在があまりに山深うて皇運の恢復に御不便であつたので、正平九年（皇紀二〇一四年）十月二十九日賀名生を發して金剛寺に幸し、こゝを行宮とし給ふに至つた。既に記した如く後醍醐天皇の御時以來あくまで官軍の爲に御力添へをした當山衆徒は、この無上の光榮を喜び、これよりして如何に活躍したことであらう。南朝の遺蹟としての金剛寺はこれより愈々異彩を放つことになるのである。本寺所藏薄草子口決第二十の奥書に、

正平九年甲午自三月廿二日、至同十二年丁酉二月十七日、持明院法皇並新院當寺御寺住御幸也、自正平九年十月廿

八日、至同十三年六月、主上當寺成行幸御寺住、同十四年十二月廿三日、觀心寺行幸成給、首尾六年御座坊舍山木皆切拂、損亡無申計、結句同十五年庚子歲御敵寄來、大門坊舍持佛堂半分燒失了、とあつて、正平九年十月二十八日から十四年十二月二十三日まで、前後六年間後村上天皇の行在であつたのみならず、同年三月二十二日には既に北朝の持明院三院が金剛寺に御幸遊ばしてゐた。これはさきに御移りになつてゐた賀名生を御脱れになつて金剛寺を恃まれたので、少し遅れて主上後村上天皇もまた御幸になつたから、兩朝の天皇上皇の方々が同時に當寺に蹕を駐め給うたことは何たる奇しき因縁ではないか。尤も正平十一年七月八日には光嚴院十二年二月十八日には光明崇光の二上皇が、ともに當山から歸洛せられて伏見殿に入御になつた様である。これより後村上天皇は食堂と摩尼院とを行宮とし、持明院三上皇は觀藏院を御座所とせられた様で、「日經疏第三愚草」奥書（本寺所藏）に、

主上食堂摩尼御兼帶御座、仙洞持明院法皇新院觀藏院御坐之間、寺中坊々不殘一字諸家上藤寺宿坊、

と記されてゐて、官軍將卒の陣營宿所にも山中が當てられたので、一山は限りなき混雜を極めたことであらうと思はれる。殊に日々の供御を奉つて御不自由のない様にと心を盡したことであつたから、寺塔の損亡をも顧る隙なく山木等を切拂つたことであつた。



かゝる間にも當山の學頭職禪惠法印は觀藏院御所に御座します光嚴院法皇の御前で、正平九年九月から十月にかけて秘鍵開藏抄を談義し奉つてゐる。

これより先當山が元弘以來の兵亂のために武士の亂入に遭ひ、堂塔の燒失したことも一再でなかつた。釋論第六抄三奥書(本寺所藏)にも、

刺愚身新造坊舎延元二年武士亂入于當寺被燒失之成流浪身彼此坊移住之間心苦惱亂無際、是前世界業歟將又今生因業歟後生果報奈爲矣、

などと嘆じたこともあり、また正平十五年三月十七日に足利義詮等の賊軍が亂入した時、大門以下講堂坊舎等三十坊が兵火に見舞はれたこともあつた。

さて正平十四年十二月足利義詮等が大軍を率ゐて南朝侵撃を策して先づ發し、別に畠山國清等が河内に入り、官軍を四條畷に進撃して來たので、當寺の行在では大いに震駭せられて、義詮が京都東寺出陣の日なる同年十二月二十四日に天皇は難を避けられて、當行在を出でられ一時河内檜尾山觀心寺に御遷りになつたのであつた。

當寺が南朝の行在であつたことは觀心寺移御によつて最後となつたのではない。その後再び當山を行宮とせられた様である。しかしこれより後の南朝の歴史は史料が乏しいことから、明かでない事が尠くない。正平二十三年三月後村上天皇が住吉の行在にて崩御遊ばすや、次い

で長慶天皇が大統を嗣がせられたが、これより後の南朝の歴史は一層痛嘆すべきもの多いが、天皇もまた當山を以て行宮とせられてゐたに相違ない。當寺所藏釋論開解鈔卷第十七論本第九の奥書に、

文中二年十一月七日於金剛寺無量壽院書 了依動亂公家武家相交間、兩方之年號勒之了、  
應安六年

執筆金剛資快賢四十  
二歳

とあることから見ると、此の頃長慶天皇は當寺の天野行宮に御座しましたので、此の年夏賊軍細川氏春等が北朝に赴いた楠木正儀と共にこの行宮を犯したから、八月十日主上は當山を蒙塵し給うて吉野に避けられたのであつた。尤も楠木正儀は南北統一を願ふの餘り北朝に入り、南朝を犯したることも一日も早く此の統一を實現せんと願念の餘りで、決して父大楠公の名を汚すものでない。三條實豐記にも、南方主上以下、去十日(八月)没落云々、此等御座天野河内國などと記されてゐるから、前掲の奥書の如く、此頃の官軍賊軍のものが山内に尙入り亂れてゐたこと、考へらる。されば天野行宮を此の時までとすれば、その間一時他に御幸しましたことがあつたにしても、正平九年以後文中二年まで約二十年の久しき間、一山衆徒が南朝皇室の爲に御力を致し、且つ行宮たるの光榮に浴したので、本寺の最も特記すべき歴史であらねばならぬ。

かく當山が南朝の爲に盡したので、後村上天皇は御父天皇にもまして當寺を厚く尊信せられ、



正平九年十一月には學頭法印以下の金剛寺僧官を定め給ひ、更に正平十四年十二月二十一日即ち天野行在より觀心寺へ移御の前々日には、當山本願阿觀を法印に贈叙し、更に權僧正に贈官し給ひ、先師覺心には權少僧都を贈官せられた。また屢々寺領の安堵、四至内諸役一切の免除等の綸旨を下し給ひ、正平十年十月には結緣灌頂料所として和泉大烏莊朝用分料所<sup>ちやうようぶんりやう</sup>を知行せしめられ、或は當寺に對して急速の御用を仰せ下された事もあつた。長慶天皇もまた綸旨を賜うて天<sup>てん</sup>下靜謐のため御祈禱の精誠を致さしめられたことが屢々で、その御叡信は御父天皇と御同様であつた。

尙こゝに特記すべきは、持明院光嚴院法皇の御分骨所が當山内に御治定になつたことで、豎横抄第五疏二本奥書(本寺所藏)に、

正平十九年七月七日持明院法皇江州山里ト云處ニテ御隱禪位ニテ御座云々同九月八日天野山ニ御骨納奉了、此法皇ハ無量壽院ノ上乘房禪惠法印學頭御房有御授法、依御隱印信ヲ御還也、同十月十六日ニ禪惠圓寂、

應永三十年卯三月上旬書寫之

求法舜惠三十三

とある。即ち光嚴院法皇は禪惠法印を戒師として、無量壽院にて御落飾あらせ給ひ、御法諱を惠信と申上げたのであつたが、正平十九年七月崩御遊ばし、同九月に御分骨を當山へ納められ、その

印信を御返納になつたのである。而もその翌月には禪惠法印が示寂したことも奇しき御因縁と拜し奉るのである。尤もこゝに「江州山里」とあるは丹波山國村の誤聞で、法皇の御陵が丹波山國常照寺にあることは申すまでもない。古來開山廟所の後方に「院ノ墓」と稱せらるゝものがあるが、五輪塔が存してゐるが、今や此の記録等によつて、宮内省では大正十五年これを御分骨所と決定し、氷域を治定せらるることになつたのである。

#### 四 足利時代以後

足利時代以後といへども皇室の崇敬もとより淺からず、武家の歸信また篤かつたから、所當官物以下の免除や寺領の安堵など變るところがなかつた。越えて天正十一年九月羽柴秀吉は寺領三百七石を安堵した。文祿三年十一月の天野山檢地帳寫に據ると、山内には

菩提院	地藏院	紅梅院	大泉院	眞福院
滿福院	安養院	中性院	祥徳院	常住院
中院	摩尼院	禪光院	阿彌陀院	松持院
滿藏院	滿喜院	宮坊主	行基院	無量壽院
新福院	南藏院	新藏院	福藏院	虚空藏院

河内天野山金剛寺の沿革



修善院 浦福院 無常堂

等の塔頭子院三十餘宇の名見え、田畑屋敷反別三十三町六反二畝餘で、高四百五十石八斗あつたのである。徳川時代に至つても寺領はもとの如く、歴代將軍は天野山の内三百七石領知の安塔朱印狀を出してゐる。

又慶長十一年豊臣秀頼が片桐且元に命じて諸堂宇の大修繕を行はしめたことは、現存の棟札や、堂宇高欄の擬寶珠の銘記等によつて明かであるが、徳川四代將軍家綱の寛文九年四月作成の「天野山伽藍破損書上案」は、堂宇の内大破の所として、本堂、大師堂、藥師堂、求聞持堂、寶塔、鐘樓、食堂、護摩堂、寶藏中門、丹生高野明神社、水分明神社、觀音堂、集會所、惣門、脇門等の名を掲げ、且つ慶長十一年に伽藍修補の後、雨露のため堂塔の破損が甚しいので、その修理を願ひ出たものである。その後元祿十三年徳川綱吉の時再修せられ、明治維新後に至りても幸に諸堂塔は依然として變るところなく、今日に及んだが、盛時七十有餘を數えた僧坊は漸次荒廢し、今は僅かに觀藏院、摩尼院、吉祥院の三院を残すに過ぎない。されど頃年以來漸く寺運隆昌に向ひ、法燈再び光を加へるに至つたのである。

五 堂 塔 伽 藍

一 樓門(特別保護建造物) 長野町から一里餘、天野街道を右折すると總門が見え、更に内に入ると天野の小溪流れ、その東西兩側は往時坊舎の遺趾で、川に沿うて上ると、その東に東面して樓門が聳えてゐる。三間一戸屋根入母屋造の樓門で、正面左右には金剛柵を設けて多聞天、持國天の兩天部が安置してある。虹梁、組物等の様式より見て、鎌倉時代初期の手法を備へた優秀なる建造物であるが、唯創立後數度の修理を経たために、各時代形式の混合してゐることが認めらる。

一 食堂 樓門を入ると右側にある。正平九年後村上天皇が當時を行宮とせられてから、久しく假の政廳に充てられたところで、俗に天野殿として傳へられてゐるものである。

一金堂(特別保護建造物) 數階の石段を登ると右に位する七間七面前面一間の向拜を附けた屋根入母屋造のもので、全體の構造に於いては勿論鎌倉時代の古調を存してゐるが、外觀や細部の構造は明かに桃山時代の様式を備へてゐる。即ち桃山時代の大修繕の結果、鎌倉の遺構を僅かに残存するに至つたもので、内陣須彌壇の金具には鎌倉時代様式のものも明かに存してゐる。内陣中央には木造本尊大日如來坐像(國寶、傳運慶作)を安置し、左に木造隆三世明王坐像(國寶、傳運慶作)、右に木造不動明王坐像が安置せられてゐる。

一 塔婆(特別保護建造物) 金堂の前面にあつて東面する。その創立は明かでないが高欄擬寶



珠の銘に「豊臣秀頼公御再興鈞命慶長十一年三月吉日御奉行森島長以」とある。重層多寶塔で、全體の形が優美で、細部に鎌倉時代の手法を傳へるものがあつて、或は桃山時代に大修繕を加へられたものであらう。内陣四天柱には十六大菩薩の像を畫き、其他に眞言八祖の像を彩畫し、四天柱内に本尊大日如來像が安置してある。

一 觀月亭(特別保護建造物) 本堂の西、御影堂の東端に突出せるもので、南五佛堂から渡廊木階によつて昇ることが出来る。山麓高所に在つて、背に天野の蒼鬱たるを負ひ、前面樓門を俯瞰して前山に對し月を賞するに適當で、後村上天皇行在の御時觀月の宴を催されし所と傳へられてゐる。單層、向唐破風、檜皮葺の建物で、よく桃山時代の風趣を帶び、破風の出と椽の出と諧調を保ち權衡極めて優美である。慶長十一年秀頼の造營するところであるが、室町時代の遺構が存せないと云へない。

一 御影堂(特別保護建造物) 觀月亭の西に接続した建物で、單層、屋根寶形造、檜皮葺で、屋蓋の流れ緩るく頗る輕妙で、一般の形式は室町時代の風調を存するが、細部は凡て桃山時代の手法が現はれ、高欄擬寶珠には豊臣秀頼再修の左の銘記がある。

天野山弘法大師堂

右大臣豊臣朝臣秀頼公御再興旂

慶長十一曆丙午六月吉日

一 鐘樓(特別保護建造物) 金堂と食堂との中間後にあつて、重層、屋根入母屋造、本瓦葺の建物で、様式手法全く唐様建築の特徴を示し、創建年代は明かでないが、一般形式よりして鎌倉時代の造營であらう。

この他樂師堂、五佛堂、護摩堂等の諸堂宇及びその背後には開山阿觀僧正、覺心法印の墓等がある。而して金堂に立戻つてその後方の北門を出ると左側に摩尼院、右側に觀藏院、更に北に路を隔て、吉祥院の三坊及び本坊がある。摩尼院、觀藏院の沿革に就いては既に記した通りである。樓門を出て天野川に架した橋を渡ると前面の高丘には丹生明神社が鎮坐せられてゐる。丹生、高野、水分の三明神が配祀せられ、當山の守護神である。

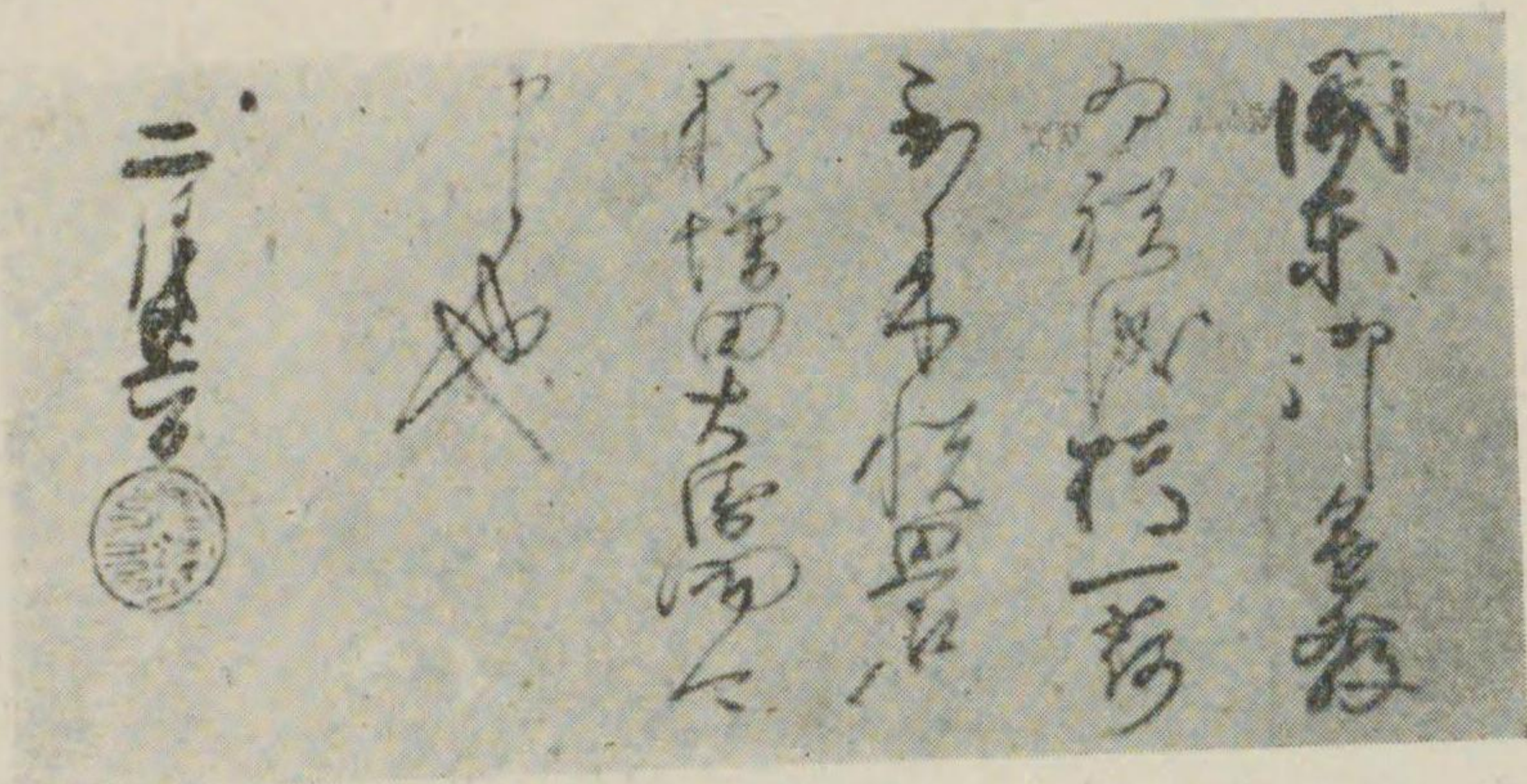
## 六 寺 寶

當山は河南の靈刹たるのみでなく、わが國史の上に光輝ある位置を占めてゐるのであるから、寺寶として現存するものは凡て皆貴重なるもので、その内重なるものは既に東京帝國大學より、大日本古文書家わけ第七、金剛寺文書として上梓せられ、五百點餘の古文書が載録せられてゐる。その内容は平安朝より江戸時代末に至るまでのもので、これによつて國史を明かにすることの



出来るものが尠くないが、殊に南朝に關する古文書は皆天下の至寶で、その内楠氏一族の尺牘は他に比肩すべきものがないと云つてよからう。また未だ一般には知られてゐないが、本寺所藏の秘抄類の奥書は幾多の新史實發見の端緒ともなり、また本寺と皇室との關係のいかに深いかを物語るものが多い。今一々これらに就いて詳説することは出来ないから、本寺所藏の什寶中國寶に指定せられたものを左に掲げて置かう。

- 繪畫 五祕密曼荼羅圖 一幅
- 同 虚空藏菩薩像 一幅
- 同 金堂三尊像 一幅
- 彫刻 大日如來坐像 一軀
- 同 降三世明王坐像 一軀
- 同 不動明王坐像 一軀
- 工藝 經筥 一箇 (蓮花蒔繪)
- 同 腹卷 五領 白革威 藍革威 藍革肩 藍革裏 傳楠氏一族所用
- 同 白銅鏡 一面 (花鳥文様)



豐臣秀吉朱印狀

河内金剛寺藏

- 筆蹟 寶篋印陀羅尼經 一卷 料紙消息及歌集切 紙本金泥
- 書蹟 延喜式神名帳斷簡 紙本墨書
- 經卷 寶篋印陀羅尼經 一卷 跋道喜 紙本墨書
- 同 大槃涅槃經 一卷 卷第七 正平十四年六月十日ノ奥書アリ 後村上天皇宸翰紙本墨書
- 同 梵漢普賢行願贊 一卷 (紙本墨書)
- 同 法華經 一卷 卷第八 藤原基衡願經紺紙金泥 久安四年閏六月十七日ノ奥書アリ

附記

當山は昔坊舎にて酒を醸造し、世に天野酒と呼ばれてその佳味を賞せられてゐる。豊臣秀臣はこの美酒を愛玩したので、當寺所藏の文書に「關白様(秀吉)御召之御酒」と記され、秀吉また天野酒の吟味をなし、屢々朱印狀を與へてゐる。

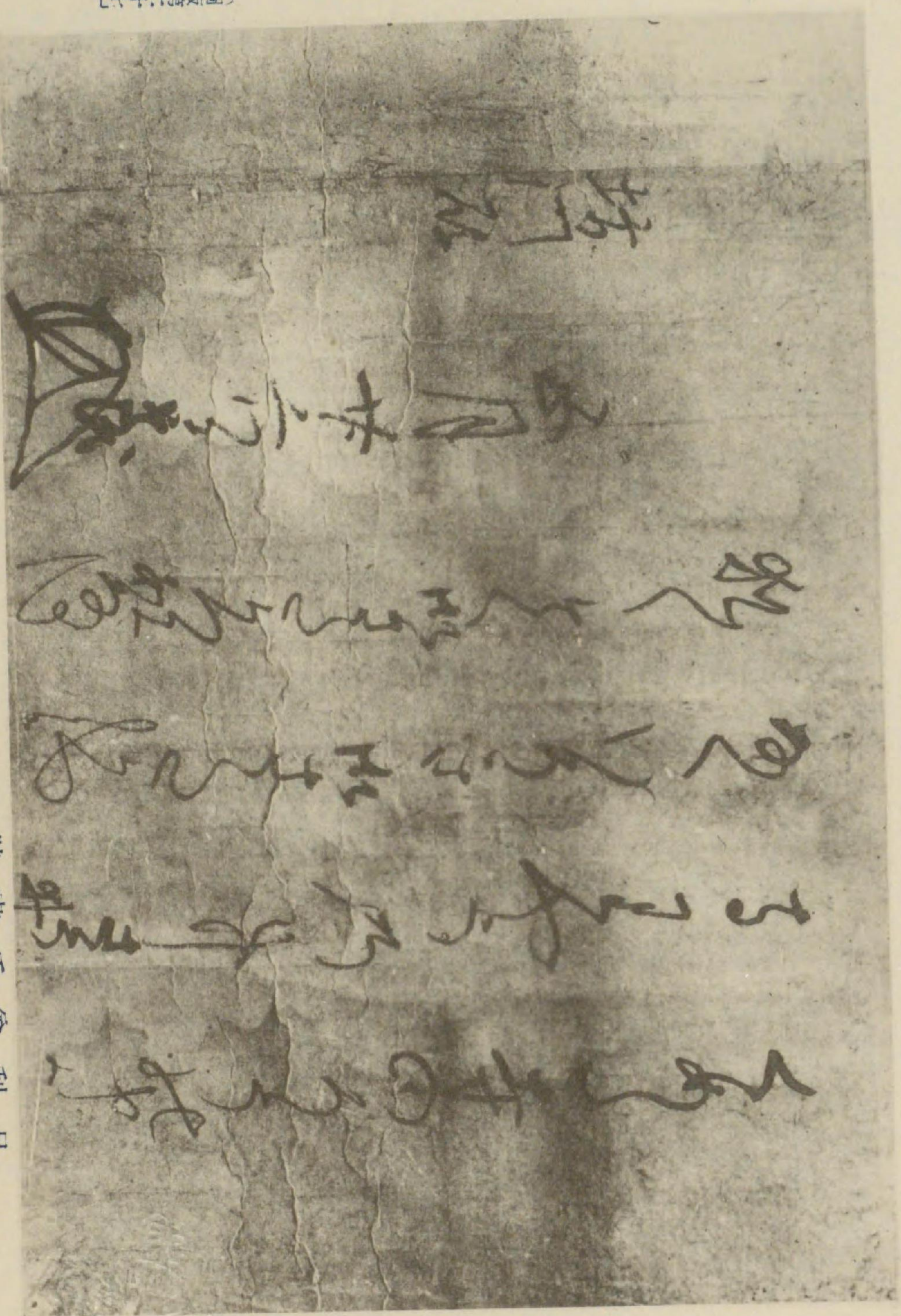


### 七 和泉久米田寺の隆替

久米田寺は和泉國泉南郡八木村にある古刹で、南海鐵道春木驛の東南五十町、今岸和田市から自動車の便があつて、約三十分で門前にいたる。寺は具には臥龍山隆池院久米田寺と稱し、今古義眞言宗に屬してゐる。山門の前に展開してゐるのが有名な久米田池で、周邊約一里、水面積六十三町の廣袤で、泉州第一の壯大な池、その剰水は流れて春木川となつて大阪灣に注いでゐる。寺の淨境の背面は松林を負ひ、前面の池と相對して清寂の感がある。その中に點在する堂塔伽藍は、凡て往時の古建築でないのは遺憾であるが、幸に夥多の貴重な古文書が所藏されてゐるので、精確に往昔を追懷することが出来る。今本寺が史上に現はれたあらましを記して見よう。

#### 一 久米田寺と久米田池

今この寺に天平勝寶元年十一月付の久米田寺領流記坪付帳と稱すべき、珍らしい古文書が一通ある。奈良朝に屬する古文書は、大阪府下には絶対に他に現存しないのみならず、その内容もまた注意すべき史實が含まれてゐる。古文書の紙面には、寺印と思はれるものが五十五個押捺されてゐるが、まづ確かなものと見てよからう。即ちそれには、

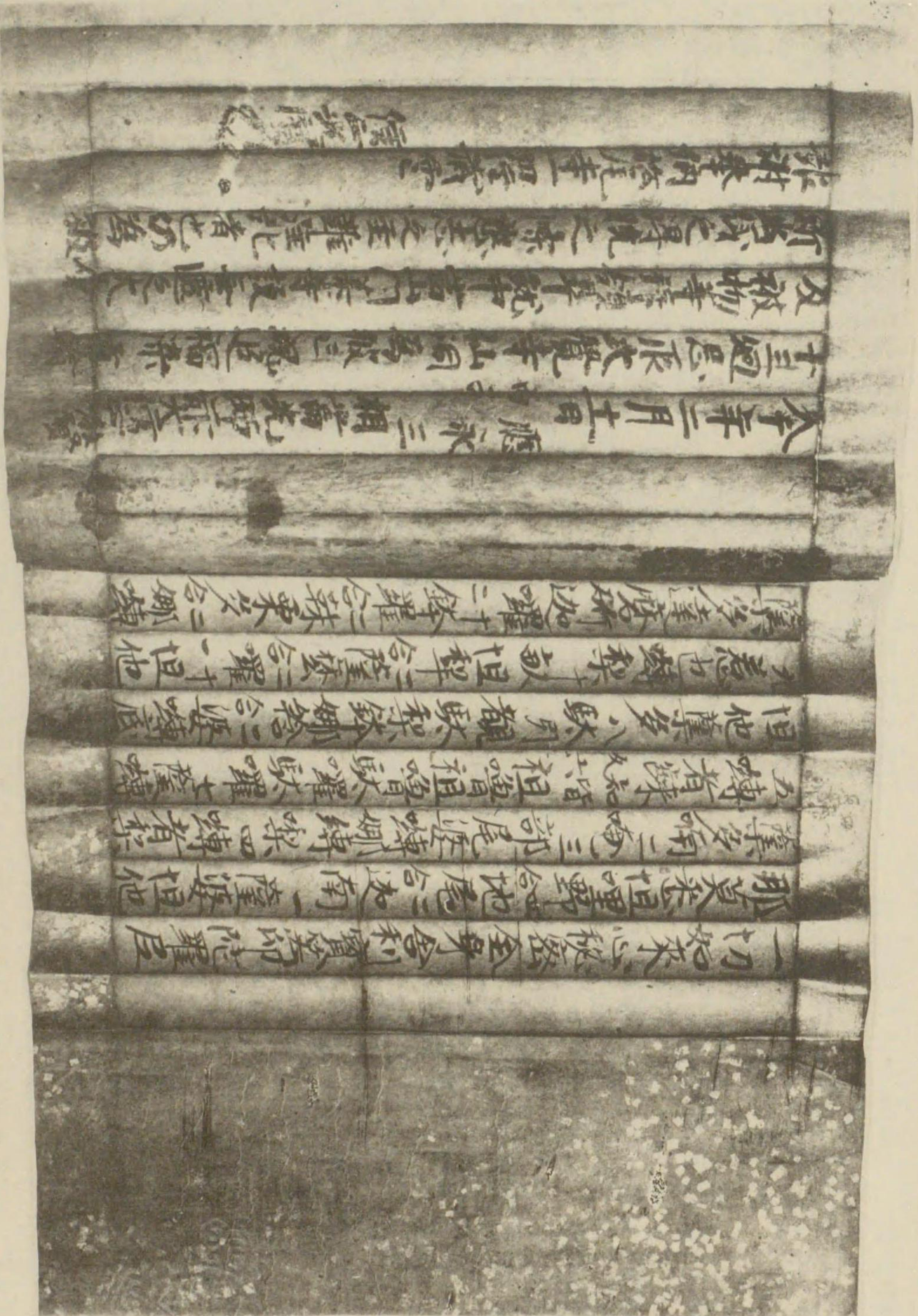


〔圖版七〕

藏寺田米久

狀書氏尊利足





【圖版二八】

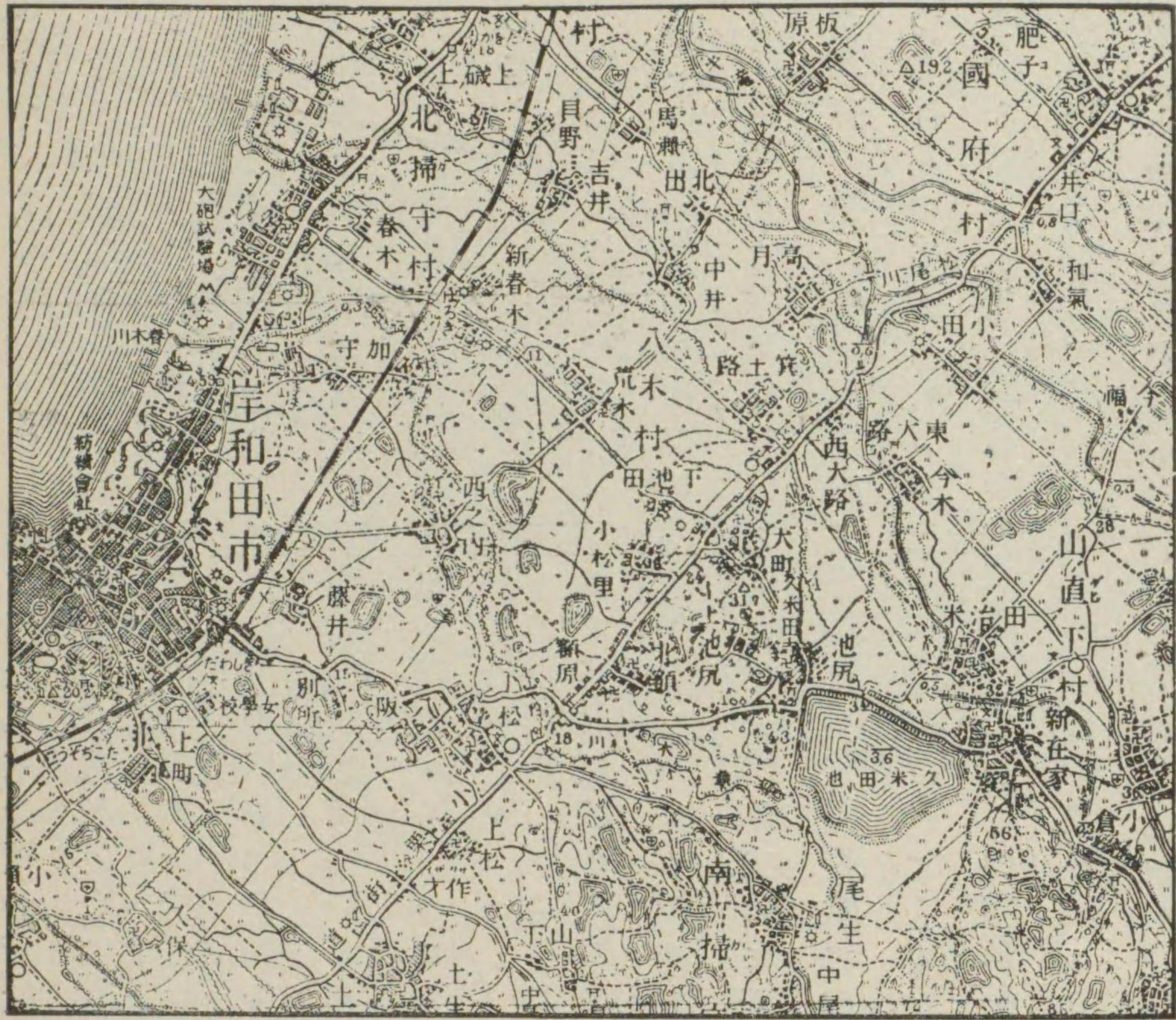
寶篋印陀羅尼 (後龜山天皇宸翰) 裏書 光賢僧正

松尾寺藏



松尾寺藏





久米田寺附近圖

龍池院字久米多寺 住僧貳口

和泉國行基菩薩肆拾玖院內寺領流記  
坪付事

右院緣起久米多池院溉水之田有千余町、  
好豐業天精勵耕作各乏水事屢服苗之苦、  
以天平十年二月二日其提上加修理臨時  
所起之院泉南郡池田村所在是也

院內池漆段田貳町伍段 伍段在島

池尻

林壹町 寺院西北在

惣合寺領田伍拾陸町參佰步

(中略)

右院領流記坪付勘錄如件

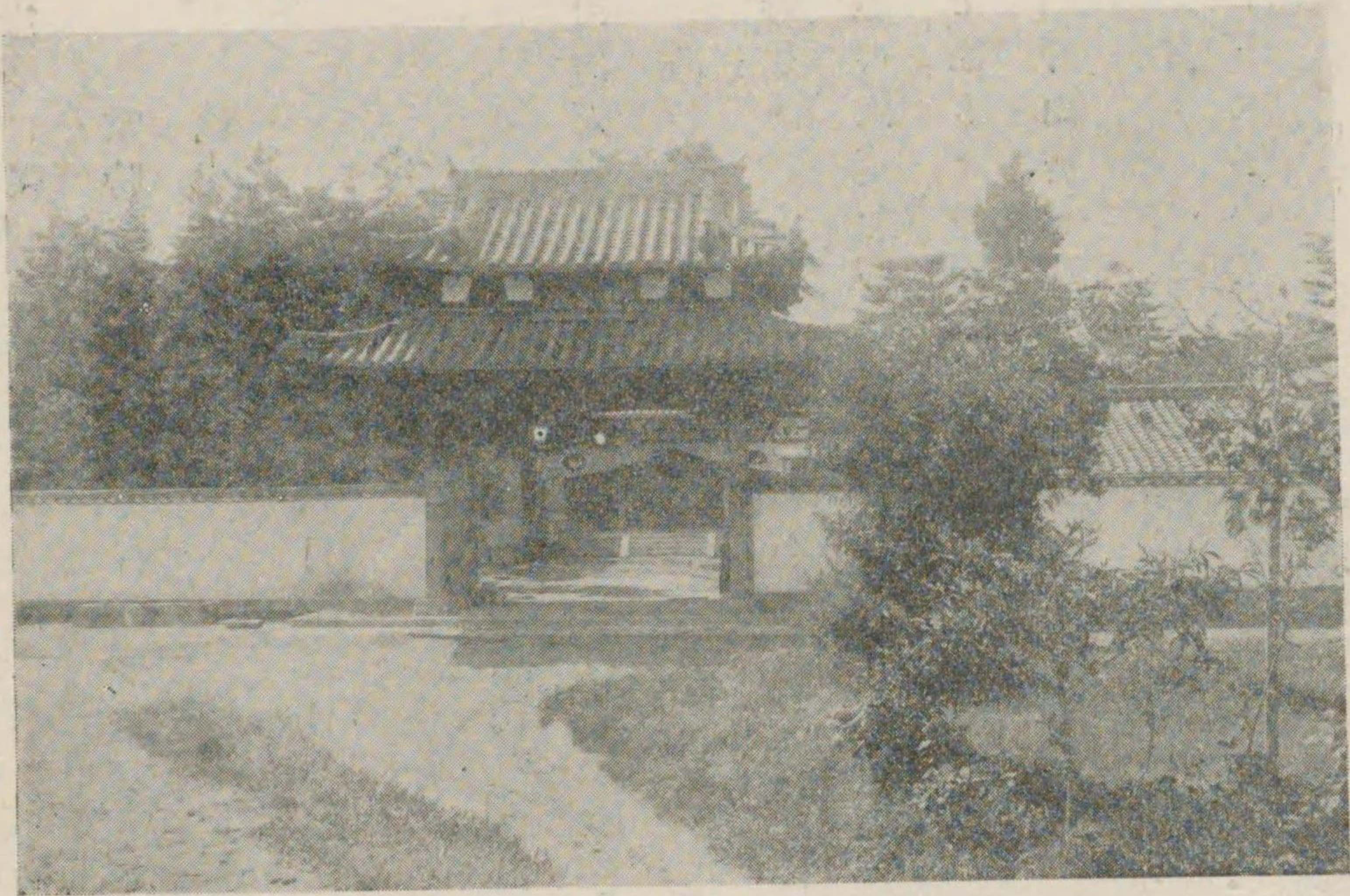
天平勝寶元年十一月十三日

(以下連署略)



とあつて、要するにこれは久米田隆池院寺領の坪數を勘録したものである。寺の縁起によると、此の地方は往古灌漑の水に乏しかつたので、旱天の折には農民の苦しむこと甚しかつた。そこで聖武天皇は橘諸兄僧行基に命じて池を鑿つて灌漑の便をはからしめられ、神龜二年二月にその工を起して十四年の歳月を費し、天平十年七月に至つて竣工せられた。これが今の久米田池で、此の時天皇は光明皇后と共に文武百官を率ゐて行幸あらせられたと傳へられてゐる。また池の開鑿が竣工すると共に、行基は諸兄を大檀越として池畔に佛寺を建立したと。

以上の所傳は史實としての如何は保證の限りでない。しかし上掲の古文書と行基菩薩年譜とによると、久米田寺が行基の創建にかゝる所謂四十九院の一たること疑ふべくもない。元來僧行基の傳は詳かでないが、延暦二十四年三月に編輯し、更に安元元年に補正して編述された「行基菩薩年譜」は、その選述年代から考へても相當に信據すべきものである。さればこの記録によつて、行基の多方面に互る業績を研究されたものは尠くないのであるから、こゝにくたくしく述べる必要もない（長沼學士著「日本の文明と佛教」及び橋川正氏著「日本佛教と社會事業」参照）。しかしこの年譜によると所謂四十九院の中に、檜尾池院（和泉泉北郡）、船息院（攝津武庫郡）、高瀬橋院（攝津三島郡）、大井院（山城葛野郡）、山崎院（山城乙訓郡）、鶴田池院（和泉泉北郡）、狭山池院（河内北河内郡）、泉橋院（山城



和泉久米田寺の隆替

和泉久米田寺山門

相樂郡、難波度院（大阪）等の如きは、その名稱と位置とによつて交通や土地開墾または灌漑水の池溝を管理するための寺々であつたことは明かである。この年譜には、なほ行基の掘つた池が十五ヶ所、溝が七ヶ所掲げられてゐる。何れも和泉、河内、攝津の地方に多いので、中にも彼れが生れ故郷である和泉は、最も力を注いだことであつて、現在和泉の地圖を繙くと池が著しく多く點綴されてゐることに氣付くが、この内水田開發のため行基の開鑿にかゝるものも尠くはなからうと思はれる。何れにしてもこの久米田池は行基の經營にかゝる池であることが明かで、寺を背にして池畔に立てば行基の偉業を追懷せざるを得ないものがある。而もこの池は後に南朝と又深い關係があつて、當時河内和泉の統治に當つてゐた楠木正儀が、この池の



修築に従つたこともあつた。今本寺所藏の後村上天皇の綸旨には、

當時隆池院池提興行事早加修固可令全農業之由被仰國司畢存其旨可被沙汰者天氣如此仍  
執達如件

正平十二年六月十三日

權右小辨(經高)  
(花押)

久米多寺長老

とある。正平十二年は足利尊氏歿去の前年で、南朝では後村上天皇が皇運の恢復を計り給ふて、河内天野山金剛寺を行宮として大政を嚮はせられてゐた時である。されば南朝としては大勢の甚しく振はない時で、翌々十四年には足利義詮等が大軍を率ゐて河内に進發したので、天皇は難を避けられて河内觀心寺に御遷りになつたのであつた。かゝる際にも拘はらず、この久米田池の修築を仰せ出されたことは、戦亂のたゞ中にも農業を重んじ給ふ勸慮のほどが偲ばれるので、而もその仰せを奉じて事に當つたのが楠木正儀であつた。この事は本寺所藏文書の外、また高野山寶壽院所藏の文書にも見える。

往時地方民がこの池によつて惠を受けたことは大きいことであらうと思はれるが、今もなほ十二大字の立會用水となつてゐる。

## 二 鎌倉時代の荒廢と再興

平安朝時代に於ける寺運の消長は、今知ることが出来ないのは遺憾である。しかし鎌倉時代になつてからは、やゝ本寺の興廢を窺ふことが出来る。今當寺所藏の文治三年八月の廳宣によると、當時久米田寺免田が二十六町四段百二十歩あつたことが明かであるが、殊に後白河院が熊野行幸にあたり和泉を御通過せらるゝ御時にも、鳳輦を枉げさせられた事と思ふので、同文書にも院が熊野詣の御時舍屋傳馬雜事を免ぜられたことを記してゐる。

然るにそれから百年を経た後宇多天皇の御代には、著しく堂宇も頽廢したらしいので、弘安五年五月三日に太政官から和泉隆池院に與へた牒文にも「星霜多推移、寺院悉傾危」と云ひ、また殘す所の伽藍は塔婆一基のみで、鐘樓、經藏各一字、禪室二十餘宇皆欠」と記し、堂閣わづかに礎石を遺すのみの有様であつた。そこで後宇多天皇は行基菩薩開基の靈場たることを追慕されて、この時當寺を天皇の御祈願寺に列せられたのである。これより寺運再び隆昌に向つた様で鎌倉時代末から吉野朝時代にかけては、國史の上に一山衆徒の活躍を見る様にまでなつた。

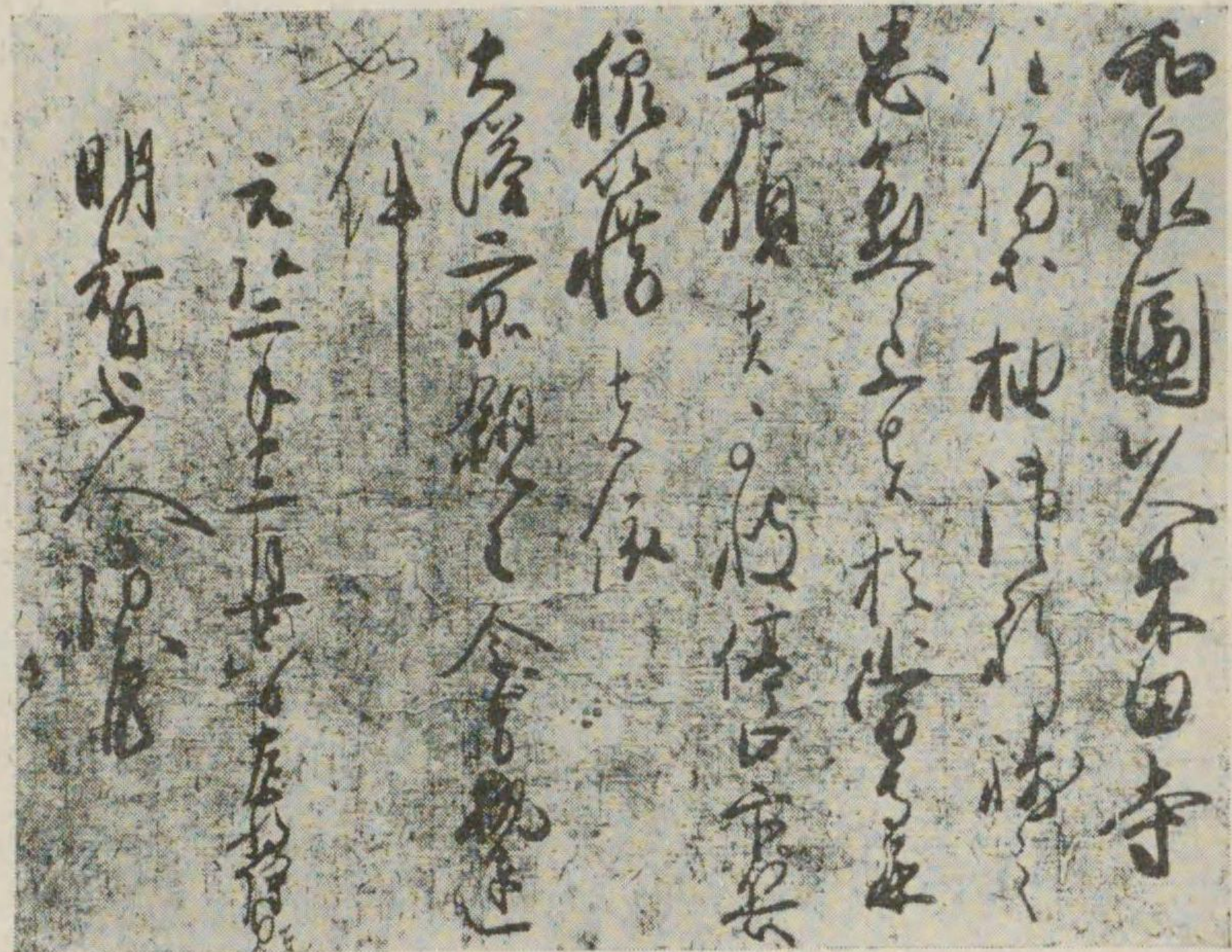
## 三 吉野朝廷と久米田寺



元弘元年十月笠置山落城し、次いで楠木城も陥り、後醍醐天皇は京都六波羅に入御あらせられたが、近畿は決して静謐に歸したと云ふ譯ではなかつた。大塔宮護良親王は一たび遁れて吉野におはしたらしいが、間もなく近畿方面を潜かに往來せられて、神鬼出沒盛んに令旨を諸國に發せられて勤王の士を集められた。この頃大塔宮の御活動も楠木正成の作戦も、その目的はみな後醍醐天皇を六波羅の幕府のもとから奪ひまゐらすにあつたのであらう。天皇おはさずしては宮の御活動も、正成の奮闘も意味をなさないのである。されば天皇隱岐御遷幸後とても、大塔宮の第一目的は恐らく天皇の隱岐御脱出を成就せしめらるゝ點にあつたに相違ない。

かくて大塔宮の御活動は寔に目覺しく、元弘二年六月には令旨を熊野山に發して、衆徒に勸められたのであつたが、十二月二十五日にはまた久米田寺にも令旨を賜ふた。この令旨は今現に當寺に残つてゐるが、それは終始天皇と大塔宮のために力を盡した四條隆貞の奉じた令旨で、久米田寺明智上人に宛てられたものである。筆力雄勁潑瀾たるもので、當時官方の意氣のほどが偲ばれる。

而もこの令旨に添へて同じく明智上人宛に送つた楠木正成書狀(元弘三年正月五日付)の存することも、またよく人の知る通りである。正成の書狀は河内觀心寺、金剛寺等以外に現存しない稀有なものであつて、本書を見るとその書風の適美なる誠に天稟の麗質を示したものと云はねば



久米田寺藏 (奉貞隆四) 旨令王親良護

ならない。また久米田寺が斯く宮の令旨を戴くに至つたのも、或は正成が當時の住持明智上人と以前から道交あつたことによるかも知れない。明智上人の事蹟は明かでないが、彼は河内金剛寺の禪惠律師の師匠であつた。然るに禪惠は後醍醐天皇の歸依深かつた文觀僧正隨一の弟子であるから、随つて明智上人と天皇との御關係をも想像せしむるものがある。また當寺境内には橘諸兄の墓と傳へらるゝものがあり、當山の開基は古くから諸兄であると云はれてゐるのであるから、橘氏を稱した正成が故郷に近いこの祖先の墳墓に詣で、住持の法談を聞いたことであらうと想像することは、あながち臆測のみではなからう。

久米田寺衆徒はこれより大塔宮に忠誠を致したことであつたが、元弘三年十月には、宮はまた令旨を賜ふて、同郡山直郷、包近名の寺領たることを安堵せられ、和泉國衙また令してこれを遵行せしめてゐる。



後村上天皇の御代正平年間には、南北兩朝の争亂に乗じて本寺所領に就て屢々不安を感じたことが多かつたが、天皇は飽くまで本寺に歸依せられて保護を加へ給ひ、先帝後醍醐天皇崩御の後は塔婆建立料所を寄せられ、且つは先帝の御菩提を弔はしめられた。長慶天皇、後龜山天皇の御代になつても同様であつたことは、夥しく残つてゐる古文書によつて明かにすることが出来る。殊に南風競はない時に當つては、朝用分として吉野朝廷に御用途を納めるだけの餘裕もあつたのであつた。

四 足利氏と久米田寺

かくこの寺は、はじめから南朝に深い縁故があり、終始南朝の御味方をしたのであつた。しかし南朝が次第に衰勢に傾くに伴ふて、足利氏の好意をも受けざるを得なくなつた様である。殊に當寺は南朝の中心たる河内の背面に當り、和泉はまた南朝の財源の隨一であつたから、足利氏が重大視し久米田寺に對しても限りなき好意をよせて歡心を求めた様である。

足利氏が夢窓國師の勧めによつて、曆應年間國毎に一寺を建て、一基の塔婆を造つて寺を安國寺と云ひ塔を利生塔と稱したことは顯著な出來事である。この時に當つて、足利直義は先づ建武五年(延元三年)五月十七日に本寺を以て和泉國安國寺に充てることとし、早くも全國六十六基

細川武藏守頼之

奉加

馬一疋

右為和泉國久米多寺塔婆

造立所奉加之狀如件

應安三年十月廿九日

武藏守源朝臣

細川頼之寄進狀

久米田寺藏

の隨一として塔婆を作るための料所を寄進した。これ實に利生塔建立の史上に現はるゝ最初であつて、次いで翌延元四年(曆應二年)八月十八日の足利直義自筆の御教書には、塔婆に佛舍利を奉納するの趣旨を述べてゐる。これより先六月には光嚴院々宣を以て塔婆を修造し、勅願寺とすべきことを仰せ出され、後龜山天皇の應安三年(建徳元年)十月には幕府の執事細川頼之から馬を納めた自筆奉加狀も現存してゐる。

従つて正平五年以後足利直義や、義詮から祈禱を懇囑されたことも一再でなく、公家武家の限りなき歸依を受けたのであつた。足利義滿が紀州詣での歸路にも、また當時に詣で、宿したらしいのであつた。



その後永祿年中三好、畠山兩家が此の地方で戦つた時、不幸堂塔は悉く兵燹に罹りて焼失してしまつたが、その後江戸時代に至つて再興せられたのが、現在の堂塔である。

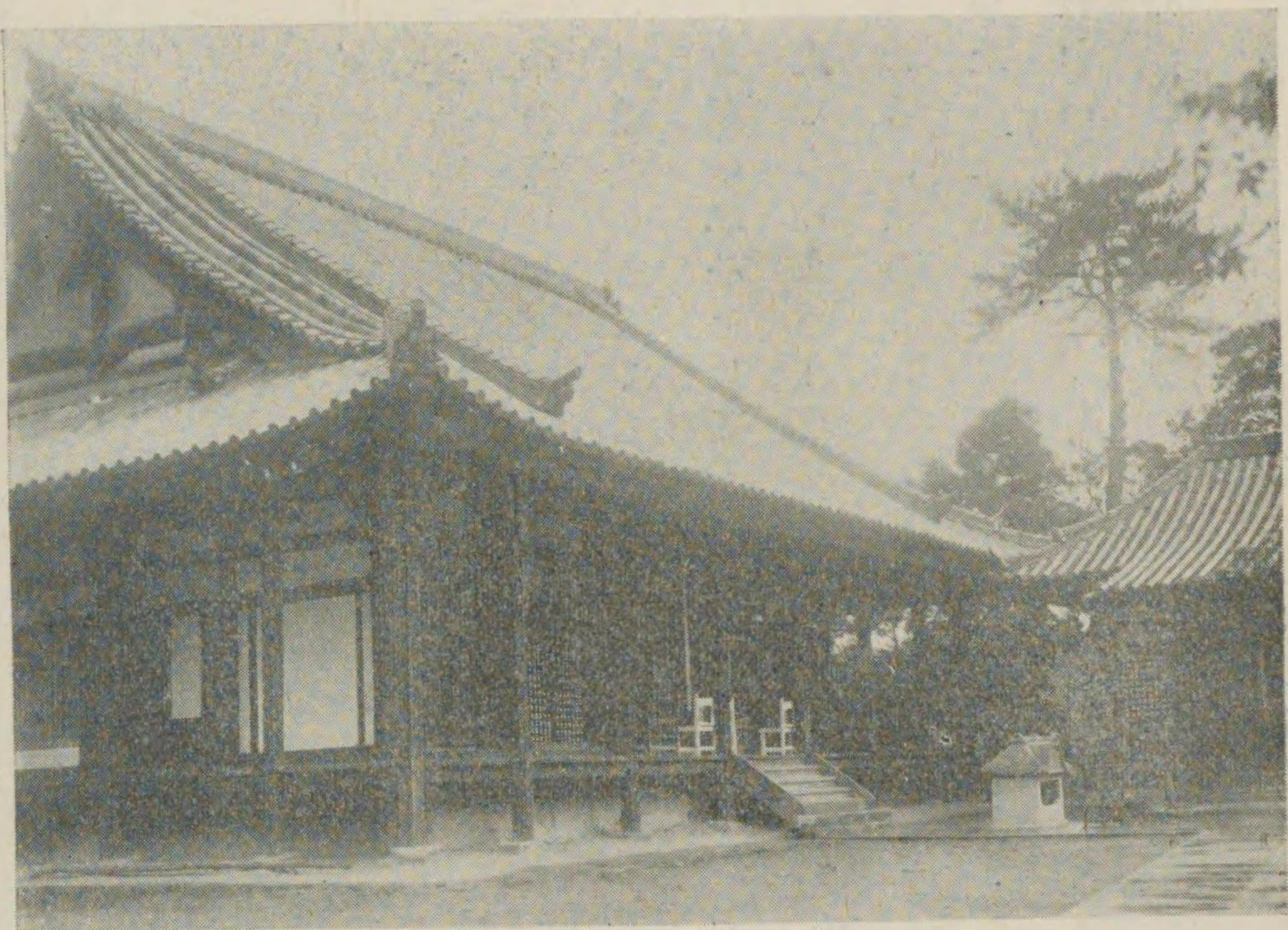
## 八 和泉松尾寺文書に就て

### 一

河内國河内郡に沙彌尋祐なるものがあつた。出家の後和泉國松尾山寺に移り住んで常に彌陀の佛號を念じてゐた。この人は天性慈悲の心に厚く、人にはよく施しをした。五十有餘歳の時正月一日のこと、彼は軽い頭痛を患つてゐたが、その夜更けてから、一大光明が松尾の山中を照し草木の枝葉がはつきりと見分けられて、晝日中と異らない有様となつた。その時不思議にも尋祐は此の世を去つたのであつた。村里では山中の光明輝く有様を見て相集つて奇異の思ひをしてゐたが、翌朝になつて里人の間にその噂が一層擴がつて何の光であらう、天火であらうかと怪しんだことである。然るにこの時こそ、あの慈悲深い尋祐が入滅したのであると知つて感動し、隨喜しないものはなかつた。

以上のことは今昔物語や日本往生極樂記等に記されてゐて、松尾寺に就ての最も古い所傳といはねばならない。尤も續日本紀に延暦元年七月松尾山寺僧尊鏡なるものが大法師に敘せられたことを記してゐるが、この松尾寺を指したのも、もとより明かでない。寺傳の緣起によると、この寺は役行者が草創し、後に奈良朝になつて僧泰澄が中興し、次いで勅願寺となつたと傳へら





松尾寺本堂

れてゐる。今これらの縁由を明かにすることが出来ないのは遺憾であるが、今は天台宗に屬し恐らく泉州では隨一の古刹と思はれる。

南海本線で大阪難波驛から約四十分大津驛を下車して、和泉南松尾村春木に通ふ乗合自動車に乗ると、三十分以内で松尾寺の山麓につく。二三丁坂を登るとやがて寺の大門が見え、石の階段をすぎて本堂の前に出る。山中や山門前の大手には櫻や楓が多く植ゑられてあり、老杉古松がその間に蒼鬱として繁つてゐるから、四季の風光はいつ來ても見飽かぬことであらう。淨域内には金堂の大伽藍をはじめ不動堂、三天堂、鐘樓などがあつて、境内が廣潤で、眺めが麗はしい。山門前の階段下には、源平一ノ谷合戦の戦死者の首堂と傳へらるゝ方一間の祠堂がある。

私は嘗てこの寺に詣で、寺寶として大切に保存せられてゐる幾多の貴い史料古文書を見る機会を得たから、それらを辿つて本寺の沿革を記して見よう。

二

古文書の中で先づ目についたのは後醍醐天皇や、後村上天皇の綸旨拾通で、この寺が吉野朝の時代に朝廷に盡した忠誠が偲ばれてうれしい。元來後醍醐天皇が北條氏の關東幕府を討伐遊ばす時、その參謀總長の御格でゐられた大塔宮護良親王は特に近畿の方面で非常な活躍をせられてゐたのであるが、和泉の久米田寺、播磨の大山寺、紀州の高野山、攝津の箕面山、瀧安寺などに義兵を召さるゝための令旨を下さるゝと前後して、元弘二年六月に宮が令旨を松尾寺に下されたらしい。この令旨は今松尾寺に存してゐないが、徵古雜抄に所收の松尾寺僧徒等言上狀によると、元弘元年九月十四日に後醍醐天皇の綸旨が下され、元弘二年六月二十七日に大塔宮の最初の令旨が出、翌建武元年二月十九日と四月十九日にも重ねて令旨を出されて、朝敵滅亡の御祈願や、衆徒が義旗を掲げるべきことを促されたらしい。

私は嘗て述べたこともあるが、天皇が元弘の御快舉にあたり、初めから盛んに暗中飛躍を試みたものに、山城醍醐報恩院文觀僧正のあることを見遁してはならないと思ふ。而もこの文觀は主として天皇のため近畿地方に於ける眞言宗寺院の勢力を纏めたと思はれる程であつた。南



河内の金剛寺や観心寺や、さては泉南の久米田寺が早く忠勤を抽んでたことも、楠木正成が義兵

斯明者得其證驗現信汝身我已隨喜  
今行觀自在菩薩摩訶薩白言世尊我於五  
童劫來以大悲力受如來教付屬有情常隨  
惟護身其數驗難詳證知為於有情說此如  
意輪陀羅尼在明若受持者依誦持得願滿  
之證成不難求佛神力得作如是救苦有情  
心持聖觀自在菩薩摩訶薩此經也一切  
大衆守大觀喜信受奉行

經尼羅陀輪意如書奧真弘僧

藏寺尾松

を擧げたことも、皆文觀僧正の策動の結果と思はれないでもない。大塔宮の令旨も、この關係を辿つて下されたところも多いであらう。松尾寺もまたこの文觀僧正との關係が考へられないでもない。

今國寶に指定せられてゐる本寺所藏の如意輪陀羅尼經一卷には次の如き奥書がある。

建武二年十二月廿三日令相傳之、此當流最上神尊也、仍此經可爲甚密勝本者也、付法人可傳受之、

法務僧正弘真(花押)生才五十八

高筆也(別筆)

弘安四年八月三日傳得之、宿緣甚深、感緒殊深、尤奉崇敬而已、

即ち奥書は弘真(文觀僧正)の自筆で、この陀羅尼經を弘法大師の眞筆にかゝるものとして相傳してゐたことを記してゐるのである。今此の經がどんな經路で、松尾寺の寺寶となつたかを明かにすべき材料は見當らない。然し文觀自ら親しく松尾寺如意輪觀音の寶前に奉納したものと考へても、強ち想像のみではあるまい。さう考へると松尾寺と文觀僧正とは既に何等かの關係があつたものに相違なく、その後醍醐天皇の御爲に忠誠を致した經路がほゞ見ゆる様である。のみならず松尾寺には、尙二通の貴重な寶物がある。後龜山院宸翰寶篋印陀羅尼と、光賢僧正の下知狀とである。宸筆寶篋印陀羅尼の奥書には、

今年二月十一日 應永三 相當先師前大僧正教賢十三回忌辰、大覺寺仙洞爲彼亡魂追福、染震翰、及被物等拜領畢、就中當山門葉等、設無遮之大會、祈幽儀之得脫之條、懇志之至難、主記者也、仍爲彼報謝、奉納松尾寺一切經藏而已、

とあつて松尾寺大僧正教賢十三回忌に當り追福の爲め、後龜山上皇から御經等を賜つたので、松尾寺經藏に奉納すると云ふのである。今一通の光賢僧正下知狀は、光賢がこれを松尾寺灌頂方に下知したものである。この光賢僧正は南朝に深い關係を有する人で、文觀僧正の住坊醍醐寺の末寺大和山邊郡内山永久寺の住持であり、同時に河内觀心寺の座主職をもしてゐた。また河内金剛寺所藏の印信抄奥書にも、權僧正光賢とあつて、その奥書に長慶院御尋ねによつて注進し



た云々と記してあるものがある。この南朝に厚い歸依を受けた光賢の先師大僧正教賢が松尾寺大僧正であつたことや、その僧正のため後龜山院が宸筆の經を書寫されて松尾寺に下されたなどは、その南朝との深い関係は想像するに難くない。随つて松尾寺は河内金剛寺や觀心寺、さへは泉南の久米田寺などと一脈の相通する連鎖があつて、いづれも後醍醐天皇の御爲に、鮮明に義旗を擧げ王事に盡したものと思はれる。

されば松尾寺僧徒の言上狀に記されてゐる内容は、決して荒誕の記事ではないと思ふ。即ちそれには次の様なことが記されてゐる。(この言上狀は今寺に原本を存せない。恐らく明治時代に散逸してしまつたものと思はれて遺憾に堪へない。)

即ちその要領は松尾寺僧徒が元弘建武の役に祈禱を修し、兵糧を納めた功勞を上申して、祈禱料所を賜はらんことを朝廷に乞ふたもので、建武元年五月のことで、恰も建武中興の政治漸くその緒につかんとした時のことである。それによると先づその寺の由緒を述べて、日域有名之伽藍、國中無雙之聖跡であるとし、さて元弘二年六月二十七日に萬里小路藤房奉行の下に綸旨を下されたので、早速兵を擧げて笠置山に馳せて、義軍として丹誠を致した。次いで翌元弘三年二月十九日には大塔宮の令旨が下されたので、また、宿老は御祈禱を致し、若輩は吉野金峯山に向つて軍功を建て、戦死負傷者も尠くなかつた。また千早城楠木氏の兵にも加はり、天王寺以下で

も合戦し軍忠を盡した。更に四月十九日の重ねての令旨によつて、七日間の勤行に精誠を凝らし、合戦にも勳功を樹てた。かの兩六波羅の滅亡も法驗のためである云々と云ふのである。

この言上狀によると、松尾寺僧徒の活躍もさこそと想像せられ、楠木正成の旗下に松尾寺衆徒や金剛寺、觀心寺衆徒の加つてゐたことが想像せられて、興味を惹くのみならず、笠置の合戦に既に加つてゐることから察すると、楠木正成なども必ずや一旦は兵を率ゐて笠置に馳せ、後千早城に據つたものと思はしめる。

されば本寺所藏の後醍醐天皇綸旨の示す如く、延元元年八月には當寺を御祈禱所とせられ、次いで延元三年十月には和泉國大鳥莊の領家職を寄せられたのであらう。後村上天皇の御代になつてもその忠誠には變りなかつた。正平十六年十二月二十五日には後村上天皇は特に近江に潰走せる足利義詮追討の祈禱を命ぜられた。この時和泉守護楠木正儀や和田正武等が足利氏討伐の主將であつたのである。また興國二年にはその勳功を思召された結果であらうが、同年八月二日に和泉國春木莊唐國刀彌職及び岡太郎資孝跡を寄進され、また後醍醐天皇御菩提のため、毎年結緣灌頂を修するを聞召され、これを褒せられたこともあつた。

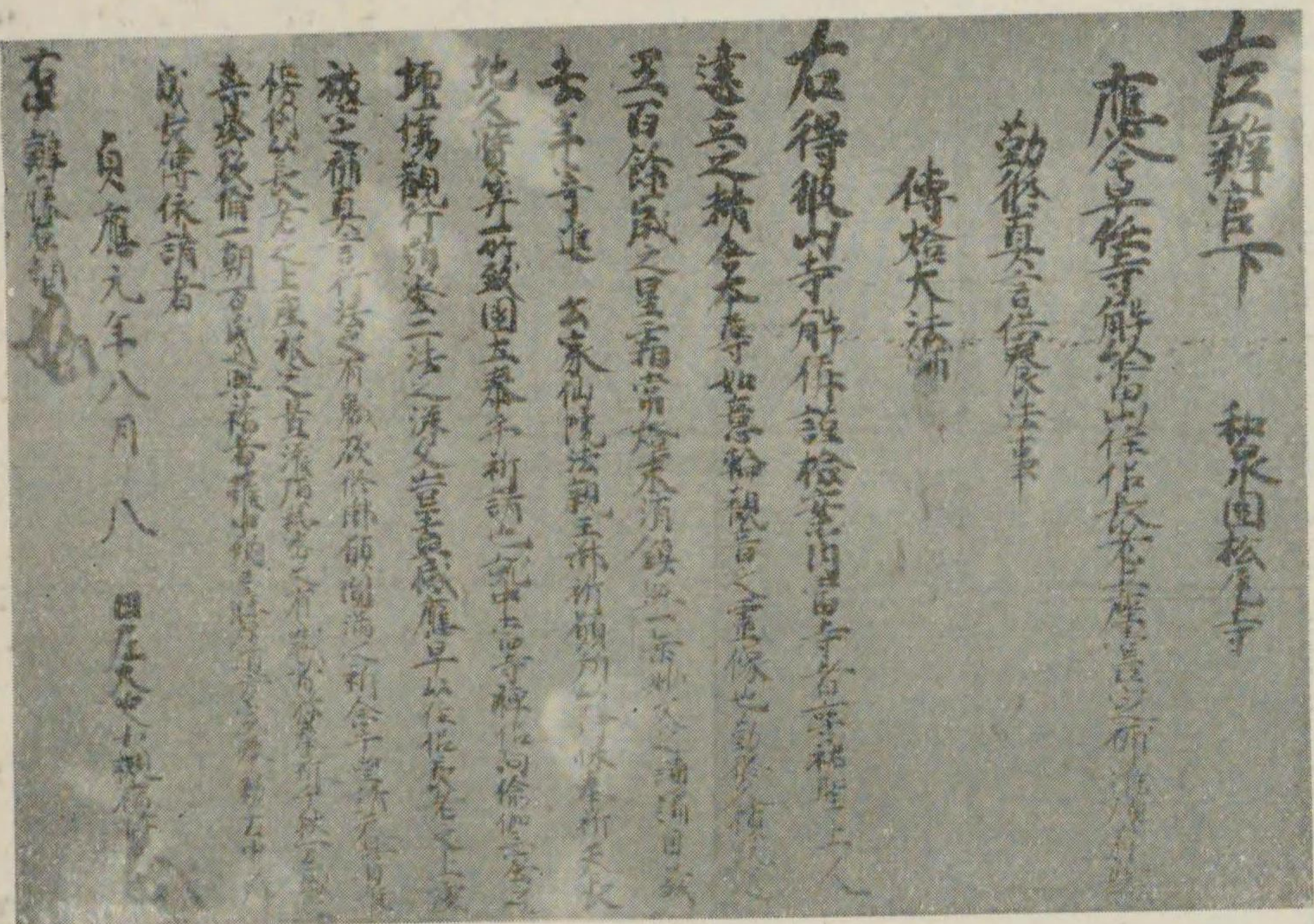
## 三

寺領に關する文書も尠ならず残つてゐて、それが鎌倉時代から足利時代に亘つたもので、そ



のいろ／＼な變遷が偲ばれる。横山莊福岡名久行名春木莊唐國村刀彌職池田莊地黄下司職万代莊信増職などがそれで、何れも元弘建武の際に於ける衆徒の功によつて、その賞として賜はつたものもある。殊に寺領の春木莊唐國村は元亨四年の注進によると田數二十七町二段餘歩あつたことが知られる。唐國村は今の北松尾村であるが、松尾寺領となつた始めはよほど古く、鎌倉時代建久四年五月に唐國村の莊官刀彌と百姓との間に規定された置文も残つて、いろ／＼なことが分り、それが足利時代に至つても依然行はれてゐたことが所藏文書によつて知られる。

伏見天皇の永仁二年正月十八日僧良祐、刀彌僧頼辨等の連署契約狀は、松尾寺僧と池田莊箕田村沙汰人等との間に交はされたもので、土御門天皇の承元年中に梨子本池を開鑿したが（梨子本池は今松尾寺山の背後で國分村に出る途中にある）、河より西が池水不足のために早魃に遭つた。それで松尾寺領の一部を開いて新池を作つて旱田を助けることとし、且つ開發した新田三町を松尾寺供料田として寄進すると云ふので、池溝開發の報謝として寄せられたのであつた。然るに南北朝時代になつて、池田莊上村地頭和田正光代と松尾寺僧との間に松尾寺の後山池再興のことについて爭論が起つたので、當時和泉守護であつた楠木正儀が正平十七年六月と、永和四年七月二十五日の再度に命令を下して永仁二年の例によつて池は寺の管理に屬し、且つそれを修固すべきことを命じてゐる。この正儀自署の書狀二通は今に原書が残つてゐて、正儀が民政に意



和泉松尾寺文書に就いて

貞應元年官宣旨

松尾寺藏

を注いだことを偲ばしめるもので、私は前節に泉南久米田寺で楠木正儀が久米田池の修固を命じた古文書のあつたことを思ひ出し、和泉の池堤には、正儀と深い関係のあるものが尠くないことを知つた。

四

今寺に貞應元年八月八日付官宣旨がある。それによると當寺が公家、仙院法親王の御願所として由緒の深い所であるから、眞言行法の灌頂有職に當寺長老を補任すると云ふのであつて、鎌倉時代如何に本寺が朝野の厚い信仰を受けてゐたかを思はしめる。また別に注意すべきは和泉國惣講師職に關する文書である。講師はもと佛道の布教宣傳のことを管轄するもので、各國に配置せられ、その地方の宗學の中心であつた。而もそれ



は奈良朝以來の事であつて、この惣講師職は和泉には一人を補任し、それに伴ふ収入も相當に多かつたと思はれる。本寺所藏の古文書によると元亨三年以後惣講師職なるものが松尾寺に寄進せられ、それによる収入を得てゐたらしい。然るに後村上天皇の正平年間に國宣で、同じ泉北郡穴師神宮寺の阿闍梨良盛を和泉惣講師職としたことから、兩寺に激しい争論が起つた。それで應永以後久しい間争があつたが、正長元年に將軍足利義教が御教書を下して裁決し、今後兩寺が隔年領掌すべきことゝなつた。しかしそれも實行が覺束なくて永享元年松尾寺の一圓知行と定つてしまつたらしい。勿論これは單なる知行についての争であるが、松尾寺と穴師神宮寺との關係や消長を見る上に考へるべきことであらう。

元來足利時代になつてからは、足利氏が大體寺社の保護政策を採つたからでもあるが、足利直義をはじめ義満、義持、義教等も深く本寺に歸依し、祈禱御教書も出してゐる。足利義教の永享十一年以後の御教書には段錢以下臨時課後の免除や、守護入部停止のことを命じてゐるから、相當幕府の保護を受けてゐたと思はれる。

五

然るに織田信長の時に至つて、この寺は一時荒廢に歸するに至つた。はじめ天正五年三月に信長は本寺に禁制を出して、淨域保護の意を示し、且つその勢力圏たるを示してゐるが、天正九年

三月にその部下の寺田又衛門、松浦安太夫等をして山内を襲はしめ、三月五日諸堂を悉く破却し、寺領さへまた沒收してしまつた。この事情を詳細にする史料を見ないが、その時松尾寺の日輪院法印長瑜の覺書斷片が今に残つてゐて、この事實が明かにせらるゝ。長瑜はこの時八十一の高齡であつたが、漸く寺寶の古文書類を携へて遁れたので、今多くの什寶の残つてゐるのは、全く長瑜の御蔭である。その後再び復興されたのであらう。記録等によつて見ると元祿十五年頃には、

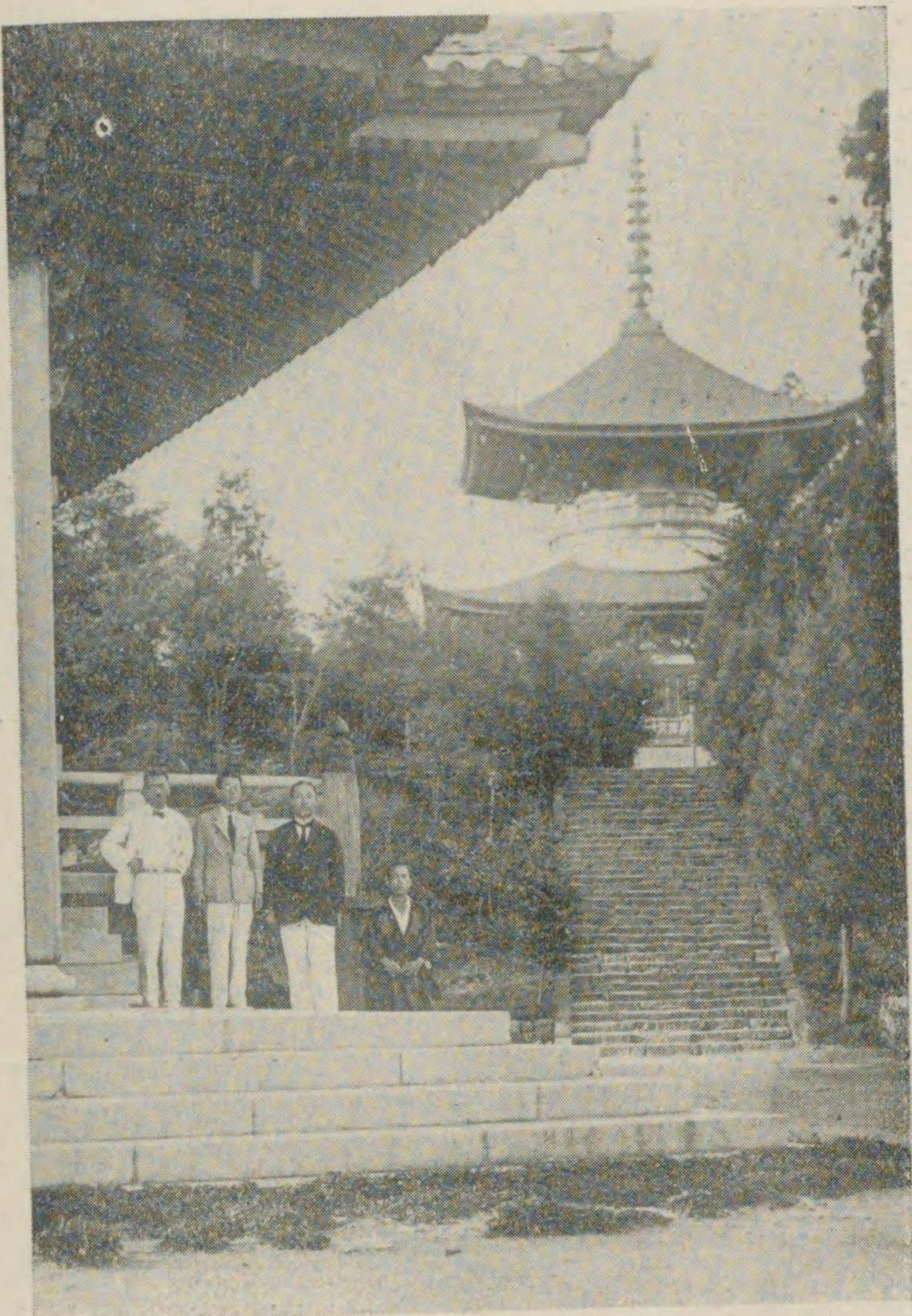
- |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 万藏院 | 南昌院 | 明王院 | 寶光院 | 寶乘院 | 福成院 | 福生院 |
| 杉本院 | 蓮華院 | 金剛院 | 成就院 | 中院  | 寶積院 | 多聞院 |
| 願王院 | 住心院 | 圓覺院 | 寶瓶院 |     |     |     |

等の塔頭子院があつて、寺運も昌んであつた様で、元和三年以後の朱印狀によると、十七石三斗が屋敷分としての收納であつて、天明頃に及んでゐた様である。今は塔頭も少くなつてゐるが、泉北の名刹として次第に寺運復興することゝ思ふ。



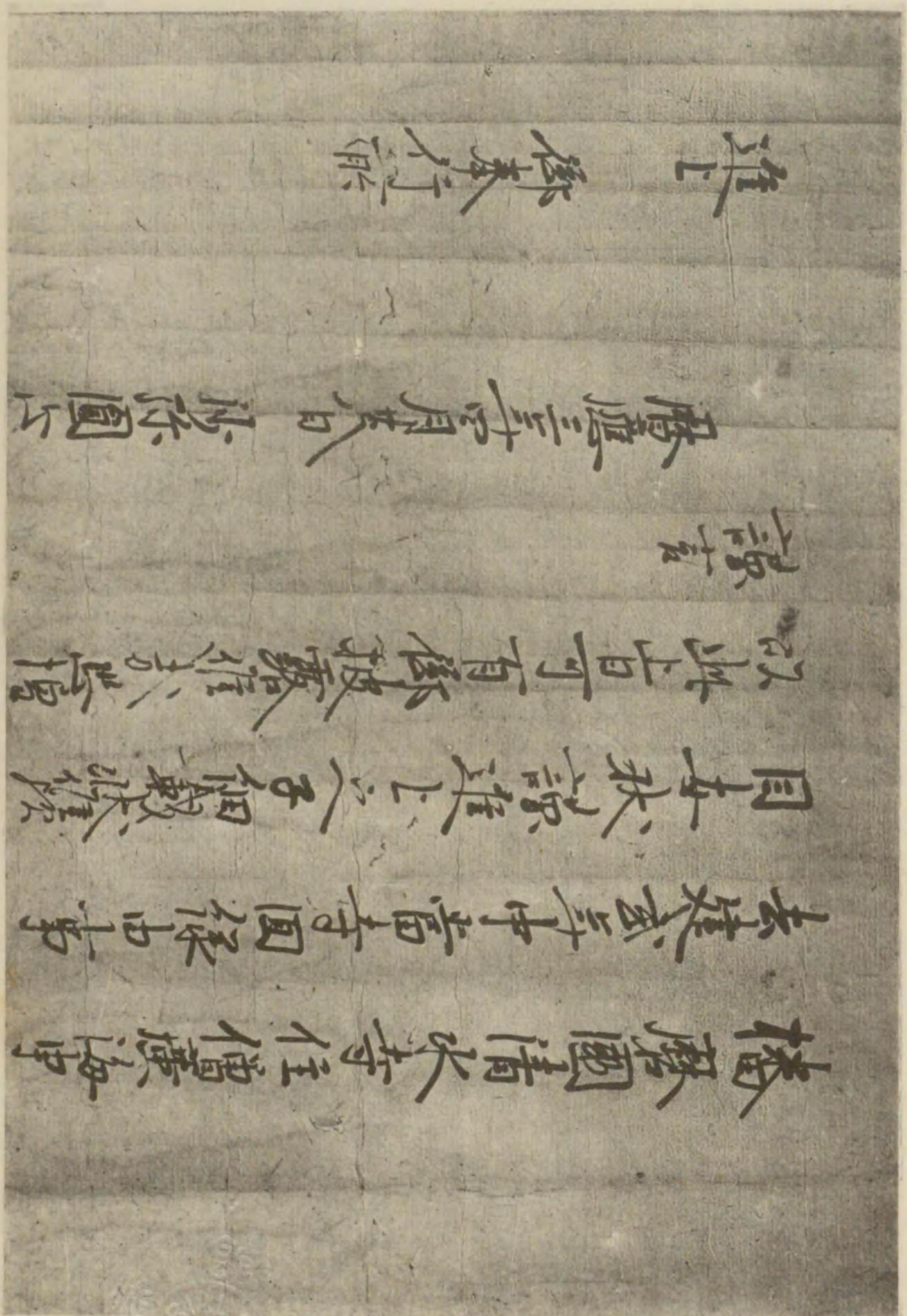
九 播磨清水寺文書に就いて

清水寺は今天台宗に屬し、西國巡禮第二十五番の靈場として播磨加東郡鴨川村御嶽山上にある古刹で、省線福知山線相野驛から約八軒でその麓に達し、それより平坦な坂路を登ること二軒にして山門に達す



清水寺

る。これを普通表坂と云ひ、猶丹波古市驛からも、また播丹線瀧野驛又は比延驛からも登ることが出来る。御嶽山は海拔六百米餘で、北は丹波、東は攝津、南は播磨に界して形勝の位置を占め、四時の眺望美しく、殊に秋月の眺めは詩趣さらに深いものがある。かの壽永三年二月源義經等が平家討滅のために、丹波街道を下つた時、この山麓の民家に火を放ち、三草山城の平資盛を攻め、破れてこの



赤松圓心書狀

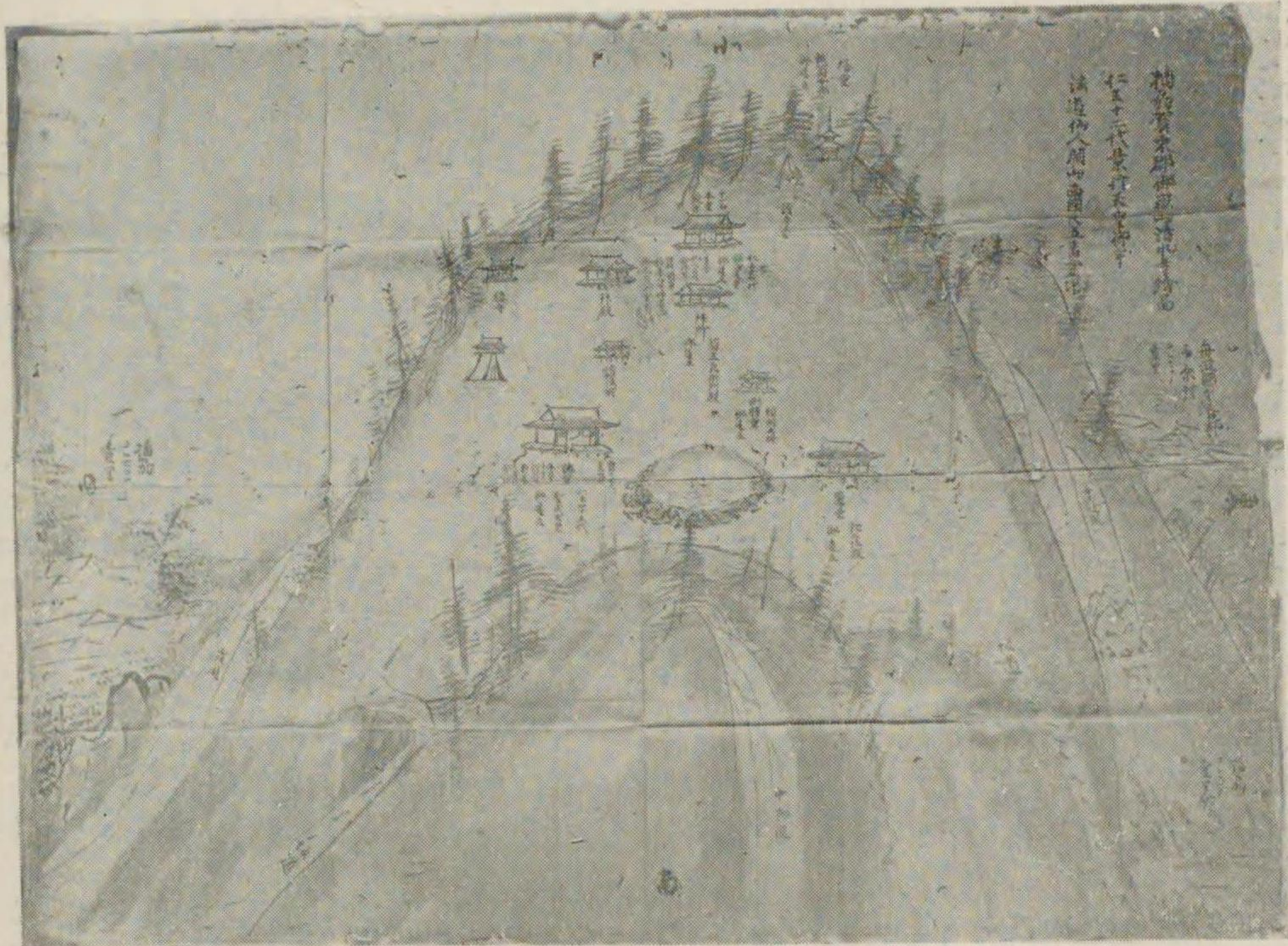
清水寺藏



山に籠り、却つて平氏の爲に焼打に遭つたと云ふ所謂三草合戦は、平家物語や源平盛衰記に記されて人のよく知るところである。

寺傳によると本寺は景行天皇の御代法道仙人の開創にかゝり、鎮護國家の道場として翹められ、神功皇后三韓征伐に當り、住吉明神の神託によつて勅使がこの山に来て戦勝の祈願を命ぜられ、また仙人がこの山嶺の水神に祈つて八功の靈水を得たから清水寺と名付けたと傳へられてゐる。もとよりかゝることは、今その徴證のあるべき筈もないが、尠くとも佛教渡來以前に於てこの秀麗なる山が民族信仰の對象として仰がれてゐたことを想像せしめる。なほ寺傳には推古天皇三十五年勅願を以て根本中堂を造營せられ、次いで聖武天皇の御時僧行基がこの地に行脚し、勅命によつて諸尊を刻して大講堂に安置したことや、また平清盛の母祇園女御がこの山の觀音靈像に歸敬して、大寶塔を建て、後白河法皇は常行堂を、池の二位は藥師堂を、源頼朝は阿彌陀堂を寄進建立したことなどを傳へてゐる。しかし本寺は屢々回祿に罹つて、幾多の古文書、記録等が焼失したことであるから、これらの由緒沿革を明徴するものが現存せないので、洵に遺憾とするところである。然し鎌倉時代以後に於ける寺運の隆替については、幸に多くの文書等が今に完存せられて、大體のことが知られる。以下それ等によつて本寺往昔の有様のあらましを辿





清水寺古社寺古藏

つて見たい。詳細のことに至つては後日の調査  
攷究を期すべきであらう。

二

鎌倉時代の中頃承久三年閏十月清水寺住僧等  
が幕府に訴へた申状案が今當寺に所藏されて  
るが、それによると、平安朝末から附近住吉明神社  
の神領杉山と、當寺領との間に境界論が起つて  
た。崇徳天皇の天治二年の頃住吉社領の神人が  
無道を企んで、寺領を侵してゐたが、後それらの狼  
藉も停止されて承久三年七月まで、何の煩もなく  
本寺は専ら鎮護國家の御祈禱を勤仕したのであ  
つた。然るに同三年八月になつて住吉社神主が  
猥りに清水寺の靈域を以て神領の杉山なりと號  
し、恣に權律師顯玄を別當職に任じた。堂塔佛法  
を守護するは神明の誓ふ所であつて、佛陀と神明

とは本地であり、垂跡である。而もこの無法を行ふは、その源たるべき佛法靈驗の伽藍を輕んじ  
たと云はねばならぬ。當寺は六百餘年間一百餘坊の塔頭寺院が存してゐるが、まだこの寺別當  
を任せられたことを聞かない、恩裁によつて住吉社神主の無道を止め、新儀の別當を止められた  
い云々と申立てゝゐる。

然るに翌貞應元年五月の清水寺執行大法師榮春等連署解狀案には、承久三年住吉神主との訴  
訟は院廳の裁決によつて別當職を停廢し、且つ朝廷は定額寺として治定されたことであるから、  
住吉神の神威によつて佛法を亂さない様にせられたい云々のことを申出で、且つこの案文には  
奥書に國司目代、在廳官人等が連署して證判してゐる。しかし當寺と住吉社家との確執は、なほ  
後醍醐天皇の元徳年間頃まで引續いたので、これより先元久二年の後鳥羽院院宣案にも、清水寺  
堂塔建立のため材木伐採にあつて、住吉神主長盛が神領杉山と稱してこれを妨害するのを制  
止せられてゐるのをはじめとして、久しい間の問題であつたらしい。この住吉神社は今社村字  
喜田に鎮座するもので、王朝時代末から武家時代へ互つて神威嚇々たるものであつたらしい。

元來社家神人と寺院衆徒との争は此の時代一般に行はれた現象で、神佛習合、本地垂跡の思想  
が固定して、兩者の本跡關係が社寺經濟上の事情にまで及ぼす過程を示すものであつて、次第に  
寺院が別當寺として社家を壓し、經濟上の實權を握る様になるのである。本寺の如きも、鎌倉時



代中期以後に於ては、斷然寺運隆昌に向ひ、自然住吉社家もそれに屬するかの様になつたのである。

次いで左の貞應三年正月皇后宮職廳下文案を見ると、この時本寺は皇后宮邦子内親王の御祈願寺となり、寺領の注進を命ぜられてゐる。

皇后宮職廳下 播磨國清水寺所司等

可任先例以當寺爲御祈願所事

右當寺者爲前八條院御祈願所經年序畢、爰以彼御領莊園御祈願所等、可爲當宮御領之由、後高倉院御時所被成進廳御下文也、且任先例致御祈禱、且令注進寺領之狀、所仰如件、所司等宜承知、不可違失、故下、

貞應三年正月

西市正兼大屬安部朝臣在判

右中辨兼亮近江介藤原朝臣在判 權大進平朝臣在判

抑も皇室御領は後三條天皇以後の院政時代には非常な發展を遂げて、諸國の著名な神社寺院で御祈願寺となり、御領となつたものが多い。清水寺もまたその一つで、恐らく後鳥羽天皇の時代に皇室御領となり、次いで天皇の皇女八條院璋子内親王の御領として傳へられたものであらう。八條女院は二百餘ヶ所の莊園と多くの社寺とを領有せられたのであつたが、承久の役後、鎌

倉幕府は後鳥羽院がこの御舉を企てられたことであつたから、その關係の皇室御領等は、多くこれを沒收し、八條院領も同様の厄に逢つた。かくて幕府は仲恭天皇を廢し、後堀河天皇を擁立し、天皇の御父守貞親王に後高倉院の號を奉り、その院政を奏請し、且つ承久三年七月沒收した八條院領を全部後高倉院に獻上したのであつた。然るに後高倉院崩御あらせらるゝに當つて、安嘉門院邦子内親王に御領全部を御讓與になつた。さきに掲げた皇后宮職廳下文はこの時のものであつて、後高倉院はこの文書の下される前年の貞應二年五月に崩御あらせられたのである。

邦子内親王は後高倉院の皇女で、後堀河天皇同母の御姉に當らせられ、天皇の准母で、この時皇后宮であらせられた。以上の事情によつて明かな如く、清水寺はこの時安嘉門院の御祈願寺として、その注進した寺領莊園は門院を本家と仰ぎ、清水寺はその領家として領有してゐたので、當時朝廷が本寺に厚く歸依せられたことや、且つその寺領が廣く、また經濟的にも重大視せられたことが想像せらるゝ。

その後本寺と皇室との關係を示す文書が缺けてゐるので、安嘉門院領としてその後如何に處分されたかは明かでなく、また管見では他の記録にも見ない。然るに五月十三日付の勘解由次官顯棟が奉じた左の式部卿宮令旨案によると、その後、後深草院の厚き御歸依を受け、堂舎の修造料として播磨國吉田莊が當寺に寄進せられた様である。式部卿宮とは後深草院の皇子、鎌倉將



軍久明親王であつて、この文書は恐らく徳治元年頃のものであらう。

式部卿宮令旨案

播磨國清水寺者、故後深草法皇叡信異他候き、仍御歸依又不淺候、就其爲講堂、修造、同國吉田莊暫可有御寄附之由、寺家望申候之間、爲都鄙御祈禱、可被仰付之由、被思食候、可爲何様候哉、且寺解如此、子細見狀歟之由、式部卿宮令旨所候也、仍執達如件

五月十三日

勘解由次官顯棟

謹上 相模守殿

されば花園天皇の正和五年四月に至つて、堂塔修理の奉加として、後伏見院よりは、龍蹄一疋を、前將軍宮久明親王よりは、細馬一疋を寄せられてゐる（後伏見院々宣、式部卿宮令旨案）。この時當山堂塔は修造の功を竣へたことと思はれる。

三

南北朝戦亂の時代に於ける本寺衆徒の去就態度等に就ては、今これを明かにすることは出來ないが、何れにしても、當國は守護赤松氏の勢力圏に屬する地方であつたから、赤松氏に従つて去就したものと思はれる。もとより寺院は淨域であり、修行の道場であるから、強ひて戦亂の渦中に投じた譯ではなからう。今建武三年十月の清水寺衆徒申狀案には、

播磨國清水寺衆徒申

右當寺佛閣由緒事者、先度言上之間事舊畢、然任三月十二日御教書之旨、於講堂佛前、長日不斷行法、雖無退轉、近日爲天下靜謐、可有御警固之由、承久之間、殊以撰吉日、所令申御祈禱也、仍勤行目錄、進攪且優佛法余輝、且感僧侶丹誠、預涯分恩賞者、致寺院再興、彌可奉祈武運長久矣、仍衆徒等目安言上如件

建武三年十月 日

とあつて、衆徒が祈禱の誠を致したに就て、足利尊氏に上書して、その賞を請ふたのである。この文書は文言の上にやゝ疑がないではないが、とにかく清水寺衆徒が戦争に参加してゐる一傍證ともならう。

然るに建武二年三月九日一山が火災に遭つて千手堂、十一面堂、東堂、阿彌陀堂、多寶塔、鐘樓、經藏、鎮守五社宮以下悉く烏有に歸してしまつた。この時鎮守社壇の再建には直ちに着手したらしいので、左の勘文が存してゐる。

撰進

清水寺鎮守御社壇御造作吉日時事

一手斧始吉日時

十月廿三日 壬申時巳

播磨清水寺文書に就いて



- 一 居礎吉日時 閏十月廿日 戊戌時未
  - 一 柱立吉日時 同 廿六日 甲辰時辰
  - 一 居礎立柱次第 先 西次 東次 南次 北
  - 一 上棟吉日時 同 甲辰時未
- 右御鎮守御社御造作吉日時選進之狀如件  
建武二年乙亥十月八日 僧永勢花押

しかし伽藍堂塔の再建はよほど後のことであつて、曆應三年四月當山往生院廣海は本寺再興に關して幕府に上申して、その助縁を請ふてゐるが、同年四月二十八日には、守護赤松則村(圓心)が當寺の請によつて造營のことを幕府に申請した。その文書は次の様である。

(端書) 赤松入道推舉狀

播磨國清水寺住僧廣海申、去建武年中當寺回祿由事、目安狀謹進上之、子細載狀候歟、以此旨、可有御披露候哉、恐々謹言

曆應三年四月二十八日

沙彌圓心

進上御奉行所

本文署名の個所紙背に、圓心自筆の裏判がある、文言は圓心自筆にかゝるものではないが、極め

て謹嚴に認められ、赤松氏が再興に努力せる様を窺ふことが出来る。尤も當寺炎上の時日に關しては、曆應の當時既に明確を缺いた様で、建武三年二月五日炎上と、建武二年三月九日燒失との二説があつたことが、所藏古文書に記されてゐる。

尤も曆應二年八月足利直義が、兄尊氏と共に日本六十六ヶ國、國毎に塔一基を建て、佛舍利一粒を納めんための安國寺利生塔の造營を企劃するや、清水寺はその六十六基塔婆の一として建立せらるべきことを望み、これを機會として再興を計つたらしいのであるが、幕府は六十六基塔婆のことは既に他所に決定したから、今これと關係なく、今度燒失の伽藍復興を計るべき旨を傳へ併せて守護の推舉狀を求めたのであつた。次いで康永二年九月には清水寺衆徒が幕府に書を奉つて、祈願寺とせられんことを乞ふた。その申狀案には、

丹波國清水寺衆徒等謹言上

欲早數代 家武家御崇敬條、所帶證文明鏡上、當御代將軍家任先規被成下御寄進上者、尤爲御祈願寺、可致御祈禱精誠由被成下御教書當國清水寺間事、

副進

一卷 公家代々院宣御奉加帳并廳御下文案

二通 關東右大臣家御下知狀案

播磨清水寺文書に就いて



一通 六波羅御下知狀案

二通 澤間禪尼御寄進狀案

一通 當將軍家御寄進狀案

二通 今河殿于時掃部助御書下并卷數御返事

右當寺者丹州播州攝州三ヶ國堺也、仍推古聖武勅願之地、法道仙人并行基菩薩古跡、卅三ヶ

□勅願隨一、本尊千手十一面靈像各法道自作也、依之、云代々公家仙洞御崇敬、云關東右大臣家并六

波羅御下知狀等明鏡之上、去□三年三月廿七日、以丹波國小野原莊市原村内田地、澤間禪

尼靈堂被寄進之間、任彼狀等、將軍家建武三年八月十八日所有御寄進也、此上早可爲御祈願寺

旨、下給御教書彌欲、擬御祈禱精誠、仍恐々言上如件

康永二年九月

とある。また同年十二月二十六日幕府は清水寺が祈禱卷數を贈りしに答へてゐる。

かくて後光嚴院の應安四年(長慶天皇建徳二年)十一月二日に至つて、諸堂落慶供養の勅會が行はれたので、前月の七日には權律師赤松則祐が供養料として馬一疋を奉納せる奉加狀があり、また落慶の日には難波四天王寺の伶人が多く参加して、舞樂を勤仕したことは、天王寺伶人勤仕交名注文に見える。また大塔は少しおくれ、同じく將軍足利義滿の永徳二年七月上棟し、塔内安

置の本尊は至徳元年に成り、塔九輪は明徳元年十月になつて懸けられ、塔供養は應永七年四月八日勅會を以て盛大に行はれたのである(本寺所藏文書斷簡による)。又至徳元年十一月京都相國寺春屋妙葩が大塔に法華經三十三部と高麗物佛舍利寶器を奉納したことは、今所藏の寄進狀に明かなことで、義滿が厚く本寺に歸依したこと、妙葩もまたかくこの寺を崇敬するに至つたのであらう。

四

その後足利時代永享十年に失火して常行堂以下を焼き、寛永年間には仁王門も一旦焼失したと傳へられてゐる。寺領等に就ては南北朝時代當時中興の頃には、播磨福田保、藍莊吉川下御莊、丹波小野原莊市原、東這田莊、黒田郷、吉田本莊、但馬氣比水上莊等が寺領であつたことが年貢送狀によつて知らるゝのであるが、相當に廣大であつたと想像せられ、僧坊子院も多く、一時は三百六十坊あつたとも云はれてゐる。後足利時代の末諸國寺院の所領が地方豪族に略奪せらるゝ頃となつて、本寺もまたその厄に遭ひ、一時衰運に傾いたが、徳川時代の初めには、なほ六十五坊あつた。明治維新に至り、寺領田畠の土地を命ぜらるゝに及んで、寺運更に傾き、明治三年塔中十一ヶ院の焼失に端を發し、二十四年に二ヶ院を焼き、同四十年十一月には大塔炎上し、四十四年山門を焼き、翌大正二年八月山火の延焼にかゝり、諸堂伽藍が惜しくも悉く災に遭ひ、遂に一山焼土と化



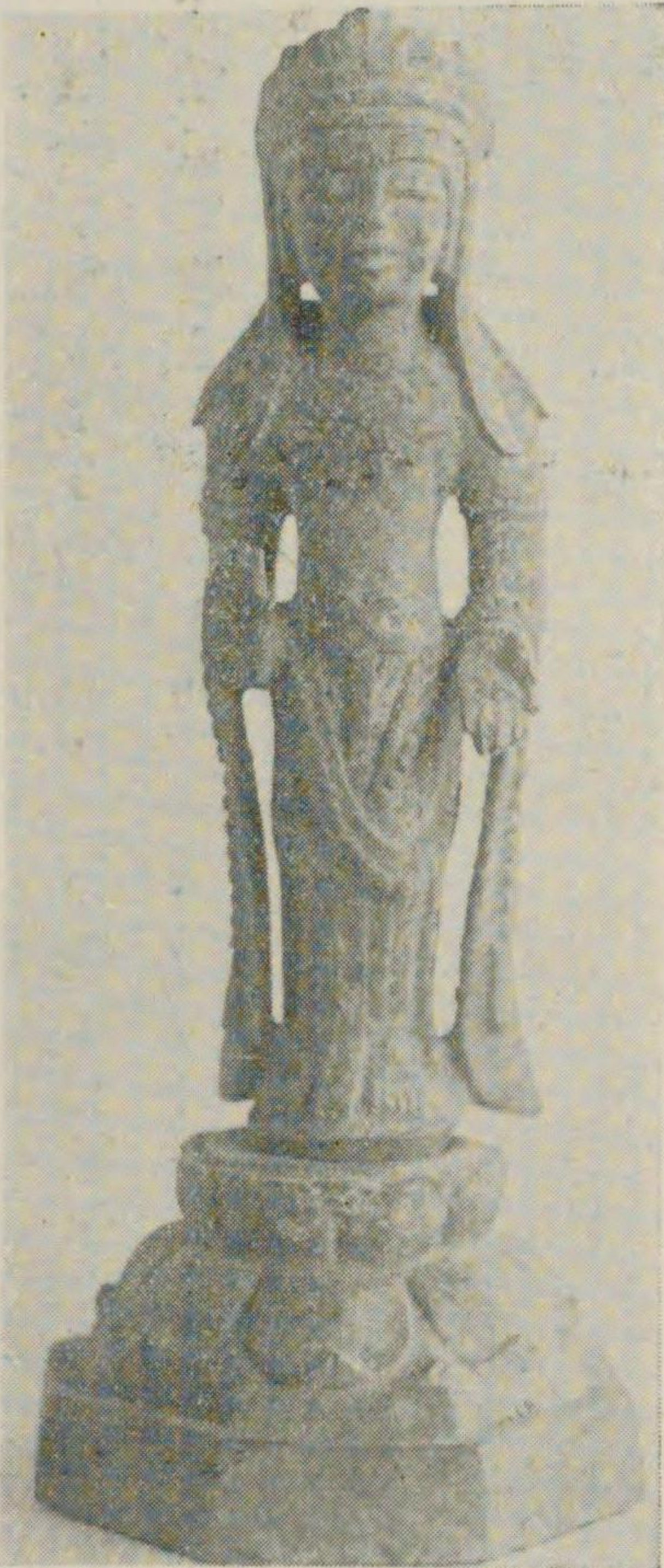
するの慘事を呈した。

然るに現貫主清水谷善照師がこの名利復興の大業を企て、巨額の淨財を求め、大正六年度、大正九年度、大正十三年度の三期に分ちて諸堂塔再興のこと成就し、現時の如き輪奐の美を呈するに至つた。

五

本寺は斯く由緒深い古刹であるから、山上の淨域には歴史上の遺跡が尠くない。源義經や辨慶法師の傳説を傳へる辨慶力石や千人岩、天狗の腰掛岩などはそれで、壽永三年源義經の三草山攻撃戦の名残りとしてされてゐる。又鎌倉時代の初め、我國に臨濟禪を傳へた僧榮西は嘗て當寺の長吏であつたことがあつたが、今大塔裏の龍池と稱する小池は榮西が祈雨の遺跡で、こゝに八大龍王出現したと傳へらるゝものである。尙今本寺の所藏にかゝる文書に清水寺境域圖があつて、その四至勝示が記載せられ、建永元年二月九日の日附の下に、時の長吏榮西の名が記されてゐるが、建永元年は四月二十七日を以て改元せられたので、二月九日は勿論元久の年號であるべき筈であつて、この文書は後年、住吉社との境界争論の時に作られたものと思ふ。又本堂近くに立てる三界万靈塔には、慶長七年の刻銘があつて、金石文として珍重すべく、それに並んで芭蕉の句碑があり、明月やどの山見ても皆ひくきと刻されてゐる。

しかし史蹟として特に注意すべきものは、赤松氏範等の墓であらねばならぬ。徳海上人が寶永三年に書いた「赤松起」によると、この御嶽山の東嶺丹波坂に赤松氏範父子五人の石塔婆があつて、俗にこの處を霜臺尾と云ひ、攝津有馬郡に變災あれば、この山ノ尾の虚空が鳴動したと記し、後追善料所として有馬郡中ノ莊東賀茂村之内田地二丁が寄進せられてゐたと。現在の墓碑は後



最 近 出 土 聖 觀 音 像  
清 水 寺 安 置

世の修造にかゝるもので、往年のものではない。而も大正の火災に遭つていたく破損されてゐる。永く南朝のため王事に盡した忠臣の遺跡としてこれを顯彰し、保存すべき必要が認められ、近時墓域修補の計畫が企てられてゐる

のは喜ばしい。赤松氏範は則村の四男で、父則村の死後、諸兄との間が疎隔し、氏範は早く南朝に歸順し、攝津有馬備前馬屋郷を領してゐた。その事蹟は赤松系圖、太平記、花營三代記等に見ゆる所である。

六



現在本寺に所藏されてゐる古文書記録は、平安朝から慶長寛文の頃に至るまでのもの數百通あつて、その中には貴重なものが尠くない。これらによる詳細なる考察は後日を期したい。又最後に特筆すべきことは、昭和五年三月境内修補の折、山中古杉の古株を掘起して聖觀音の靈像が発見されたことで、像は高さ約十八糎、臺座四糎餘の金銅立像である。尊容を拜するに、恐らく白鳳乃至奈良初期の製作にかゝるものと察せらる。本寺の復興漸く完成を告げ、寺運まさしく紹隆に向はんとするとき、この優れた靈像の出現は最も奇瑞と云はねばならぬ。今この像は本堂に安置されてゐる。

## 一〇 播磨廣峯社と京都祇園社

本社は姫路市の城北の廣嶺山に鎮座し、今素盞鳴尊、五十猛命以下諸神が祀られてゐる。社殿は南面して、眼下には姫路白鷺城を眺めながら、播磨平野が展開し、遙かに播磨灘を望む形勝な位置を占めて居る。

本社の創削に關しては確かな文献がないので明かでない。然し社傳によると、崇神天皇の御代にこの山に神籬を建て、素盞鳴命、五十猛命を奉齋し、其の後神功皇后征韓の御途に、此の山麓で大齋を行はれ、又山に登られて皇軍の勝利を御祈りになつたと云ふ事である。或はまた聖武天皇の天平五年吉備眞備に勅せられて、此の廣峯山に大社殿を造營し、さきに神功皇后が御親齋あらせられた神明をお祀りし、新羅國明神と尊稱し、又牛頭天王と命名せられたと傳へられてゐる。

日本三代實錄清和天皇の貞觀八年七月十三日の條を見ると、

播磨國無位速素盞鳴神、逸風武雄神、並授從五位下、

とあるが、これは本社の祭神に神位を授けられた事を云つてゐるのであらうか、然りとすれば、本社の縁由を物語る最も古い記述であらう。同じく清和天皇の貞觀年間に洛中を初め、近畿に互





廣峯神社新穀祭

つて疫疾が流行し、それが十年餘も續いたので、天皇は勅して七道諸國の諸社に鎮疫を祈られたことがあつた。此の時即ち貞觀十一年に本社之神靈を京洛の八坂郷に分祀したと云ふ傳へがある。しかしもとより明徴は存しない。而して今の官幣大社祇園八坂神社と本社との關係は、此の神社の沿革を知る上に緊要な事であるから、先づ其の大體を述べる事とする。

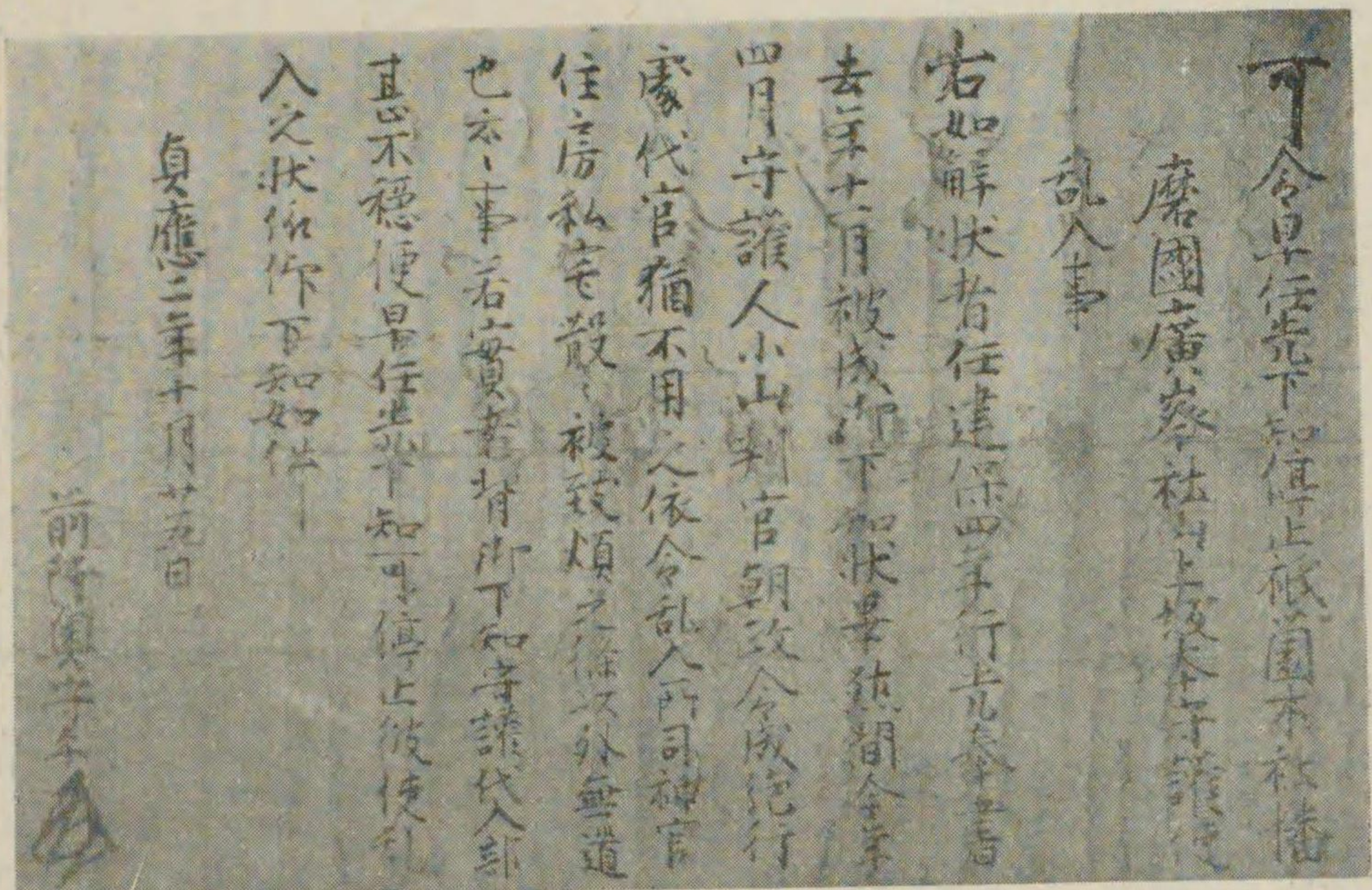
現在本社所藏の古文書であつて、最古のものは、次に示す將軍源實朝の下知狀であらう。

播磨國廣峯社者、祇園本社云々、□今以後可停止守護使亂入之狀、依鎌倉殿仰執達如件

建保四年八月二十八日

信濃守

後藤大夫判官殿



鎌倉幕府下知狀 播磨廣峯神社藏

右の文書は原書ではなく、後の時代の謄寫によるものであるから、其の記述は直ちに信據することは出来ない。即ち建保四年は順德天皇の御代であつて、源實朝が征夷將軍であつた。思ふに此の頃廣峯社は自ら京都祇園社の本社と稱し、鎌倉幕府が守護使の亂入を停めたと云ふのである。此の事は次に示す貞應二年十月二十五日執權北條義時の下知狀によつて明かであつて、且つ此の時の守護は頼朝について軍功を立て、檢非違使に任ぜられた小山朝政であつたらしく、又此の山上山下一帯に社家住居のあつた事も推知せられるのである。

可令早任先下知、停止祇園本社播磨國廣峯社山上坂本守護使亂入事

右如解狀者、任建保四年行光奉書、去年十一月被成、御下知狀畢、然間今年四月守護小山判官朝政令成



施行處代官猶不用之、依令亂入所司神官住房私宅散々被致煩之條、以外無道也云々、事若實者、背御下知守護代入部甚不穩便、早任先下知可停止彼使亂入之狀、依仰下知如件

貞應二年十月廿五日

前陸奥守平北條義時  
花押

右の古文書によるも、同じく廣峯社を京都祇園の本社と云ひ、鎌倉幕府も亦認めてゐた様であつた。これから十數年たつた、曆仁元年沙彌願西の解狀には、

播磨國 廣峰社

奉免當社山上坂本守護使入部事

右當山者天王垂跡之靈地、嚴重殊勝之社檀也、運歩之人所願成就致志之輩、求願圓滿、爰親父故高弘朝臣任當州守護代、預神明之利生、多年國務之間、被停止當社山上坂本守護使入部畢、自爾已來、以彼論證跡奏、公家武家賜方々御下文畢、而問云、守護所云、檢非違使所、永以無相交事哉、抑近來猛惡之輩、令散滿國土、或伺入之生氣、或盜家々之財、此事、公家武家殊有御禁制、四一半打等、號權門籠居社領、出所々打四一半、必居本宅間、觸社家、張本四五人、自社被出畢、而問彼山別當已下所司神官等見積、此次第可成後々亂欺之由、依被訴申、重奉免狀、令放進處也、自今以後、永以令停止守護使入部畢、若背此狀輩、可任天王御知見也、仍奉免狀如件、以解

曆仁元年十二月 日

守護代 沙彌願西狀(花押)

とあつて、山上の社檀以下が凶惡の輩等のために犯された事を記して居る。

所が伏見天皇永仁年間に、本社は火災に罹つたが、永仁四年十月二十五日預所職寄進狀(本社所藏文書)によると、炎上後の社殿を造營するために、預所職を寄進せられた事が窺はれる。

これより先、廣峯社別當は播磨國一方廳直地頭職並に薦江保地頭職に補せられて、其の地は相傳へて私領とし、又内裏の大番役を勤め、其の國に守護人のない時は、國中の檢斷を行つたりし、關東の御家人として播磨に於ての一大勢力であつた事は、廣峯家の所藏に係る文書及び承久四年二月八日北條泰時の下知狀等によつて明かな事である。であるから、本社の別當は、建長八年三月には御家人として一切經持扶兵士役を勤め、或は弘長三年七月京都清水橋鴨川堤防の修營工事にあたり、關東六波羅からも所課せられ、其の他文安弘安の頃には播磨國御家人として内裏の大番役を勤め、弘安八年十一月元寇の國難にあたつて、幕府へ御家人として出仕した事は、社家の所藏にかゝる古文書に多く見ゆる所である。

祇園社記録に載せられてゐる正應二年五月の私領讓狀によると、

一快圓分

廣峯社權別當職者先父存生之時被讓之了、

檀那但廣峰公事一年仁錢二百文外者  
萬雜公事不可懸之

播磨廣峯社と京都祇園社



と記してあつて廣峯社權別當職が何時の頃からか京都祇園社の所管となつたものらしいが、祇園社は恰も皇都の地に鎮座し、朝廷や縉紳の崇敬がとりわけ厚い所であるから、此の頃からだん／＼と廣峯社は京都祇園の勢力圏内に入りながら推移して來たのであらう。

而して建長から約五十年を経て鎌倉時代末の正和五年八月になつては、本社領を京都祇園社に寄進するとの院宣が下されて、後伏見院の御祈料所として全く祇園社の管理に屬した事は、祇園社記御神領部第八所載の感神院別當御教書によつて知られる。尙ほ進んで後醍醐天皇の元徳二年に至つて、廣峯山は京都祇園社の一圓領掌の地となり、官省符莊の地に准じて、祇園感神院別當の相傳へる所となつたのである（同神領部所載文書）。然るに又元徳二年から二十餘年前の花園天皇の延慶元年に執權北條貞時の幕府下知狀（廣峯社家所藏文書）には、祇園本社播磨國廣峯社云々と記してあつて、本社が最早京都祇園社の社領となつてゐるにも拘らず、尙ほ祇園が廣峯社の末社である事を標榜してゐるが、京都の祇園社では同天皇の應長元年八月には、廣峯社を長日不斷御祈禱料所として領知すべき旨の後伏見院の院宣を蒙つてゐたのである。

思ふに此の前後に於ての祇園社と本社との關係は非常に複雑であつて、廣峯社の大別當は關東御家人の重職を帯び關東領を所職し、鎌倉幕府の庇護を受けて京都祇園社と對立する有様であつた事は容易に想像出來る事である。此の頃廣峯社大別當の知行した領地屋敷等は、今社家

所藏の文書によつて知る事が出來、又當時の有様を窺ふに十分であるから、次に記して見よう。

前略

- 一所 屋敷並門田 在所廣峯社東西鳥居繩手内山並畠在之
- 一所 在所平野北條大野池内堀東堤荒野南限峯西限室東限小峯北限峯在之
- 一所 右四條十五方廿四坪三段
- 一所 右十三坪六段山井一段
- 一所 右二條十四方十坪一段、同十四坪五段、同十五坪四段
- 一所 白國明神前畠地
- 一所 大野修理田北畠等
- 一所 同地北小山東麓畠等
- 一所 右三條十四方十坪三段
- 一所 右四條十五方十四坪卅段
- 一所 ミソノサイ廿五代
- 一所 右三條十五方七坪一段
- 一所 右二條十四方十五坪二段
- 一所 右十三方卅一坪二段廿代

播磨廣峯社と京都祇園社



- 一所 右一條十四方廿八坪三段
- 一所 同 廿六坪二段
- 一所 右二條十四方十九坪廿代
- 一所 廿坪卅代
- 一所 右二條十四方二坪一段
- 一所 右二條十五方八坪二段
- 一別所山並島地等

かくて元弘元年になり、後醍醐天皇の倒幕の御企てがあつて、同じく元弘三年には遂に鎌倉幕府も滅び、いよいよ建武中興の新政の時代となつたが、新しく設けられた雑訴決斷所は建武元年八月に廣峯社に牒して守護檢非違使等の非法を停止すべきことを命じてゐる。然るに翌年即ち建武二年には足利尊氏が叛旗を翻し、其の翌三年には足利直義は早くも廣峯社別當に軍勢を催促して軍忠を求め、廣峯社大別當廣峯又太郎昌俊は一族を率ゐて、赤松氏の部下に屬し播磨に於ての武家方の重鎮となつて廣峯山に城き、南軍の勢力が西下するのを扼し、各地に轉戦して功を立て、殊に延元元年五月湊川の戦、曆應三年七月攝津丹生山の戦によく奮戦した事等、廣峯家所藏の文書によつて詳しく知る事が出来る。

かくして廣峯社は關東御家人として足利氏に屬し、拔群の勳功があつた。而も吉野朝廷の形勢が兎角振はない様になつて來たので、廣峯山は稍々紹運に向ふ機會を得て、足利氏の保護の下に、京都の祇園社の管轄から離れんことを計つたらしい。このことは祇園社記第八所載建武四年十一月十九日の大藏卿雅仲の院宣添狀以下の古文書によつて知る事が出来るのである。即ち廣峯社下司長重以下が院宣を敘用しないで祇園社御祈禱料所たる廣峯社以下の所領を押妨すると云ふ事を訴へたので、京都朝廷では、觀應三年に再び院宣を下して、祇園所領として感神院別當の所管として相違なきことを仰せ下された。

大體京都祇園社は多くは武家方に屬してゐるし、足利氏も又祇園社の神威と實力とに頼るところが多かつたのであるから、幕府は従つて祇園社の訴へを聞き入れて、廣峯社を抑制しなければならぬから、貞治三年十二月十八日幕府は御教書を以て播磨守護の赤松則祐に命令して、廣峯大別當の濫妨云々を止めしめてゐる。然し廣峯社も又之れに従はないで、其の後度々の争ひを惹き起し、應安八年正月十日の院宣(祇園社記第八)にも前と同じやうに廣峯社別當職が祇園感神院別當の所管である事を記してある。

其の後北朝の後圓融天皇永徳四年二月(後小松天皇弘和二年)、至徳元年十月、嘉慶二年二月の數年間に互つて、廣峯社神主等が悪行狼藉云々の事を祇園社から幕府に訴へたので、幕府は又々守護赤松氏に命じて之れを止めさせ、一圓祇園感神院別當の進止であると云ふ事を述べてゐる。これから後廣峯社領は祇園社を領家として其の管掌に屬したので、後花園天皇文安元年の施行



狀案(祇園社記第八)には次の様に記してある。

祇園社末社播磨國廣峯社公用早任下知狀之旨可被沙汰付寶壽院顯有代之由所被仰下候也仍執達如件

文安元年五月七日

沙彌判

山名左衛門佐入道殿

かくて廣峯社は祇園社の末社と稱せらるゝやうになり鎌倉時代に祇園社の本社と稱せし時とは今や其の位置が顛倒するやうになつて來たのである。

江戸時代となつて徳川吉宗將軍の頃に再び京都の祇園社が廣峯社を本社として祇園社はその末社である様に云はれた事があつたと見えて祇園社記第八の劈頭に

播磨國廣峯社者當社元末社也同國土山庄弘次郷亦神領也其事分明不待一社之舊記正和以來綸旨院宣將軍家御教書等相傳于今焉近世爲說者以當社翻爲廣峯之末社既以筆書不可關之乎

享保十一年午三月廿八日

律師行快

とある。

私はもとよりその神社の本末について述べんとするのではなくたゞ廣峯社が由緒に富んだ

古社としての往時の隆昌であつた有様の大體を記したのみである。而も今神社及び廣峯家に多くの貴重な史料が保存せられてゐると云ふ事は最も興味を惹く所である。

徳川時代以後に於ての本社の狀況は本社の編纂にかゝり本社の由緒を記してある「牛頭天皇」に委曲を盡して書いてあるから其れに譲る事にして唯最後に慶長六年城主の池田照政が命じた所の定書並に同十年廣嶺山掟事書を次に掲げておく。

定 廣嶺山

- 一 當嶺法度□□之事
- 一 山林竹林猥不可伐採但當社造作
- 一 社參之輩並□□喧嘩口論停止之事
- 一 山上諸役令免許候付殺生禁斷之事
- 一 社家下々他所へ□□不相拘事
- 一 右條々若於相背□□速處罪科者也仍如件

照政(花押)

慶長六年十二月□□

掟 廣嶺山

一 當山之儀山下より竹木一切伐採間敷事

播磨廣峯社と京都祇園社



一嶺中之者に而候共薪已下迄も猥加里取間敷候、若拘而かり候は、爲社家中、與可相改事  
一山中へ牛馬放飼堅停止之事

右之旨相背者於在之者、忽可處嚴科者也

慶長十年正月十三日

藤原右京亮(花押)

尙鎮座地に關する地名の考證や社領等については後日を期したい。

## 一一 播磨斑鳩寺と鶴莊

播磨有數の大河たる揖保川と林田川との合するところ一帯の流域は、地味が豊沃で、わが古代住民が早くよりこゝに蝟集して聚落を形成し、その文化も又比較的早く發達した所であらう。元正天皇の靈龜元年以前の選述と見るべき播磨風土記の揖保郡の條には、既に村里、驛家、山川の名稱等に就いて稍々詳細に記されてゐる。揖保川口から海岸に沿ふて西する事約八軒で室津の港があつて、こゝは王朝時代以降瀬戸内海交通の要衝であつた。播磨平野の豊富な穀産物は、この海津を通じて集散せられた事であらう。私は此の地方を踏査して、地勢を案じ、氣候風土の佳良なるを思ふと共に、聖武天皇天平十九年二月十一日に作成せられたかの法隆寺伽藍緣起並流起資財帳の記述を思ひ出し、此の地方が古く推古天皇の御代に法隆寺に施入せられた事由を理解する事を得た。

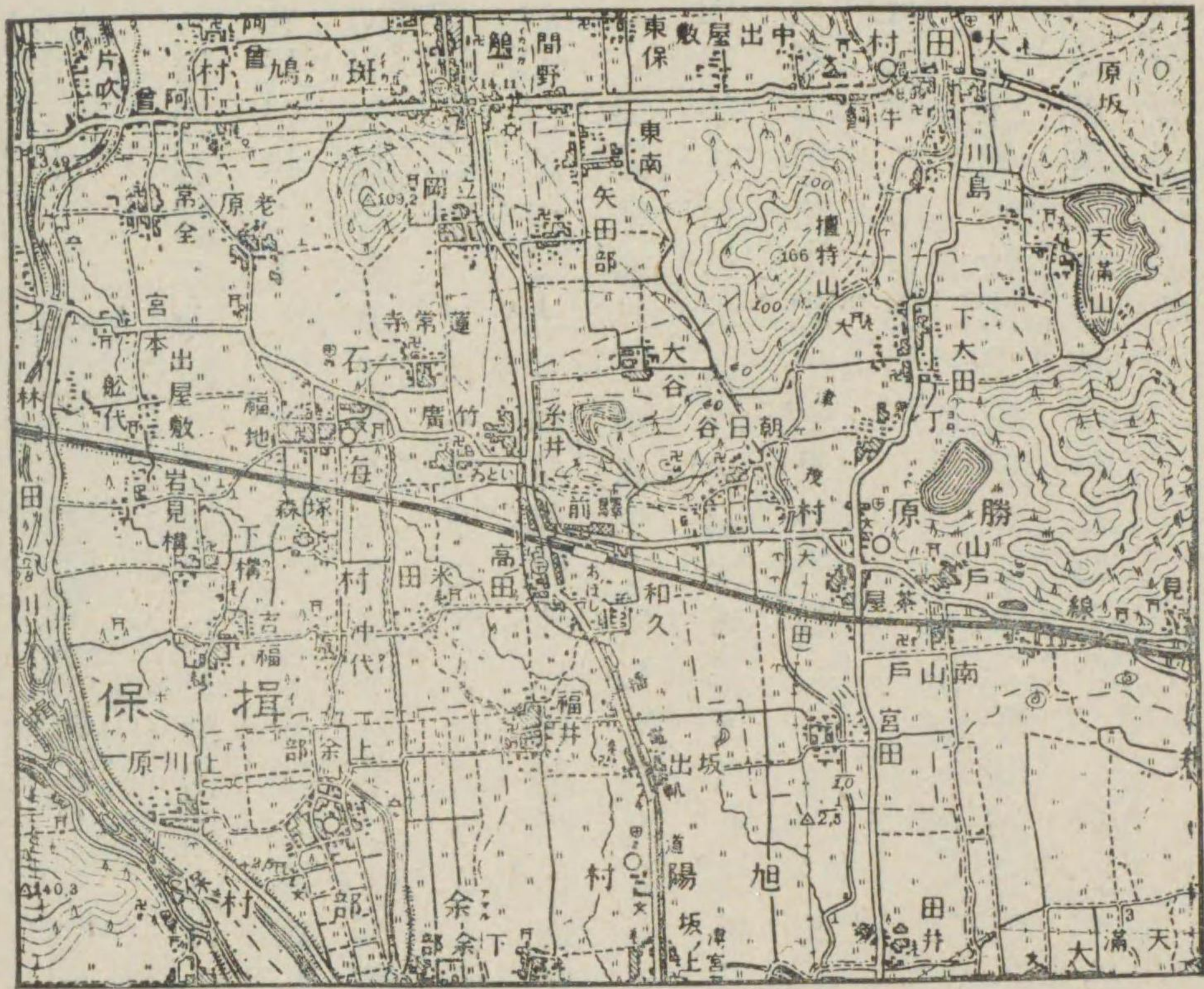
今緣起並流記資財帳によると、推古天皇戊午年(六年)四月十五日天皇は聖德太子が岡本宮で法華勝鬘經を講ぜられた事をいたく喜ばせられ、法資として大和法隆寺に多くの水田を附せられ、播磨國にては

揖保郡貳佰壹拾玖町壹段捌拾貳歩

播磨斑鳩寺と鶴莊



を賜った。次いで聖武天皇の十年には更に



斑鳩寺附近圖

揖保郡壹拾貳町貳段の畑地と、

揖保郡五地於布彌岳佐伯岳平加岳小立岳爲西伎乃岳

の山林地と並に池塘として

揖保郡佐々山池塘

及び米穀を貯藏すべき莊倉として揖保郡に

一處を並に食封貳百戸の内

揖保郡林田郷五十戸

を寄進せられた。以上は凡て法隆寺資財帳

より摘録したもので、奈良朝に於いて揖保郡

の地方が産米の饒多であつたことは此等に

より明かであらう。

今揖保郡に斑鳩村がある。その地名の由

來するところは、大和斑鳩の地、即ち法隆寺の

所在地より出た事はこゝに説明するまでもなからう。而して斑鳩村の中央で、山陽街道に沿って北側、林田川の西に斑鳩寺の古刹がある。本寺の創建に就いては史料古文書等が湮滅してゐるから、今これを詳にする事の出来ないのは遺憾であるが、その所在地との關係は既に上述した如く早く王朝時代に堂塔伽藍の盛時あつた事を想察せられ、それが大和法隆寺と深き關係を有するものとして朝廷の厚き尊崇を得た事は云ふまでもない。而も今本寺に安置せらるゝ木造樂師如來座像、如意輪觀音座像以下の諸尊は、また本寺の沿革の古きを偲ばしむるものである。本寺安置の諸尊像の内、木造十二神將立像八軀は各國寶に指定せられたもので、平安朝又は鎌倉時代の製作に係る優秀なる佛像である。就中十二神將は鎌倉時代の寫實的特徴をよく表現し、其の刀法は稍々活動性に乏しいが、尊容等はよく均衡の美を保つてゐるし、また日光月光兩菩薩像も此の時代の代表的手法を示してゐるものであらう。

さきに引證した法隆寺伽藍縁起並流記資財帳にある佐々山池は、今この寺の北近くの笹山の池附近を指してゐるものと思はれ、風土記には佐々村とあつて、その名稱の緣由を、

品太天皇(應神天皇)巡行之時、嘯竹葉而遇之、故曰佐々村、

と説明してゐるのも同地點であらう。今斑鳩村の北隣を譽田村と稱してゐるのは、品太より來た事は説明する迄もない。又資財帳に林田郷五十戸とあるのは、今林田川に沿ひ斑鳩村の北八



料餘の林田村附近であらう。何れにしても此等の地方が斑鳩寺の所管に屬し、大和法隆寺の別寺として寺産豊かに、且つ地方民信仰の中心として隆昌を極めたものと思はれ、また我王朝時代に此等地方の住民は此の寺を中心として文化生活を營んだ事であらう。

既に述べた如く、本寺の沿革は史料が乏しいのでこれを詳細にすることは出来ないが、武家時代に至つては、鎌倉幕府の記録たる吾妻鏡に左の記載がある。即ち、

文治三年三月十九日辛酉、依被重上宮太子聖跡、法隆寺領地頭金子十郎妨事、可停止之趣、去年下知給之處、猶不靜謐之由、寺家帶院宣就訴申遣、雜色里久、可止鶺鴒押領之由、及沙汰件莊事、太子殊依執思食、有被載趣、二品專所聞食驚也。

下 播磨國鶺鴒莊住人

可令停止金子十郎妨一向從領家所勤事

右件莊可停止金子十郎妨之由、去年依院宣下知畢、而金子十郎入置代官令押領莊之由、重所被仰也、甚以不當之所行也、自今以後、早可令停止其妨、若於不用者、爲召誠其沙汰人、所下遣使者里久也、早可令廢停彼妨之狀如件

文治三年三月十五日

とある。源頼朝は覇府を鎌倉に開き、天下を統御するや、常に神社寺院の保護と復興とに心を竭

し、その復古的政策の實現を期し、此の文治三年には奈良東大寺の再建さへ思ひ立つてゐる程で、今本寺領が地頭金子某によりて押領せらるゝを知つて、直ちに後白河院の院宣に従ひ、その押領の禁止を令したものである。頼朝は本寺領が聖德太子の聖跡たるを追懐して、特に厚き保護を加へんとした事が窺はれるので、此の時代にあつても依然此の地方が大和法隆寺の寺領として替る事はなかつた様で、斑鳩寺は法隆寺に屬して寺運を維持したものであらう。

越えて南北朝時代にあつては、建武以來播磨は南朝の主將新田氏の管する所で、南朝にても此地方を重大視した事は想像せられる。而して足利尊氏叛逆後に於いては、斑鳩の平原は播磨に於ける新田赤松の二勢力の衝突地として有名なる大會戰地となつてゐる。即ち太平記(卷第十)に據ると新田義貞の先鋒は延元元年三月飾磨郡書寫山坂本に着し、斑鳩村の東南朝日山に赤松氏の軍を撃破し、次いで義貞親ら軍を督して斑鳩宿に進撃した。足利方に屬せる海老名尊楠丸代間三郎泰知の申狀中に、

今年延元元年三月十六日鶺鴒樂山合戰之時、於樂々山北峰、抽軍忠之次第、云々(海老名文書)

とあつて太平記の記事と合つてゐる。而も法隆寺文書に、

法隆寺雜掌申、播磨國鶺鴒莊塚事、申狀進覽、子細見、于狀候歟、當莊數日間取陣候之間、爲官軍令損亡候了、訴訟事、任道理、可有申御沙汰候哉、恐々謹言



五月八日

左中將花押(義貞)

## 進上四條中納言殿(隆資)

とあつて、新田義貞が此の時の激戦に際し、法隆寺領にして斑鳩寺の所在地たるいかるが鶴村附近が、損害を受けたことを承認し、四條隆資に其の由を報じたのである。斑鳩寺の名は見えないが、損害を訴へた法隆寺雜掌とは、即ち今の斑鳩寺に居つたものであらう。

今本寺唯一の記録で「應永記録」と題するもの一冊所藏されてゐる。その載録事項には注意を惹くものが尠くないが、今その一端を記し本寺の沿革を知る便宜としやう。即ち應永二十五年頃には寺領として二百五十石を有してゐた様で、足利義教の永享五年には兵庫港修築事業が行はれて、鶴莊内にて人夫三百六十人餘を徴發せられし事等が見える。又此の頃此の地方にては博奕の流行が盛んで、屢々寺内から之を禁止した事があつた。足利時代には本寺には所謂寺兵士なるものが存し、寺に宿直勤仕してゐたものゝ様である(文安元年の條による)。

後足利義植の永正十三年六月には本寺の修築が行はれ、大和法隆寺からも人を派遣した事が見えるが、天文十年四月に至つて堂宇は悉く烏有に歸して終つた様である。天正年間豊臣秀吉が中國の毛利氏を伐たんため西下した時、秀吉は先づ播磨三木城の別所氏と戦つたが、其の軍士が本寺に陣するに當つて勝軍會を執行して祈禱を行はしめ、天正八年三月には三百石を寺領と定め、更に翌天正九年三月には寺領を減じて揖東郡寺内村にて百五十石を寄進し、文録の檢地に當つてもさしたる變化はなかつた。此の頃大和法隆寺は稍々衰運に傾いてゐたかと思はれ、且つ播磨鶴莊の運上なきことを地方に催促してゐる。徳川時代に入り慶長十八年十二月には、姫路藩主池田照政より寺領として百五十石を寄せ、その後著しい變遷を見ずして明治に至つてゐる。

寺傳によると往時山内に三十六の塔頭子院があつた様だが、今は纔かに寶勝、佛餉、双樹の三院が存するのみである。最近聖徳太子殿が新たに創建せられて、再び寺運の昌隆を見んとしてゐるのは喜ぶべき事である。



一一一 丹波金光寺と天寧寺

一 三嶽社及び金光寺

三嶽神社及び金光寺は丹波天田郡上佐々岐村字三岳に在る。山陰線上川口驛より二里餘で、丹波丹後但馬の三國に跨れる峻峰三岳山の中腹に當る。神社の鎮座せる所より少し麓に近く禪刹金光寺がある。秋の朝本堂より遙かに南を俯瞰すると、丹波一圓は恰も霧の海の様で稀有の絶景と云ふべきであらう。

三嶽神社は社傳によると、孝徳天皇の御宇大化年中三丹地方に年々悪疾が流行し、且つ旱魃が打續いたので、時の國司が朝廷に請ひ、三丹に跨る三岳山に三丹鎮守の神を齋き祀つたのを其の創建としてゐるが、もとより詳かでない。古へ本社は三岳藏王權現と稱せられたもので、其の別當寺である金光寺には、今尙許多の古文書記録等を所藏し、南北朝以後の本社並に寺院の沿革を辿るべき貴重なる史料と思はれる。私は偶々此等の史料を一瞥するの機會を得たので、これによつて、此等社寺の往時に於ける盛運を略述することゝした。

抑も此の地方は南北朝の初め頃には、京都比叡山妙香院門跡の寺地であつた様で、而も其の領家たる治部郷法印が毎年壹石貳斗の年貢を寄進して、三嶽神社の前身たる三岳藏王權現の祈禱料に充てた事は、左の領家御教書によつて明かである。

(花押)

寄附藏王權現七王子惣大般若轉讀供料事

合壹石貳料御貢年者斗定

佐々岐下山保野條村奴多谷上坪四合田所當内

右件大般若轉讀供料無其足之由歎申之間、爲本家領家御祈禱、永令寄附之狀如件

元亨貳年六月廿日

又これより數年經た嘉曆四年の寄進狀には、左の如く記されてゐる。

寄附 佐々岐下山保北村七王子大般若轉讀供料事

合正作田四合本年貢

在所野條村奴多谷上坪

右彼正作田所置米内壹石貳斗毎年定者、領家治部郷法印御房被寄附、墨本年貢毎年四斗餘事、僧衆歎申之間重所寄附也、於彼田者一圓仁、僧衆中可差出者也、本所領家保内爲祈禱、重所寄附如件、

丹波金光寺と天寧寺



嘉曆四年五月 日

預所道戒(花押)

然るに藏王權現神領も吉野朝混亂時に當つて、領家代官なる武士が恣に押領し、爲めに別當寺たる金光寺も甚しく荒廢に歸したので、應安三年には同じ頃常陸國より移住したと稱する地頭大中臣實宗が大壇那となつて寺の再興を企てたので、所藏の古文書には、

丹波國天田郡金光寺之寺内四至方至事

合 東杼尾峯登仁限三嶽山頂於

南限杼尾横大道於

西今田豎道限山上乃路於

北三嶽嶺限雲原境於

右之方至爲結界之内、間甲乙人等猥致殺生、不可及、狼籍異儀、仁於山林等任、雅意不可剪之者也、於此旨背仁者可被處重科者也、仍後代龜鏡之狀如件

應安參年 庚戌八月廿二日

大壇那地頭 右衛門尉大中臣實宗(花押)

とあつて、寺の淨域四至を勝示し、其の内に於て殺生、其の他狼籍の所行を嚴禁し、應安五年六月に

は金光寺燈油料島として依重半名を寄せ、永和三年九月には同寺御影供田として一段を、明德五年三月には如法經田として一段を寄進してゐる。又これより先、應安六年三月阿闍梨弘賢なるもの、讓渡狀によれば、同村七王子社務別當職並に其の神田も金光寺住持の所管に屬せし如く、藏王權現別當職に就いても、左の弘賢讓渡狀がある。

奉讓渡 藏王權現別當所役事

右於所役者、村御堂之導師、夏中之供花、社頭之祭禮、神役修正會三月會之所齋米收納、下山山林用木等成敗、一向別當之可爲所役者也、先例如此、村人存知事也、但所志者爲金光寺建立之也、然者、作人等之夫足並用木等事、雖爲何時、寺家御用之時、不可異儀在、依之雖可載寄進之詞、以此寺之佛物、彼寺仁奉寄進事、可有後難之間、永代一和尚職之人仁奉讓渡處也、仍爲後日、如件

應安七年八月三日

(裏書) 八月三日

阿闍梨弘賢(花押)

上葺之時、衆僧村人寄合座敷にて寺僧請取處也

(花押)

又應安五年四月十四日の寄進狀によると、金光寺領山林は佐々岐村下山保北村の内にありて、其の四至は、東限山本坊後尾より小瀧林峯、南限西大明神いかきより湯屋前横道、西限藏王權現堂

丹波金光寺と天寧寺



參詣立道、北限黒石カソ子にあつた様である。明德四年十月領家叡山妙香院門跡は金光寺衆徒に左の令旨を下したが、地頭實宗は翌五年正月令旨に添へて、衆徒に金光寺の再興と藏王權現勤行の精誠を致すべきことを申渡してゐる。

妙香院御門跡領丹波國佐々岐庄内金光寺衆徒等申、上山保内寺領事先例全知行處可抽御祈禱精誠之由、御氣色所候也仍執達如件

明德四年十月廿三日

法眼(花押)

金光寺衆徒御中

この地頭大中臣實宗は入道して威光と稱し、金光寺の開基と稱せられたが、其の父宗泰は入道して大因と號し、別項に記述せる天寧寺を建立した様である。地頭威光の孫宗壽も亦入道し、金光寺の大檀那として寺運の興隆を計つた。

嘉慶二年二月地頭威光が出した金光寺山内の禁制文書は、吾人の興趣をそゝるもので、其の文は左の通りである。

金光寺

禁制條々

一當寺寺以密宗被爲四度加行勤行、若於不然輩令止住寺

一修學爲本、乍著法衣帶兵具、可被一向停止事、

一醉狂者騷亂鬪爭基本、一向可令停止事、

一異形無威儀、仁寺中徘徊可令禁制事、

一惡口兩舌鬪亂基殊更可禁制事、

一依少事口論無左右人令打擲輩事、甚以不可然、固可被科者也、將又於打仁者、存外無極歟、雖

然且寺家之煩存、且未來之罪業存、不致其報當、慈忍之至感歎有餘、眞實可被許容事、

一凡於寺中成敗者可爲老僧中之間事、

鎮守三岳藏王權現社頭勤行事、

一安居九旬之勤行者坊別所役可被定事、

右條々應安三年八月日雖被定規式、尙々依爲亂進定之、若此旨有違背之仁、爲老僧中々無沙汰之間、自檀那方可被行重過者也、仍所定如件

嘉慶二年二月 日

左衛門尉大中臣實宗(花押)

即ち衆僧をして密宗寺院として日々の勤行怠るなきことをいましめ、僧侶は修學を本旨として、其の頃流行の法衣を纏ひながら、武器を弄ぶことを禁じ、山内淨域に醉狂のもの、異形ものを徘徊せしめざらしめ、惡口兩舌を嚴禁してゐるのは、何づれも禁制としての常套の文言とは云へ、

丹波金光寺と天寧寺

四八九



地方農村に於ける一小寺が、洵に一神聖の地域として地方教化の根源をなし、文化の中心地たりし事を想察せしむるものである。

所藏の古文書に「衆徒御中」などの文字も見えるから、往昔塔頭子院も少くなかつた様に思はれるが、戦國時代末の天文年代には坊舎が七つあつた事も明かで、天文三年十二月の定書には梅本坊、下ノ坊、尾崎坊、大門坊、中坊、谷坊、奥坊等の名が見える。

天文二十四年の風呂入次第書には、

寺里番之風呂入次第之事

一番 衆カ

二番 地下宿老八人

三番 寺衆地下衆可入者也

右我等兩人就申扱之儀、此風呂一代定置所如件

天文廿四年卯三月十二日

孫源右衛門秀盛(花押)

佐助

實家(花押)

金光寺年行事參

とあつて、これから見ると金光寺の浴室は、當時地方農村の公設浴場の様なものであつた様に思はれる。

天文十七年五月僧及海の記述せる勸進帳によると、藏王権現社は天文十四年卯月二十二日火災に遭つて、堂並に本尊等は烏有に歸し、十七年になつて諸檀施主の懇志を仰がんとため奉加をしたものゝ様である。而して其の再興の事情は記録が缺けてゐるので、今之を詳にすることが出来ない。其の後元祿十年十二月再び炎上し、同十四年十二月領主保科兵部少輔の庇護と十ヶ村氏子信徒とによりて同十五年社頭は再建せられ、明治四年中久美濱縣に於いて神佛混淆分離處分をしたに際し、権現社を三嶽神社と改稱し、更に明治十四年本社殿を再建した。本社の祭禮は徳川時代に於いて莊麗に執行せられたことは記録文書等に明かで、今尙地方盛事の一である。三岳山金光寺は徳川時代に於いては本坊を千手院と稱し、中の坊を寶壽院末の坊を寶光院と稱し、幕末寛政九年二月十二日堂宇炎上して、其の後再び建立された様で、今の堂宇は近時の造營にかゝるものと思はれる。

## 二 天寧寺と大通禪師

天寧寺は丹波天田郡上川口村に在り、別項記載の金光寺より約二里隔つてゐる。堂々たる巨

丹波金光寺と天寧寺



刹であつて、今京都妙心寺派に屬し、山を紫金山と呼んで、支那金山寺に模し、山下を流れる小河を楊子江と稱へて、異國の情景にかたどつてゐる。佛殿開山堂、庫裡、鐘樓等の諸堂が存して、淨域は廣濶で形勝の地を占めてゐる。今本寺には幸に創建以來の多くの史料を架藏し、その中貴重なものが少くない。私はいまだ此等の詳細を述べることが出来ないが、この由緒沿革に富んだ一大禪刹を江湖に紹介するため、その概略を左に記す事とした。

本寺は愚中周及(大通禪師)を開山とし、大中臣(或は那珂)宗泰を開基の大檀那としてゐる。大中臣宗泰は南北朝の頃常陸の國より丹波に來りてこの金山村の地頭たりしものと傳へられてゐて、入道して大因宗晔と云つた。其の子實宗(威光)は三岳村金光寺の建立の施主で又天寧寺の大檀那であつた。其の子持實(宗壽)は文安四年六月に天寧寺末臣唱寺に田島を寄進した事があり、持實の孫政實(宗堅)もまた、永正六年七月天寧寺へ左の如く寺田佛具の寄進をしたことがあつて、本寺は此等地方豪族の絶えざる厚き崇敬と庇護とに因つて、室町時代に於いては寺運の隆昌を維持したのである。

奉寄附天寧寺田地並牌前具事

一直尾村 二所 一所者號役代田定<sup>カ</sup>地<sup>カ</sup>貢二年

一所者號山王田定<sup>カ</sup>地<sup>カ</sup>貢三斗三升

以地頭器物可於納此外延口米在之

一牌前三具足一飾 胡銅 龜鶴 香合一ヶ墨漆

右此田地者爲二親明堂蘭室追善永代奉寄附實也、於彼菩提無懈怠年月忌可有勤行者也、仍寄進狀如件

永正六年己七月初六日

沙彌宗堅

天寧寺侍衣禪師

尙此等施主の壽像等が現存してゐて其の贊文に其の德を稱へてゐるが、殊に持實の子元實(宗光)の遺像並に贊は元實が音樂の妙手なる事を賞賛し、而も其の畫像の左側に笙、尺八等の樂器を描いてゐる如きは、興趣を感じるものである。此等は室町時代人物畫像の風尙を想察すべきものであるのみならず、寺院と其の地方豪族との關係と地方武士の信仰を知るべき貴重なる遺品と云ふべきである。今元實畫像の贊を左に載録して置かう。畫像は豎二尺八寸餘のものである。

聽嶽寺殿明堂宗光居士遺像贊並叙

金山備州太守大中臣元實會投天寧之室、其諱曰宗光、北禪老師雅其稱、以明堂明堂之父持實傳、早歌於田島氏、勝定相公自繪其像賜焉、一時盛事誰不榮羨哉、夫早歌永言也、謂之早何也、或曰早

丹波金光寺と天寧寺



者速也數也準諸神樂催馬樂則其節奏拍子之急數也蓋尤感人心在急數之處乎竊原其始豐聰太子見善光寺如來於宵寐授之以秘咒曰現爾娑婆東土云々太子命調子丸播之民間除一切苦厄也是於始興卒必以斯語其寄事不可勝言也矣一部十六冊凡一百六十一篇其內二篇最秘之大抵成于法明空之手也令嗣元實繼其家業而天資達音律克得其妙以廣之至今歌此一曲或吹笙唢尺八者罔不遊彼門也於戲加可矣法服纏身念珠在手護戒體於大海之浮囊觀世榮於大虛之閃電矣方今戶部政實不墜父祖之風烈事主致忠在家盡孝稱善人者儘速再世不渝者歎矣唯此一門三世若畫一可謂集而大成也矣戶部第三子震初侍者傳嚴命持斯像來需贊辭固雖拒之屢請不已則贅部語於其上云

金山華族 采邑丹陽 匠作持實 藝鳴扶桑

早歌口決 田島之郎 勝定相府 寵渥非常

備州元實 人中鳳凰 投天寧寺 法名宗光

北禪證偈 別稱明堂 戶部政實 聲譽蚤彰

堆孝後素 夕誦晨香 奕葉繁茂 地久天長

時大永二年夏四月吉辰 前天龍七十三老拙心翁等書于三會塔下(朱印)

開山愚中周及は五山の碩學であつて年十三で京師に上り夢窓國師を臨川寺に禮して受具し

十八歳で錫を洛東建仁寺に掛けた。曆應四年足利直義が天龍寺船を發して什器大藏經等を元に求めた時周及は之に乗じて知識を彼地に尋ね金山に赴き即休和尚のもとに侍した。貞和三  
年辭して郷國に歸らんとするに當つて師即休が自ら頂相に題して之を周及に與へた。今本寺  
の所藏にかゝる即休禪師頂相(豎二尺九寸三分)は即ちこれで其の贊に

妙高峯頂行船楊子江心走馬唐人不識這容儀付與日東及侍者

日本周及侍者寫予衰質乞言因印之云爾紫金山七十六老僧契了一日(朱印)

とある而して此の畫像の下方に

此頂相永充金山天寧寺常住

應永七年庚辰八月十九日愚中老衲周及(花押)

と自署して本寺に永く傳ふべきものであることを記してゐる。かくて觀應二年兵庫に歸着したが四年に至り前述地頭大中臣宗泰の屈請によつて天寧寺に住するに至つたのである。今本寺に開山周及の畫像が二幅ある。その一つには莫虛言斯老漢無道亦無伴幸得育春岩芳帶桑榆暖老衲周及爲育公知賓自許云(花押)と贊がしてある。

後應永二年紀州に遊化した安良見某が龍門庵(後ち禪頭寺と改む)を創めて周及を請じたことがあり本寺所藏の茶園寄進狀は禪頭寺に關するもので左の如く記されてゐる。

6  
1



奉寄進茶園之事

合一所者 在所殿垣竹之下

右件茶園者見用禪門爲菩提永代禪頭寺へ奉寄進處實也、無他妨可有御知行者也、至子々孫々不可有違亂煩者也、仍爲後日證文狀如件

永享九年巳三月十六日

安良見彦三郎(花押)

將軍足利義持はいたく周及を崇信し、伏見に泊つた時に自ら赴いて謁したことがあり、應永十六年春義持使を遣して紫袍を與へた。此の時周及は再び天寧寺に住してゐたので、後應永十六年九月十四日になつて後小松天皇の勅により、佛徳大通禪師の謚號を賜はつた。

斯くの如く將軍義持の信仰が厚いことであるから、本寺はまた將軍家の祈願寺として手厚い保護を加へられた事であらう。されば將軍御教書も多く残つてゐる。

丹波金山天寧寺事可爲祈願寺之狀如件

應永廿七年七月廿日

(義持)(花押)

住持

丹波金山天寧寺門前敷地並向山、限西師殿桐村谷之本屋敷登南尾大道、限東天津堺事、寺家領掌不可有相違之狀如件

應永廿七年七月廿日

從一位源朝臣(義持)(花押)

尙天寧寺及び末寺臣唱寺に田島山林等を寄せた同義持御教書には、

丹波國金山天寧寺並末寺臣唱寺領田島山林等目錄在別紙事、寺家領掌不可有相違之狀如件

應永廿八年八月十二日

從一位源朝臣(義持)(花押)

このことは將軍義政の時代に至つても渝ることなく、その御教書も亦現存してゐる。幕府の保護厚きことであるから、従つて丹波守護内藤元貞も其の命によりて左の禁制を出して寺域の狼籍を禁じてゐる。

禁制

丹波國金山天寧寺

一 寺家爲代々御祈願所之間、甲乙人等不可致亂入狼籍事、付殺生事、

一 寺領百姓等臨時課役可令停止事、付檢斷等事、

一 於國中彼門下寺菴住侶之僧、自然以無實之儀、或號非法之仁、於其檀那及村在地、不可成違亂煩、但罪科歷然之時者、自本寺堅可令加糺明事、

右條々自今以後堅可守制札之旨、若於違犯之輩者、可被處罪科之由、被仰出訖、仍下知如件

寶徳四年卯月廿八日

元貞(花押)

丹波金光寺と天寧寺

四九七

61



尙天文年間に於ける天寧寺領門前田畠は年貢定參百五十文定であつた様で、この田畠年貢注文は其の頃天寧寺門の狀況をも物語るものであるから、左に記して置かう。

天寧寺寄進分門前田畠年貢之事

谷田

七斗

寺左衛門抱

四百五十文

同人抱そぶら

三郎太夫屋敷

五百文

桐村殿抱

右近屋敷

五百文

同々大西抱

掃部屋敷

四百五十文

同々坂梨抱

はんしやう屋敷

參百文

同々藏助抱

衛門五郎屋敷

百五十文

桐村殿抱

衛門二郎屋敷

四百五十文

桐村殿抱

以上田邊參貫五百文定

天文十五年<sup>丙午</sup>八月十日

右の内桐村殿は先に述べた地頭大中臣氏の後裔であらう。天正八年二月明智光秀が丹波に入ると共に、先例に準じて課役を免除し、山内禁制を令したことは光秀の文書によつて明かである。其の後天正九年、同十年、慶長十三年、元和六年、元和九年、寛永二年、慶安三年、寛文九年等に各領主は寺領の安堵を下知した様である。

然し江戸時代に入つてからは本寺も次第に荒廢して、往時の盛運を見る事が出来ないまでになつた。慶安年間の金山天寧寺開山堂勸進帳によると、諸堂宇悉く破損し、就中佛殿開山堂の額廢が最も甚しかつたので再興を企てた様である。

今本寺佛殿の一部に安置せられてゐる木彫樂師如來座像は丈二尺三寸餘りでもと末寺臣唱寺に奉安せられてゐたもので、その尊容によつて鎌倉時代を降らい製作と思はしめる。尙本寺に所藏せられてゐる地藏菩薩本願經は開山大通禪師の自筆本と思はれ、其の奥書に、

右此經者

丹波金光寺と天寧寺





乃祖上大通禪師大和尚之眞蹟也然小師月窓松長老受持讚誦而禮敬供養心常切者乎厥風致高邁劉鐵磨參瀉山旨可觀也

昔文明丙申山二林鐘日

天寧侍持守瑤焚香

とあつて、周及の書風を窺ふことが出来る。又所藏の首楞嚴神咒大悲咒消災咒は應永の版本で、其の奥書に、

應永歲次丁未八月二十五日

願主奉佛弟子本立施財重刊此□在京五條室町之經所、

とあつて、室町時代には佛典開板事業が主として寺院に行はれたに拘はらず、京都市中に出版せられたものゝあることを徵證するもので、蓋し貴重なる寺寶と云ふべきであらう。

### 一三 丹波安國寺文書に就いて

足利氏が曆應年間、國毎に一寺を建て、一基の塔婆を造りて、寺を安國寺と云ひ塔を利生塔と稱したことは有名な出來事であり、又それが佛教史上に、また政治史上に重大なる事項として一般の注意を促し而も其の精緻なる研究が先年辻博士によつて發表せられ、其の中にはこゝに述べんとする丹波安國寺に就ても充分説述せられてゐるから、今更私が特に述べるまでもないのであるが、たゞ先年此の寺を訪ね所藏の古文書等を一覽する機會を得、略々本寺の沿革を辿ることが出來たから左に記すことゝした。

現在の丹波安國寺は京都府何鹿郡東八田村字安國寺にある。丁度山陰線梅迫驛から數丁餘の處で、景德山と號し、今は臨濟宗東福寺派に屬してゐる名刹で、其の淨域の巨樹や、名高い枝垂櫻の老樹は、茫々五百年の昔を物語つてゐる様である。本堂は檜皮葺で、近世の造營に係るものゝ様であるが、堂内安置の木彫地藏菩薩半跏像一軀は、高さ六尺三寸餘のもので、その刀法雄勁、明かに弘仁期の佛像であらうと思はれる。その所傳は明かでないが、往昔より安置せられたものとせば、本寺の古き由緒を物語るものである。



然し丹波には古い地誌類がないので沿革を辿る便宜が尠い。安國寺もと光福寺と云つたのであるが、足利氏以前のことは殆んど知ることが出来ない。寺傳ではもと眞言宗であつたとし、後二條天皇嘉元元年に上杉掃部頭藤原頼重の女清子、足利讃岐守貞氏に嫁して子無く、心に深く



安國寺安置彫木地藏菩薩座像

之を憂ひ切に光福寺の地藏尊を祈つて遂に娠み、此處にて出産したのが即ち足利尊氏で、今門前の井戸がその産湯の井戸であると傳へられてゐる。もとより信すべくもないことは云ふまでもない。

しかしこの東八田村には今字上杉と云ふ地名がある。「上杉家譜」關東管領上杉兩家及庶流傳には、關東管領上杉氏の始祖藤原重房が建長年中宗尊親王に従つて鎌倉に下向する時、丹波上杉莊を賜つたことが見えてゐるので、此の上杉の地名は恐らく上杉氏所領であつた關係から起つた名稱であらう。されば此の地方にても上杉彈正の邸趾などと

傳へらるゝ一小社が上林街道に在る。或は光福寺が以前上杉氏の建立にかゝる所であるかも知れない。尊氏直義が特に此の寺を崇敬したのも、上杉氏が足利氏の外戚たるの關係からで、種々の口碑もまたこゝに生れたのでないかと思ふ。

尊氏が安國寺に石崎郷を寄進した翌年、即ち建武三年二月九日付の左の寄進狀がある（安國寺文書）。

寄進丹波國八田郷上村貞行名事

右爲令佛法興隆天下安全所寄進于當寺之狀如件

建武三年二月九日

彈正少弼（花押）

光福寺長老

この彈正少弼は他の文書の花押より見て上杉朝定であり、此の時尙上杉氏が祖先以來の此の地方を傳領してゐたことを示すもので、其の後光福寺に與へたる上杉氏の寄進狀其の他から見ると、本寺が上杉氏の厚き保護の下に寺運が維持せられたと思はれる。曆應三年四月五日には、高師直を除かんとして却つて殺害せられた上杉重能が、代官に命じて三河國額田郡日名屋敷地を光福寺雜掌の所管として處分すべきことを命じ、翌曆應三年四月十三日には上杉朝定は光福寺長老に書狀を與へて、越後國鶴河莊内安田條上方を光福寺に寄進し、康永元年十二月二十三日に

丹波安國寺文書に就いて



は左の如く足利大方殿即ち尊氏直義の母清子(上杉氏)の芳志によつて、丹波夜久郷今西村を本寺に與へてゐる。

自大方殿被仰下丹波國夜久郷之内今西村事、可被打渡光福寺雜掌之狀如件

康永元年十二月廿三日

朝定(花押)

備後八郎殿

斯くの如く、光福寺が恰も上杉氏の氏等たるかの如き感があつて、これやがて本寺が貞和二年に所調安國寺の一つに選定せられ、寺運興隆を見た所以で、後尊氏の薨後、義詮が延文三年六月二十九日を以て尊氏の遺骨一分をこの寺に奉納し、また尊氏の髻及び袈裟坐具等を納め、また貞治四年七月十六日を以て尊氏の室登眞院贈一品赤橋氏の死するや、其の遺骨一分を納めたのも皆尊氏の母方上杉氏の所領であり、其の歸依する寺塔であつたからであらう。

さて建武元年四月十日足利尊氏の御教書に據ると、本寺開山と云はるゝ天菴妙受は關東十刹の一たる萬壽寺住職を掌つてゐる。これにより丹波光福寺(後の安國寺)が萬壽寺の寺務を執つてゐたこと明かで、此の頃既に此の寺が足利氏の厚き尊崇を受けてゐたことも知らるゝ。而して尊氏發祥の地たる丹波篠村八幡宮を醍醐三寶院の所管に移してより八日過ぎて、尊氏は光福寺に日向國國富莊石崎郷地頭職を寄進してゐる。その寄進の文言は頗る注意すべきものであ

から、左に掲げる。

寄附丹波國八田郷光福寺

日向國國富莊石崎郷地頭職事

右爲祈四海之靜謐一家之長久爲救相模入道高時法名崇鑑并同時所々滅亡輩之怨靈、所寄附如件

建武二年三月一日

參議(花押)

光福寺長老

此の文書に就ては既に中村直勝氏が其の著日本文化史南北朝の第三百六十四頁に論述せられてゐること、安國寺利生塔創建の趣旨に關係する重要な文書である。

中村學士はわが南北朝時代の怨靈思想について各方面から考察した中に、尊氏は高時の怨靈に少からず恐怖を感じ、建武元年冬後醍醐天皇に奏請して高時の舊趾に梵宇を建立し、金龍山圓頓寶戒寺と名づけ、又別に一社を造營して高時の靈魂を祀り、徳崇權現と云ひ、尊氏自ら相模國金目郷を寄進し、「偏宥亡魂之恨、爲救遺骸之辜也」と云ひ、又次いで丹波光福寺に前掲の石崎郷を寄せて、高時の怨靈を救はんことを祈念してゐるのは、その土地が嘗て後醍醐天皇から尊氏に賜つた由緒ある土地であることから見ても、單に普通の場合の寄進として輕視することが出来ないと共に、安國寺利生塔創建の萌芽が此の頃から芽ぐんでゐたかも知れないと述べられてゐる。

丹波安國寺文書に就いて

五〇五



辻博士の論著は安國寺に關する凡ての精覈なる研究でもあり、豊富なる史料と卓見とによつて、その創建の趣旨を述べられて餘す處がない。今その創建の趣旨の概要を左に摘記する。

安國寺利生塔は恐らく夢窓國師の勸めによるのであつて、尊氏直義が元弘以來の行蹟殊に後醍醐天皇に對し奉りし所作を深く悔恨し、之を謝し奉ると共に、敵味方一切陣亡の靈魂を弔はんとするのであつて、尊氏の道心強かりしことや、直義の深き宗教心、即ち此の兩者の信仰に基くのである。而して他の一面即ち信仰表現の外には政治上深重の意義が存してゐる。それは第一、天平の昔の國分寺の模倣で、足利氏の威信を示さんがため、一つは其の壯大を記念せしむる標章として、第二、勢力範圍の擴張の爲の便宜、即ち人心撫安の爲、土地領有の標準として、又軍略上の必要からである云々と。

勿論夢窓國師の考へが如何様であるとも、尊氏が安國寺創建の動機は後醍醐天皇の御菩提を弔ひ、元弘以來敵味方一切陣亡の靈魂を弔はんが爲であること申すまでもないが、それが辻博士の説かるゝ如く尊氏の道心強かりし事や、直義の宗教心即ち兩者の信仰に基くとは云ふものゝ、その由來は中村學士の既に説かるゝ如く時代の流行思想たる怨靈を恐れたと云ふことから來てゐるに相違なからう。而してこの感じは尊氏兄弟のみでなく、當時全國一般に元弘以來戰死者の怨靈に戦くものが多かつたことであつて、安國寺は恰も全國餘すところなきまでに祀つて

ゐる天滿天神の社や、平安朝に出來た八所御靈社などとその創建の動機が同じではなからうか。さればこの點に於いて、安國寺は天平時代國分寺の創建と外形は似てゐても、動機は全く別箇のもので、偶々以て尊氏が禪僧の宗勢擴張に利用せられたのである。而して此の事が又以て尊氏直義の文化的政策ともなつたので、彼等が宗教の力によりて文化の燈明を保持し、不完全ながらも秩序を作らうとしたのは、所謂苦しい時の神だのみである。社會混亂時代の後の有様、例へば保元平治の亂等幾多の戰亂後に於ける源賴朝の社寺に對する政策を見ても明かであるが、安國寺利生塔の創建もこの大勢から出たものであり、四海之靜謐、一家之長久、將又爲救所々滅亡輩之怨靈の文言が最もよくこれを説明してゐる。尊氏の心中には恐らく後醍醐天皇の冥福を祈る爲の天龍寺を安國寺の總本山の如く考へてゐたであらう。

暴力は一時文化を破壊するとは云へ、その建設には智力に俟たなければならぬ。鬼をも挫く猛者が、僧侶三寸の舌に脆くも兜を脱いで、その手に縋つて救済を求め、はては政治上にまでも僧侶の手を藉る様になるから、僧侶の勢力が社會を支配することになるのは當然で、禪宗が官僚的宗教となつたのも、尊氏直義等が絶えず内心の不安に襲はれてゐるのを救ひ、且つは一國文化の保存、秩序恢復に致した功勞の報酬であらう。

兎に角丹波光福寺は康永三年諸國寺塔の通號を安國寺利生塔と定めらるゝに際し、寺號を改



められたので、安國寺文書では貞和二年十二月尊氏の寺領寄進狀に始めて「丹州安國寺本號光福寺と見え、丹波春日部莊の一部を寄進した。此の場合は單に其の理由として「爲當寺興隆所寄附也」とのみ書いてあるから、光福寺は特別の造營等もなく寺號のみが變更されたのである。

二

丹波安國寺の經濟及び其の後の沿革等に就ては、既に辻博士が、安國寺利生塔考の内に摘記せられてゐる所であるが、更にこれをやゝ詳細に記して見たい。

丹波安國寺の所領は、時代によりてもとより一様ではないが、同寺所藏の古文書に因れば、凡そ次の如きものである。

丹波國高槻保内守清名

同國八田郷上村内貞清名

同國春日部莊内中山村

同國夜久郷内今西村

日向國國富莊石崎郷

越後國鵜河莊内安田條上方

右の内丹波高槻保守清名田畠は同寺の寺領として、最も古いもので、もと文保元年八月比丘尼

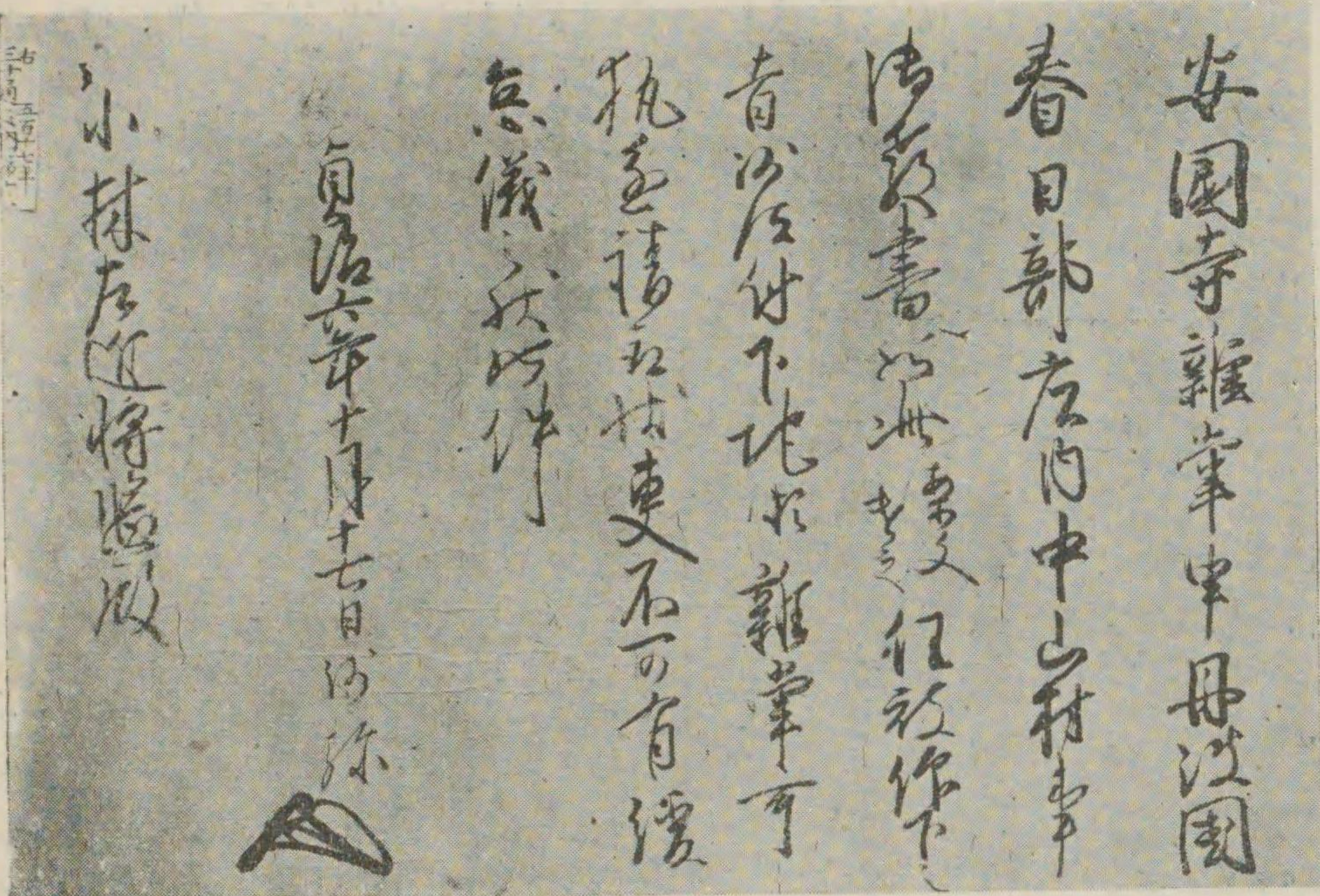
心會なるものが源資平に譲り、更に建武五年四月其の名主職を光福寺(後の安國寺)に寄せたものである。八田郷上村内貞清名はすでに述べし如く、建武三年上杉朝定の寄進にかゝるものであるが、約四十年を経た永和の頃には既に他に押領せられんとするやの様子が見えたが、至徳四年六月二十九日に至つて更めて、足利義滿が寄進狀を出してゐる。足利氏は安國寺を創立するに當つて、多くは在來の寺を以て之に充て、新に造營せられたものゝ少いことは辻博士の論ぜられたことであるが、丹波國安國寺もまた、單に寺領の寄進によつて安國寺と改稱し其の興隆を祈つたので、足利氏は天平の國分寺創建の如き經費を超越したる計畫は、到底其の財政が許さざるのみならず、實際に於て是等安國寺の料所さへ足利時代を通じて常に安定したことがなく、次第に維持の困難を來たしたので、丹波安國寺に關して以下述べんとする寺領の如き其の好例で、恰も天平の國分寺があれだけの朝廷の保護ありしに拘らず久しからずして衰微したのと同じで、斯くの如く、中央政府が劃一的に政策的に建立したる寺院が、地方政治の紊亂と共に亡ぶのは其の地方の信仰を基礎としないからであつて、幸に丹波安國寺の如きが今尙相當の寺運を維持してゐるのは、上杉氏の氏寺であつたと云ふ地方的色彩の強かつたことも關係してゐると思ふ。

さて丹波安國寺料所たる丹波夜久郷内今西村及び越後國鵜河莊内安田條上方は上述の守清名、貞行名と共に安國寺としての所領ではなく、共に上杉朝定が、一は康平元年十二月二十三日、



一は曆應四年卯月十三日に寄せたものである。然るに夜久郷の所領は其の後丹波地方に於て勢力のあつた荻野朝忠等の輩によつて押領せられしと見え安國寺雜掌が幕府に訴へたからその結果應安二年十月五日佐々木頼氏は押領禁止の奉書を出してゐる。實に此の地寄進せられてより僅かに二十八年目である。されど尙押領を止むることが出来なかつたと見え翌應安三年四月六日細川頼之が又同じ奉書を出してゐる。足利幕府は其の財政の窮迫を救はんが爲に、兵糧米料所として寺領其の他莊園の收入を折半して幕府の收入とせしめる所領半濟の制度を案出し、之を御家人をして管理せしめたが、此の事は却つて御家人が押領を働く口實を作る結果となつたが、丹波安國寺領たる夜久郷に於ても半濟を被官の輩が押妨したので、應安六年十二月十九日に細川頼之は此の半濟を停止し、一圓安國寺の知行たるべきことを命じてゐる。かくて至徳四年六月二十九日、更に改めて足利義滿は夜久郷今西村を本寺に寄進した。が、應永八年五月二十六日にはまた將軍家奉書が出て、本料所を荻野出羽入道が拜領と稱して半濟を押領することを停めて居る。

丹波春日部莊中山村は足利尊氏が安國寺創建に當つて、貞和二年十二月二十八日寄進したものであるが、五年を経過したばかりの正平六年十一月十日に、足利義詮が赤松貞世なるもの、此の料所に於ける濫妨を停むべき御教書を下し、其の後尙紛争を續け貞治五年十二月二十二日、二



山名時氏施行狀

丹波安國寺藏

十三日、同六年十月十七日にも同じ事を繰り返し、應安二年十月五日には佐々木頼、應安三年四月六日には細川頼之また令して守護の遵行を促して居る。然るに十一年後の康暦二年三月二十七日斯波義將は春日部莊中山村半濟を停止すべきを命じ、永徳三年五月二十八日に亦同じ事を繰り返し、應永八年に至つては、赤松伊豆守貞村が半濟押妨を停むべき義持の御教書を下し、應永十年に至るも解決せず、屢々命令を出してゐる。京都に近い足利氏に縁故深い此の地方さへかくの如き有様であるから、幕府の威權の行はれない事想像するに餘りあるので、況んや將軍の保護の尠い他の寺領に至つては一層其の維持に困難であつたことも窺はれる。

越後國鶴河莊内安田條上方はもと上杉氏の所領であつたところで、上杉朝定が、曆應四年卯月十三日



安國寺が光福寺と稱した時に寄せた料所で、僅々十一年後の觀應三年九月三日に早くも押領するものがあつたので、義詮は御教書を下して之を止め、更に永和元年九月六日に、義滿の御教書を以て本主朝定の狀に任せて安堵せしめ、十二月十二日管領細川頼之又之に因つて寺家雜掌に沙汰せしむべきことを命じたが、翌永和二年九月二日上杉憲榮又これを繰り返してゐる。然るに此の地は尙毛利宮内少輔道幸なるものが押領して命を奉ぜないとの訴へがあつて、永和三年五月十二日、同七月二十三日、同八月九日、同十二月二十六日、翌四年三月二日と引繼いで、關東管領上杉憲榮、細川頼之が令し、これを抗拒せば八幡大菩薩の神罰を蒙るものであるとさへ言つて威嚇したが、命令は行はれなかつたと見えて、十年後の康應元年十月二十二日に至つて尙斯波義持が同じ事を再び命じて居る。

かくの如き状態であつて、幕府の威令は少しも徹底せず、應永の頃に至つては、丹波からは遠隔の地たる越後、日向の兩所領は、遂に安國寺より放棄するの止むを得ざるに至つたと思はれて、古文書等に何等散見する所がない。かくて、義持は應永二十九年五月十四日に、義教は永享元年十一月十九日に、義政は永祿二年十月二十五日に、義植は永正五年九月十五日に各々御教書を以て、丹波夜久郷今西村、八田郷貞行名、春日部莊中山村の各所領の安堵を承認してゐるが、事實寺家領掌として確實であつたかは、頗る疑はしいのである。

而して右に記した事情で凡てが明かなる如く、本寺が所謂半濟の爲に寺運の如何に衰運に傾きしかを知るのであつて、半濟の制度が却つて幕府に不都合なる結果、即ち地方御家人の跋扈を招く因縁となつたことが窺はるのであつて、丹波安國寺も之がため長祿寛正の頃に至つては、寺塔の大破するまでに及んだのである。

されば寛正二年正月十一日守護内藤元貞の出せる命令によるに、此の時より安國寺造營の勸進をはじめ、權門勢家を論ぜず丹波六郡中に於いて棟別錢十文宛の奉加をなして再興を企劃した。同年九月十日の何鹿郡廣戸九郎左衛門尉の書狀には、次の如く記してある。

安國寺爲勸進棟別拾文宛國中悉可有沙汰由、被仰出候仔細者、御奉書ニ可有候上意而如此候間、寺庵役所不殘可有御沙汰候、次第不同

上林上下村	相國寺領	同上下村	仁木殿領
上杉村	於與岐村	高槻	八田上村
八田下村	吉美東西	原村	山家
上位田	下位田	上島	下島
漢部	上高津	下高津	報恩寺
小幡	新庄	西保	赤目坂

丹波安國寺文書に就いて



物部郷 白道路

吾雀

同西方

栗村東西

九月十日

廣戸九郎左衛門尉(花押)

寺庵事者不及記候、無沙汰候在所をば、此折紙に而しかせん可有注進候被仰下候

然しこの寺塔再興の事業は成就せしかと云ふに頗る覺束なく、當時一般に百姓が課税に苦し

んだ事は、左の文書に丹波國守護内藤貞正が臨時課役勸進を停止せることより察せらる。

丹波國安國寺爲御當家御氏寺上者臨時課役勸進等事可有停止催促次自然於僧中亂行不法

輩並に門前百姓以下於寺家有不忠緩怠者以寺家評定之儀堅加成就、可處罪科、猶々於國不可

等閑之儀者也、仍狀如件

永正二年五月十日

貞正(花押)

大槻筑前守殿

同じ事は天文十七年十月の文書にも見える。

大永五年六月管領細川高國は、大乘妙典一部を書寫し、特に高國が信仰するこの安國寺に奉納せしめ、且つ造營料の棟別錢をも調達して届けて居る。其の書寫の法華經は今に本寺に所藏せらるゝ所で、幅五寸五分餘頗る謹嚴なる書風見るべきものである。其の奥書は左の如し。

目角時身體染穢惡處膠水腹短氣諸惡重病是故普賢若見受持是經典者當起速迎當如敬佛誦是普賢勸念誦時恒河沙等无量无边菩薩得百万億旋陀羅尼三千大千世界微塵等諸菩薩具普賢道佛誦是經時普賢等諸菩薩舍利弗等諸聲聞及諸天龍人非人等一切大會皆大歡喜受持佛語作禮而去

書與經寫(國高川細)永道彌沙

奉書寫大乘妙典一部一筆  
奉納丹波國安國寺所祈之意趣者爲  
天下泰平國土安全特奉祈  
大將軍武運長久次所願當家子孫榮者也

大永五年六月日

藏寺國安波丹

奉書寫大乘妙典一部一筆 六十六部欲  
奉納丹波國安國寺所祈之意趣者爲天下泰平  
國土安全特奉祈征夷大將軍武運長久次所願  
當家子孫繁榮者也  
大永五年六月 日

沙彌道永(花押)

其の後徳川時代に入りては、領主谷氏より慶長六年、元和元年、寛永十二年、寛文八年、元祿六年の寺領、境内竹木等に關する安堵狀あるも、寺は自然往時の如く寺運あがらず、元祿六年三月五日の谷帶刀の安堵狀によれば、寺領は村内に田地二反一畝歩を有せるにすぎない有様であつた。

思ふに上杉氏の氏寺たるを以て、特に足利氏の崇敬を受け、應永の頃には十刹の列に加はり、諸國安國寺の隨一とまで稱せられたのであつたが、足

丹波安國寺文書に就いて



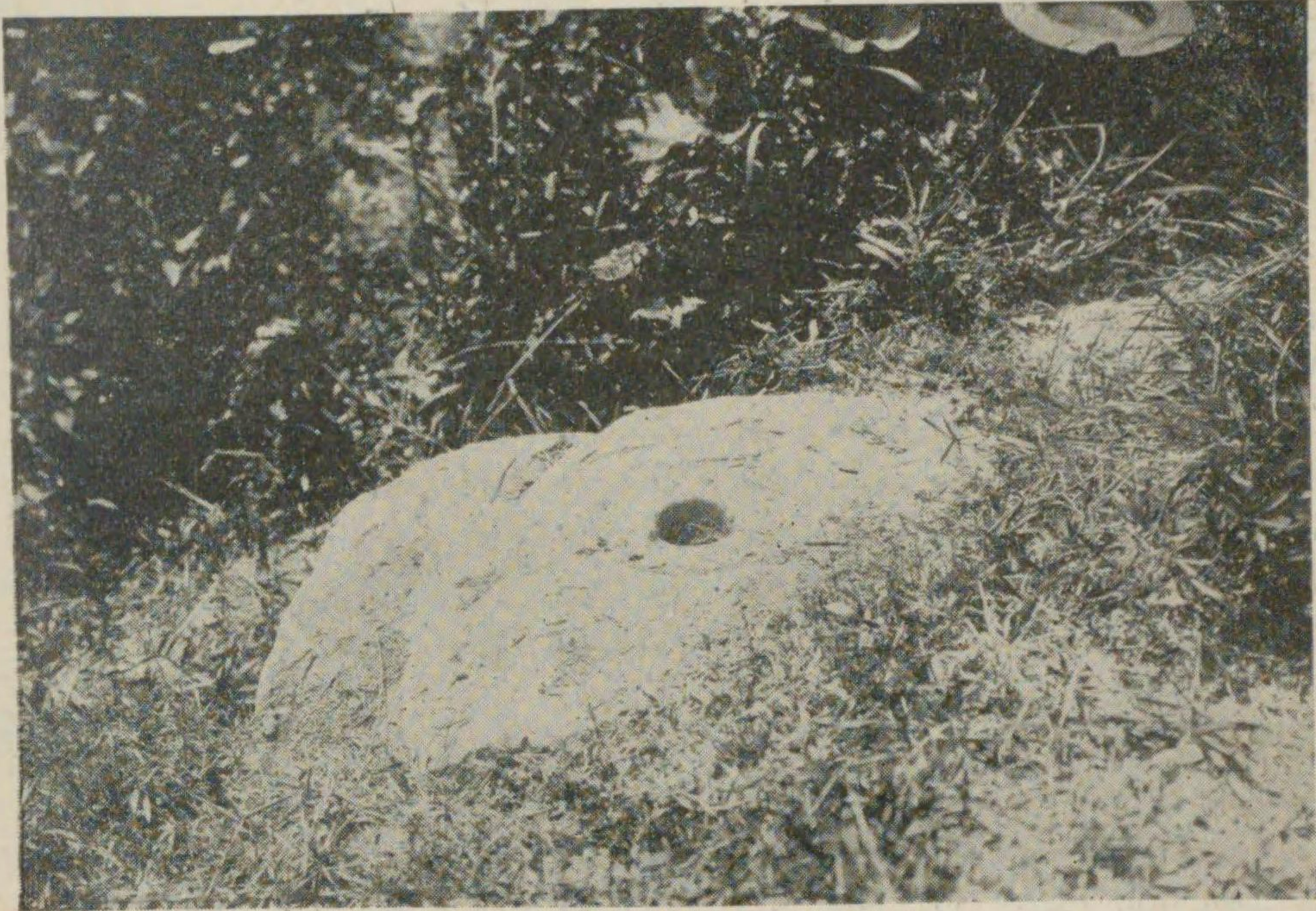
利時代地方政治の紊亂は恰も官寺の如き有様であつた本寺も、其の安國寺として創立の當初より寺領等も安定せず、江戸時代に入りては、纔かに領主の保護を受けて、寺域を維持したのみであつた。諸國安國寺もほゞ之と同じ経路を辿りし事、既に辻博士の説かれた通りで、天下靜謐を祈らんが爲に發願した安國寺の創建も、餘り香しき結果であつたとは云はれないであらう。

#### 一四 丹後國分寺と建武再興

丹後國分僧寺は天橋の對岸で、古の府中の西二十餘町の府中村大字國分にある。山麓の勝地たる字丸山に其の寺名を傳へる眞言宗成相寺末の寺院が存し、また前の臺地に堂塔の殘礎を遺してゐる。現在の寺院の堂宇は近時の建築で特に見るべきものもなく、其の位置もまた明かに後に移動してゐることを示してゐるが、右の門前の臺地にある礎石は三つの著しい群から成つて、舊形を遺存してゐる様にも解せられて興味深いものである。今其の狀を見るに、先づ擧ぐべき主要な一群は國分部落と寺院との間にある臺地の中央にあつて、俗に本堂屋敷と呼び、土壇の形をも遺すもので、第二はその正面(即ち南)二十六尺を距てた臺地の端にあつて、前者を本堂とせば、門礎の位置を占むるものである。而して第三は本堂屋敷の西南西四五十尺の田中にある方形の礎石群である。

右の礎石と共に、古の國分寺の遺物として見るべきものに古瓦類がある。これは何れも布目瓦で礎石の所在地附近に散在し、多くは何れも火に罹つて脆弱となつてゐる。文様のあるものは乏しいが、現在國分寺に藏する遺品に唐草紋の花瓦片があり、また厚手平瓦の完形品を傳へて





丹後國分寺礎石

る。前者は前年寺の南方の小溝で発見したもので、瓦瑣面の徑二寸三分あり、珠紋帯の間に配する唐草文は雄麗にして、頃の形式と共に奈良朝の特色を備へ、本寺草創當時のものたる事を示してゐる。

而して寺趾に存する礎石を観るに、第二のそれを門礎とすれば、此の門の正面に本堂あり、向つて左に塔婆立ちて恰も古き堂塔の配置を示してゐる様だが、一々の礎石を仔細に見れば、何れも粗なる造りで、且つ規模が小で、國分寺創草當時のものとは解し難い。内には門礎の一の如く古き礎石を混用したと見らるゝものもあるが、多くは再建の際の礎であることを思はしめる。或は後に述べる如く建武年間再興の際に出来た礎であり、配置であるかも知れない。これらに就ては梅原末

治氏考究の結果を参照せられたい(京都府史蹟勝地調査會報告第六册所載、同氏論文)。

二

丹後國分寺が一般國分寺と同じく聖武天皇の天平十三年の勅に基いて造營せられた事は云ふまでもないが、其の後の沿革變遷に至つてはこれを徵すべき資料に乏しく、纒かに延喜式に丹後國分寺料を載するのみである。本來諸國國分寺の造營に當つては、寺院將來の維持法等に關し相當の考慮を拂はれたであらうが、平安朝末よりそれ等の多くのものが衰頽に傾き、鎌倉時代には幕府が特に國分寺修理等を命ずるのみで、漸次名のみを止めるものが多くなり、往時の盛運を窺ふ事の出来ないまでに至つた。固より諸國の國分寺が全部建立完成したか否かに就ては疑問の餘地があり、同時にまた如何にして衰微せしかも尙ほ考究を必要とするところである。この後者には勿論寺院經濟の消長、都鄙信仰の相違、宗派其れ自身の沿革等をも併せ考ふ可きである。丹後國分寺の沿革が是等の研究に史料を提供するといふわけではないが、同寺には建武元年に於ける國分寺再興の古記録を存して、幸に再建當時の事情が知られるので、以下これを記して、諸國國分寺研究の参考に供し、併せて本寺の沿革の一端を明かにしよう。

さて此の國分寺に所藏する古記録は、竪九寸六分横六寸七分の粘葉本で二十八枚より成り、巻頭及び最後の部分は缺逸してゐるので、何年の書寫に係るものであるかは明かでないが、書風其



の他から推して足利氏時代の筆録にかゝる事は疑ふ餘地がない。外題はないが内容からすると建武再興記とも名づけるべく、其中建武再興に關する記事は史料として價值多きものである。

丹後國分寺が王朝を経て鎌倉時代に入り、此の期を通じて存在した事は、丹後成相寺所藏の正應元年八月の丹後國諸莊園郷保惣田數帳にも、丹後石河莊に二十八町九反二百十六歩の寺領を有した事を録してゐる事に依つて明かである。而して建武中興の政治が行はるゝに當つて、復古的精神に出られたものか、國分寺領處分に關しては相當考慮せられた様で、建武記に建武元年五月七日にそれ等の規定の存した事が見える。丹後國分寺の再興は恰も此の時、寺運回復の好機會であつた。

上記の古記録に據ると、鎌倉末期にはこの國分寺も甚だしく荒廢し、本尊金銅藥師如來尊像すら盜賊のために掠められて京都に賣却された有様であつたが、丹後の國司がこれを京都に捜し求め得て、國に持ち歸り、己が館の持佛堂に安置して三代を経たとある。此の事は、今遽かに信する事は出来ないが、嘉暦元年の頃から國分寺の住職であつた圓源房宣房なるものが再興の發願をなして、各地に勸進奉加をはじめ、後醍醐天皇は特にこれが爲に綸旨を下されて、嘉暦二年五月八日に斧始を行ひ、九月四日に立柱をなし、同三年十月に至つて丹後國司權介藤原助忠の宿所よ

り右の本尊を寺に移した趣を載せてゐる。これ等に對しても記録の記載には曖昧なる點があり、年代と干支との間違等も存して、其の凡てを信する事は出来ないが大體の輪廓は窺ひ得られる。

其の後元徳、元弘の時代は兵馬倥傯の際で、事實此の國分寺再興の事業も完成を見ずして中止された様であるが、後醍醐天皇が伯耆より還幸せらるゝに及んで、すべてが復興の氣運と共に堂宇の建立完成し、建武元年四月七日に上棟式、同九日に金堂供養の盛なる式が行はれるに至つた。上棟式の有様は、出仕の人々四十三人で建立成りし金堂の外陣東方には、勅使正五位下行内匠頭藤原朝臣光遠以下在廳の官人居並び、外陣の西方には衆僧着座し、記録に見える棟木の銘には左の如き交名が録されてゐる。

供養大願主國司内大臣正二位藤原朝臣公賢

勅使正五位下行内匠頭藤原朝臣光遠

祝所兄部正六位上行權介藤原助忠

造營奉行興圓空尊、昌慶、惣奉行光信

大工右衛門尉土師貞光、音頭周防、亟土師貞宗、長平乘忠

大工又五郎大夫大江家氏、音頭權次郎大夫大江重家長、大江安家



藤原公賢は云ふまでもなく洞院公賢で内大臣であつた。公賢が此の時丹後の國司たりし事は考へられないが、去年即ち元弘三年八月公賢が若狹國司となつたことからして、一時の權宜として丹後の國司の事を行つてゐたかも知れない。

同八月七日夕に本尊移徒の式が行はれ、勅使以下在廳官人は庭上に立ち並んで莊嚴なものであつた。翌八日には舞樂が催され、新に出來た五間四面の佛壇の中央に本尊を安置し、其の四方に四天王を奉安して各種の莊嚴を施し、内陣には導師以下衆僧が着座し、外陣正面に勅使以下の座の設けられた事を記してゐる。

同九日は法要の最も盛大に行はれたる日であるが、その仔細を記すべき必要がないから省略するが、僧侶六十七人によりて行はれ、導師である國分寺住持の表白に次いで、呪願師金剛心院長老順律房が願文を誦した。其の内の文言に復興せられたる本寺の規模の一部を説明したものであるから、左に抄録しよう。

(前略) 丹後國分寺者驚外境勝砌也、有圓源比丘、事當寺修造、嘉曆之昨唱道俗等、始木切、建武之今達國司等、成花麗、廻建立、五間四面堂舍一字、奉安置金銅藥師如來像一軀、建立僧堂一字、七間僧房二字、庫院一字、抑弟子備相位乎、忝累葉之歷仕掌吏務乎、整伽藍之供養、擇支干之甲吉、令演祝其子細、敬以彼上人爲導師矣、(下略)

以上の事實に據つてこれを見るに、丹後國分寺は建武元年に至つて嘉曆年間以來の宿願を達して、再び寺運の隆昌を見るに至つたもので、而して一面建武朝廷が其の復興に便宜を與へたものである事を知り得る。さり乍ら中興の政治は忽ち失敗に終り、本寺も又其の保護者を失ひ、後足利氏戦亂の時代に會し再び荒廢するに至つたものである。寺傳によると天文十一年兵火に罹れりとあり、後再興のものもまた天和三亥年六月十日洪水で破損したと云はれてゐる。此の後者の破損したる建築物として擧ぐる處に本堂、塔、護摩堂、鎮守等がある。但し正確なる史料に徴證なく、建武後の沿革を明かにする事は出來ない。